

国際馬術連盟

## 障害馬術競技会規程

第23版

(2009年1月1日FEI施行)

社団法人 日本馬術連盟

本規程は英文版が原本となります。  
本規程の英文と和文に差異がある場合には、英文が優先されます。

# 目 次

序 文.....	
第1部 障害馬術競技会	
第1章 総 論	
第200条 通 則.....	
7. 馬の年齢.....	
9. 経 費.....	
第2章 アリーナと練習用馬場	
第201条 アリーナ：広さと馬場の状態.....	
第202条 アリーナへの立ち入りと練習用障害.....	
第203条 ベ ル.....	
第204条 コースと全長測定.....	
第205条 コースプラン.....	
第206条 コースの修正.....	
第207条 標 旗.....	
第3章 障害物	
第208条 通 則.....	
第209条 垂直障害.....	
第210条 幅障害.....	
第211条 水濠障害.....	
第212条 コンビネーション障害.....	
第213条 バンケット、堆土、飛び上がり障害.....	
第214条 閉鎖コンビネーション障害、一部閉鎖コンビネーション障害、..... および一部開放コンビネーション障害.....	
第215条 選択障害とジョーカー.....	
第4章 走行中の減点	
第216条 減 点.....	
第217条 障害の落下.....	
第218条 垂直障害と幅障害.....	
第219条 不従順.....	
第220条 経路違反.....	
第221条 拒 止.....	
第222条 逃 避.....	
第223条 反 抗.....	
第224条 落馬、および馬の転倒.....	

第225条	許可のない援助	.....
<b>第5章 タイムと速度</b>		
第226条	走行タイム	.....
第227条	規定タイム	.....
第228条	制限タイム	.....
第229条	計 時	.....
第230条	計時の中断	.....
第231条	計時中断中の不従順	.....
第232条	タイム修正	.....
第233条	走行中の停止	.....
第234条	速 度	.....
<b>第6章 減点基準</b>		
第235条	過 失	.....
第236条	基準A	.....
第237条	基準Aでのスコア	.....
第238条	基準Aに基づく採点方法	.....
第239条	基準Cに基づく採点方法	.....
<b>第7章 失権、失格、罰金</b>		
第240条	失 権	.....
第241条	失 格	.....
第242条	罰金とイエローカード	.....
第243条	調教中の馬に対する虐待行為	.....
第244条	練習および調教用馬場、練習用障害	.....
<b>第8章 ジャンプオフ</b>		
第245条	通 則	.....
第246条	障害と距離	.....
第247条	失権、あるいはジャンプオフへの出場辞退	.....
<b>第9章 順 位</b>		
第248条	個人順位と表彰	.....
<b>第10章 選手と馬</b>		
第249条	CSIOへの招待	.....
第250条	CSIへの招待	.....
第251条	参加申込	.....
第252条	スターティング・オーダーの抽選	.....

第253条	出場選手の申告	.....
第254条	馬の参加と頭数	.....
第255条	ジュニアとヤングライダー	.....
第256条	服装と敬礼	.....
<u>3. 選手および馬につける広告と宣伝</u> .....		
第257条	馬装	.....
第258条	事故	.....

## 第11章 役員

第259条	役員	.....
1. 競技場審判団.....		
2. 実施要項の調整とFEIへの外国人審判員報告書.....		
3. 上訴委員会.....		
4. 獣医師代表団と獣医師代表.....		
5. コースデザイナーと技術代表.....		
6. スチュワード.....		
<u>7. 利害の抵触</u> .....		

## 第12章 競技

第260条	通則	.....
第261条	ノーマル競技とグランプリ競技	.....
第262条	パワー・アンド・スキル競技	.....
第263条	ハンティング競技、あるいはスピード・アンド・ハンディネス競技...	.....
第264条	ネーションズ・カップ	.....
1. 開催について.....		
2. カテゴリー.....		
3. 障害とテクニカル必要条件.....		
4. 選手.....		
5. 参加.....		
6. スターティング・オーダー.....		
7. 第2回目走行へ出場するチーム数と選手数.....		
8. 失権と棄権.....		
9. 順位.....		
10. その他の競技会におけるネーションズ・カップ.....		
第265条	その他の団体競技	.....
第266条	飛越回数競技（フォルト・アンド・アウト）	.....
第267条	タイム競技（ヒット・アンド・ハリー）	.....
第268条	リレー競技	.....
第269条	累計競技（アキュムレーター）	.....
第270条	点取り競技（トップスコア）	.....
第271条	コース自由選択競技	.....
第272条	ノックアウト競技	.....
第273条	2回走行競技	.....

第274条	二段階走行競技.....
第275条	決勝ラウンドを行うグループ競技.....
第276条	2回走行と決勝ラウンドを行う競技.....
第277条	ダービー競技.....
第278条	コンビネーション競技.....
第279条	貸与馬による競技会と競技.....

### 第13章 獣医検査、ホース・インスペクション、馬の薬物規制、馬のパスポート

第280条	獣医検査とホース・インスペクション.....
第281条	馬の薬物規制.....
第282条	馬のパスポート.....

### 付 則

付則1	F E I 名誉バッジ.....
付則2	C S I Oへの参加を認められる主催国個人選手数（第249条2、3、5、6、7、8）
付則3	規定タイムの早見表 <b>速度300m/分、325m/分、350m/分、375m/分、400m/分</b> .....
付則4	C S I O競技会におけるグランプリ競技への出場資格認定（第261条4）
付則5	ノックアウト競技（予選ラウンドにおけるスターティング・オーダー）（第272条）
付則6	個人競技におけるスターティング・オーダーのローテーション
付則7	獣医検査、ホース・インスペクション、およびパスポート査閲（獣医規程—第1011条の解説）
付則8	オリンピック大会、世界障害馬術選手権大会、大陸障害馬術選手権大会への出場資格認定手順
付則9	ヤングライダーとジュニアの特別規程
付則10	ベテランライダーの特別規程
付則11	スポンサー付きチームの登録
付則12	コースデザイナーの昇格
付則13	審判員の昇格
付則14	馬スポーツ憲章
付則15	<u>ポニーライダーの特別規程</u>
付則16	<u>チルドレンの特別規程</u>
付則17	<u>アマチュア・オーナー・カテゴリー特別規程</u>

# 索引

事故	第258条
アリーナへの立ち入り	第202条1
調教中の馬への虐待行為	第243条
<u>選手および馬につける広告と宣伝</u>	<u>第256条3、第257条3</u>
馬の年齢	第200条7
<u>アマチュア・オーナー・カテゴリー</u>	<u>付則17</u>
上訴委員会	第259条3
（練習／調教用）馬場	第202条2、3、4
	第244条1
アリーナ（競技）	第201条
許可のない援助	第225条
F E I 名誉バッジ	付則1
バンケット	第213条
ベル	第203条
プロテクターと肢巻き規制	第244条5
プロテクター（馬）	第257条2、3
貸与馬	第279条
ジュニア選手権大会とヤングライダー選手権大会	付則9
<u>ポニーライダー選手権大会</u>	<u>付則15</u>
<u>チルドレン選手権大会</u>	<u>付則16</u>
馬の変更	第254条2、3
<u>チルドレン競技会</u>	<u>付則16</u>
F E I 馬スポーツ憲章	付則14
<u>利害の抵触</u>	<u>第259条7</u>
コンビネーション障害	第205条3、第212条
－減点	第212条2、3、4、5
コンビネーション（開放、閉鎖、一部開放、一部閉鎖）	第214条
競技	第12章
－通則	第260条
－アキュムレーター競技	第269条
－貸与馬	第279条
－ダービー競技	第277条
－飛越回数競技（フォルト・アンド・アウト）	第266条
－タイム競技（ヒット・アンド・ハリー）	第267条
－ハンティング競技、あるいは	
スピード・アンド・ハンディネス競技	第263条
－決勝ラウンドを行うグループ競技	第275条
－ノックアウト競技	第272条、付則5
－ノーマル競技とグランプリ競技	第261条
－パワー・アンド・スキル競技	第262条
－通則	第262条1

－ピュイッサンス競技	第262条2
－六段障害飛越競技	第262条3
－リレー競技	第268条
－ノーマル・リレー競技	第268条2
－飛越回数リレー競技（フォルト・アンド・アウト・リレー）	第268条3
－飛越回数連続リレー競技	第268条4
－飛越回数選択リレー競技	第268条5
－コース自由選択競技	第271条
－点取り競技（トップスコア）	第270条
－2段階走行競技	第274条
－2回走行競技	第273条
－決勝ラウンドを行う競技	第276条
2回走行と決勝ラウンドを行う競技	第276条1
1回走行と決勝ラウンドを行う競技	第276条2
コース	第204条
－修正	第206条
－コース全長	第204条5
－全長測定	第204条1、2、3
－速度の変更	第204条4
－コースプラン	第205条
コースデザイナー	第259条5. 1
掛け金（カップ）	第208条4、第210条、 第211条10
経路違反	第220条
経路違反（修正）	第220条2
障害の移動	第217条2
失格	第241条
不従順	第219条、第231条、 第235条2、3
不従順（計時中断）	第230条
コースの全長（誤り）	第204条2、3
スターティング・オーダーの抽選	第252条
服装	第256条1
失権	第240条
参加申込	第251条
獣医検査とホース・インスペクション	第280条、付則7
<u>経費</u>	<u>第200条9</u>
落馬、および馬の転倒	第224条、第231条 第235条3
－計時中断	第231条1、2
標旗	第207条
－転倒	第207条4、5
－（スタート・ラインとフィニッシュ・ライン）	第204条6、第207条6
罰金	第242条
外国人審判員	第259条

グランプリ競技（競技の運営）	第261条5
－出場資格	第261条4、付則4
－参加	第261条4
－基準とコース	第261条1、2、3
競技場審判団（権限）	第203条1、第259条
－構成	第259条1
ジムナスティック・トレーニング	第244条3
ハンティング競技	第263条
C S I Oへの招待	第249条、付則2
C S Iへの招待	第250条
ホース・インスペクションと獣医検査	第280条、付則7
審判員（外国人）	第259条1
－ジャンプオフ	第238条1
－通則	第245条
－追加障害	第246条7
－障害の寸法	第246条
－失権	第247条1
－障害数	第246条3
－障害、距離	第246条
－出場辞退	第247条3
－棄権	第247条2
ジュニア	第255条、付則9
ジュニアとヤングライダー（参加）	第255条
競技場審判団（権限）	第203条1、第259条
－（構成）	第259条1
障害の落下	第217条
ライン（スタート・ラインとフィニッシュ・ライン）	第204条6、第207条6
	第229条5
リバプール	第211条11
コースの全長測定	第204条
馬の薬物規制	第281条
堆土	第213条
国内競技会	第251条5
ネーションズ・カップ	第264条
－カテゴリー	第264条2
－順位	第264条9
－選手	第264条4
－選手（交代）	第264条5. 5
－コース	第264条3
－4番目の選手の棄権	第264条4. 2
－失権と中途棄権	第264条8
－参加国数	第264条1. 2
－障害	第264条3



ーオーダー（スタート）	第264条6
ー開催	第264条1
ー参加	第264条5
ー順位	第264条9
ー褒賞	第264条1. 5
ースターティング・オーダー	第264条6
ー基準	第264条1. 7
ーテクニカル必要条件	第264条3
ー他の競技会におけるネーションズ・カップ	第264条10
頭数	第254条1
障害物（寸法）	第208条3、5、6
ー通則	第208条
障害（練習用）	第202条3
ー選択障害	第215条
ー不正確な復旧	第217条5
ージョーカー	第215条3
ーリバプール	第211条11
ー幅障害	第202条4、第210条 第211条10、第218条
ートリプルバー	第210条、第212条5
ー垂直障害	第209条、第218条
役員	第259条
ー上訴委員会	第259条3
ーコースデザイナー	第259条5. 1
ー競技場審判団	第259条1
ー技術代表	第259条5. 2
ー獣医師代表団	第259条4
ー獣医師代表	第259条4
スターティング・オーダー（抽選）	第252条、付則6
他の団体競技	第265条
参加	第254条
ーダービー競技	第277条
ージュニア	第255条、付則9
ーヤングライダー	第255条、付則9
馬のパスポート	第282条、付則7
減点（コース）	第216条
減点（基準）	第235条
ー成績 基準A	第238条
ー基準Aに基づくスコア	第237条
ー基準Cに基づくスコア	第239条4
ー基準A	第236条
ー基準C	第239条
ー基準Cにて	第239条2

順位（個人）	第248条
<u>ポニーライダー</u>	付則15
練習用障害	第202条3、4
	第244条2
競技場審判団長	第259条1、2
プレス（プレス向けの障害飛越）	第202条6
表彰	第248条
昇格：	
ーコースデザイナー	付則12
ー審判員	付則13
ピュイッサンス競技	第262条2
飛び上がり障害	第213条
拒止	第221条
反抗	第223条
成績 基準A	第238条
成績 基準C	第239条4
逃避	第222条
馬装	第257条
セイフティール・カップ	第210条、第211条10
敬礼	第256条2
調教	第239条5
スコア（基準A）	第237条
スコア（基準C）	第239条4
速度	第204条4、第234条
スピード・アンド・ハンディネス競技	第263条
スタート（合図）	第202条4
出場選手（申告）	第253条
スタート・ライン	第204条6
スターティング・オーダー（抽選）	第252条、付則6
スチュワード	第244条5
停止（合図）	第203条2
走行中の停止	第233条
ストップウォッチ	第229条2、3、4
基準A（減点）	第236条
基準A（スコア）	第237条、第238条
基準C（減点）	第239条
基準C（スコア）	第239条4、5
技術代表	第259条5、2
走行タイム	第226条
規定タイム	第227条、付則3
計時の中断	第230条、第231条
制限タイム	第228条
タイム修正	第232条

計時	第229条
障害への接触	第217条2
トレーニング（ジムナスティック）	第244条3
回転義務地点	第240条3. 7
ベテラン・ライダー	付則10
獣医師代表団	第259条4. 1
獣医師代表	第259条4. 2
獣医検査、ホース・インスペクション	第280条、付則7
水濠障害	第211条
－ 審判員	第211条8、9
－ 過失	第211条7、8、9
鞭	第257条2. 2
ワイルドカード	第249条8
<u>イエロー警告カード</u>	<u>第242条</u>
ヤングライダー	第255条、付則9

## 序 文

本障害馬術競技会規程は2009年1月1日付けで施行する。国際障害馬術競技会用メモランダムとF E I スチュワード・マニュアルを除き、この日以降はそれ以前に発行され、同様の内容を扱ったその他一切の文書（障害馬術競技会規程旧版とその他すべての公式文書）に代わるものである。

本書は国際障害馬術競技会に関するF E I（国際馬術連盟）規程を詳細に提示するものであるが、規約や一般規程、獣医規程の併読が必要である。

この規程にあらゆる事態を想定して記載することは不可能である。特定の状況に際して拠り所となる規定がない場合、あるいは関連規定の解釈上最も近いと思われるものが明らかに不公正を招くような場合は、責任ある立場の者がオフィシャル・ビデオ記録（オフィシャル・ビデオ記録とは、組織委員会が雇ったTVネットワークもしくはビデオ会社のオフィシャル・ビデオによる収録とする）などすべての技術的補助を利用し、本規程と一般規程の趣旨をできるだけ反映させつつ、常識とフェアプレイの精神に則って判断をくださなければならない。

注記：本規程について全面的な見直しを行ったため、追記と変更箇所は赤の太字で記載し、その項目の左側に傍線をつけた。文章が削除（取り消し線で印す）されている箇所があり、また新たに条項が追加されているところもあるので注意のこと。

J E F 注記：和文では更新箇所を下線で表示

# 第1部 障害馬術競技会

## 第1章 総論

### 第200条 通則

1. 障害馬術競技は馬と選手が一体となり、コースに配置された障害を多様な条件の下で、如何に飛越するかを審査する競技である。この競技は馬の自由な動きやエネルギー、技能、速度、飛越に対する従順性、および選手のホースマンシップを示すことを目的とする。

2. 選手が障害落下、拒止、制限タイムの超過などの過失を犯した場合には減点される。競技会の種類に応じて減点の最も少ない選手、走行タイムの最も早い選手、または得点の最も多い選手が優勝となる。

3. 障害馬術競技を画一化することを意図するものではない。競技やコースに変化をもたせることは選手にとっても観客にとっても関心をそそることとなり、そのための努力を惜しんではいけない。

4. その他の競技、あるいは変化をもたせた特別競技も、一般規程と本規程に記載の条項に従うという条件で障害馬術競技委員長と協議ののち、事務総長が認めることもある。各競技の詳細な競技条件を競技会の実施要項とプログラムに記載しなければならない。主催者がショー競技を開催することはF E Iがその開催条件を承認しない限り認められない。5歳馬を対象とする競技会あるいは国際競技を開催したいとする主催者は、所属のNFを通してF E Iの許可を求めなければならない。これらの競技の開催条件はF E Iの承認が必要である。

5. 競技はすべての選手に公平でなければならない。従って競技会を統制する厳正かつ詳細な規程を設けることが必要となる。その為、F E Iが現地の状況を加味して規程をある程度、緩和することを認めない限り、以下の規程を尊重しなければならない。

6. 英語とフランス語では類似した発音の言葉があるが、すべてが同様の意味をもつものとは限らず、その使用は混乱を招く場合がある。

本規程では一貫性を持たせるために、以下の英語とフランス語は同義語として扱う：

英語	フランス語	
Disobediences	Désobéissances	不従順
Fault	Fautes	過失
Penalty (points)	Pénalité (points de pénalités)	減点 (ポイント)
Score	Résultat	成績、スコア

注記：（「faults」の代わりに）「penalties」という用語が他のF E I競技種目規程で使用されているため、本規程の英語記載本文でも「penalties」を使用する。

「faults」（過失）という用語は、走行中に減点対象となり得る事柄すべてを意味する言葉として使用する。

## 7. 馬の年齢

オリンピック大会と世界選手権大会に参加申込を行う馬は、9歳以上でなければならない。

地域大会、大陸選手権大会、ワールドカップ・ファイナルに参加申込を行う馬は、8歳以上でなければならない。CSIO3\*~5\*競技会とCSI3\*~5\*競技会に参加申込を行う馬は、7歳以上でなければならない。しかしながら、6歳馬の参加に限定した競技をこれらの競技会で開催することはできる。CSIO1\*/2\*競技会とCSI1\*/2\*競技会に参加申込を行う馬の年齢は6歳以上でなければならない。

8. 一般規程の第106条5によりCSI1\*にカテゴリー分けされた競技会の範疇で行われるいかなる競技でも、第1回目走行での障害の高さは1.40mまでとする。またCSI2\*としてカテゴリー分けされた競技会では1.45mまでとする。この条項は六段障害馬術競技とピュイッサンス競技には適用しない。

## 9. 経費

### 9.1 チーム監督、チーム獣医師、選手、グルーム、馬

9.1.1 シニア対象のFEI世界選手権大会とFEI大陸選手権大会の組織委員会は、公式チームに属するチーム監督、チーム獣医師、選手、馬、およびその馬のグルームについて、ホース・インスペクションの前日から競技会終了の翌日までの宿泊費と食費を負担するとともに、主催国内での船または航空機からの馬の積み降ろしと、それらへの積み込みの費用、検疫費用、関税も含め、主催国の国境あるいは到着地点から競技会場までの旅費を負担する責任がある。帰路も同様とする。CSIOの組織委員会は、公式チームに属するチーム監督、選手、馬、およびその馬のグルームについて、最初の公式競技前日から競技会終了の翌日までの宿泊費と食費を負担しなければならない。CSIOについては旅費の支払いは義務づけられていない。

9.1.2 公式チームに加えて参加申込をした個人選手についても、上記条件の一部または全部を適用される場合がある。

9.1.3 他のFEI選手権大会、FEIワールドカップ™ファイナル、大会（オリンピック大会を含む）における諸経費については、これら競技会の特定規則を参照のこと。

9.1.4 組織委員会は実施要項で公表した期間以外での経費、あるいは公式チームに随行した同行者の旅費や滞在費については一切支払う義務がない。

9.1.5 諸規程に別段の定めがない限り、選手とグルームの旅費と宿泊費、厩舎代と馬糧経費について実施要項に記載する必要がある、また滞在費と食費については妥当な範囲で補助しなければならない。

## 9. 2 役員

9. 2. 1 NFと組織委員会は、FEI一般規程と／あるいは障害馬術競技会規程に基づき、すべての役員の旅費と宿泊費、食費を支払うものとする。

9. 2. 2 組織委員会が諸経費を負担するFEI指名役員については、組織委員会の合意を得て任命するものとする。

9. 2. 3 競技会における審判員と上訴委員会メンバーへは、日当を支払うものとする（推奨金額：1日100ユーロ以上）。

## **第2章 アリーナと練習用馬場**

### **第201条 アリーナ**

アリーナは四方を囲まれていなければならない。競技中、馬がアリーナ内にいる間は出入り口をすべて閉鎖する。

屋内アリーナは、短辺が20m以上で1,200㎡以上の広さがなければならない。屋外アリーナは短辺が50m以上で4,000㎡以上の広さがなければならない。FEI障害部門は、この規則に関する例外を認める場合がある。

### **第202条 アリーナへの立ち入りと練習用障害**

1. 選手がアリーナ内への入場を許可されるのは各競技の前に（ジャンプオフを含め）、徒歩でコースを1回下見する時のみである。「アリーナ閉鎖」の表示が入場口やアリーナの中央に明瞭に掲示されている場合は、アリーナへの入場が禁止される。アリーナ内への入場が許可されるのは競技場審判団がベルを鳴らして入場の合図をした時と、「アリーナ開放」の表示がある場合である。また場内放送でのアナウンスも必要である。但し、異なるコースで2回走行が行われる競技では、2回目の走行前に下見をすることができる。

2. 練習用施設が著しく限られている屋内競技会については、組織委員会が競技場審判団の合意を得た上で、時間を定めてアリーナを練習に開放することができる。

3. 調教（練習）用馬場が不十分、もしくは使用できない場合は、コースに使われていない練習用障害を1個、アリーナ内に設置しなければならない。その他の場合はいかなる状況下でも、競技で任意障害あるいは練習用障害を設置することはできない。

4. 障害は幅1.40m、高さ1.60m以内の幅障害、あるいは高さ1.40mまでの垂直障害とし、必ず赤と白の標旗を設置しなければならない。番号は付けない。この障害の大きさは競技中に変更してはならない。練習用障害の飛越は2回のみとする。3回以上この障害を飛越したり、また飛越しようとした選手は罰金を科せられ、更に失格となる場合もある（第241条2.3と第242条1.5）。

練習用障害を間違った方向から飛越した場合は失格となる（第241条2. 8）。

選手が練習用障害の飛越に使える時間は、競技場審判団が開始のベルを鳴らしてから90秒までとする。

練習用障害における落下、拒止、逃避は飛越行為と見なされる。1回目の試行で拒止があり、障害の落下もしくは移動を伴った場合は、この練習用障害が復旧された時点で2回目の飛越（最終飛越）を試みることができる。障害の復旧に要した時間は計測されない。

競技場審判団は選手が練習用障害の飛越試行を終了した後、もしくは90秒が経過した時点で競技走行開始の合図をしなくてはならない。この合図（ベル）があった後、1回しか試行していない選手は2回目の飛越を試みても良いが、スタート・ラインを正方向から45秒以内に通過しなければならない。45秒が経過した場合はその時点で走行タイムの計測を開始する（第203条1. 2）。

5. 競技開始前に行うパレード中にアリーナ内の障害を飛越したり、飛越しようとしてはならない。この条項に違反した場合は失格となる場合がある（第241条2. 4）。

6. 入賞者は競技場審判団の許可を得て、プレス向けに障害を1個飛越することができる。但し、その後の走行に使用される障害ではないものとし、またこの行為は奨励されるべきものではない。

## 第203条 ベル

1. ベルは選手とのコミュニケーション手段である。競技場審判団のメンバー1名がベルを担当し、この使用に責任を負う。ベルは次の場合に使われる：

1. 1 コースの準備が終わり、選手に下見のためのアリーナ入場を許可する場合（第202条1）と下見終了を伝える場合

1. 2 スタートの合図を送り、アリーナに隣接して設置されたスコアボードのタイム表示装置、あるいはこれに代わる表示装置にて45秒のカウントダウンを開始すること。

45秒のカウントダウンとは選手が走行を開始する前に使える時間を設定したものである。予期できぬ状況が発生した場合は競技場審判団にこの45秒のカウントダウンを中断する権限がある。スタートの合図から選手が正しい方向よりスタート・ラインを通過するまでに生じた不従順や落馬などは減点されない。

ベルが鳴ってから第1障害を飛越するまでにスタート・ラインを正しい方向から2回目に通過した場合は不従順と見なされる。しかし、屋内競技会で特別な状況下では、競技場審判団はスタートを有効化せず、あるいはスタート手順を取りやめ、再度スタートの合図を行ってカウントダウンを再開することができる。

1. 3 何らかの理由や予期せぬ事態により選手の走行を中断させる場合、および中断の後に走行再開の合図をする場合（第233条）。

1. 4 不従順によって落下した障害が復旧されたことを合図する場合（第233条）。

1. 5 長めの合図を繰り返して、選手が失権となったことを知らせる場合。



2. 第233条2に特に示した事例を除き、選手が停止の合図に従わない場合は競技場審判団の権限により失権となる（第240条4.5）。

3. 走行中断の後に選手が走行開始のベルの合図を待たずに走行を再開し、障害を飛越したり飛越しようとした場合、その選手は失権となる（第240条3.14）。

## 第204条 コースと全長測定

1. 競技場審判団は競技開始前にコースの下見を行い、障害を検証しなければならない。コース（経路）とは、乗馬した選手が競技中に正方向からスタートを切ってフィニッシュに至るまでの軌跡を言う。全長は馬が通常走行するライン上を短距離部分で正確に測定してメートル表示をするが、カーブ部分については特にこれに留意する。この通常走行するラインとは障害の中央を通るものとする。

2. 選手権大会クラスやオリンピック大会、ネーションズ・カップ、グランプリ競技では、コースデザイナーが正確にコース全長を測定したことを競技場審判団長あるいはその代理が確認しなければならない。例外として、第204条3の条件が適用される場合は、競技場審判団がタイムを変更することができる。

3. 一度競技が開始されると、競技場審判団だけがコースデザイナーと技術代表（任命されている場合）と協議のうえ、コースの全長測定に誤りがあったと決断できる。これは落馬や不従順、その他いかなる中断もなしにコースを完走した選手が3名でた後に、かつその次の選手が走行を開始する前に行うものとする。この場合は競技場審判団が規定タイムを変更することができる。規定タイムが変更される前に走行を終了している選手については、その変更に従って成績を修正する。

4. グランド状態が悪化した場合、競技場審判団は当該競技の最初の選手がスタートする前に、実施要項に記載された規定速度を変更できる。

5. メートル表示のコース全長は、競技に使用される障害総数の60倍を超えてはならない。

6. スタート・ラインとフィニッシュ・ラインは、第1障害および最終障害より6 m以上、15 m以内に設けなければならない。スタート／フィニッシュ・ラインの両方とも、全面赤の標旗を右側に、全面白の標旗を左側に設置しなければならない。スタート・ラインとフィニッシュ・ラインの標旗の脇には「S」（＝スタート）と「F」（＝フィニッシュ）の文字を書いたマーカーも設置しなければならない。

7. ベルが鳴った後に選手が正しい方向からスタート・ラインを最初に通過した時点で走行開始とする。

各選手の走行タイムの計測はスタート・ラインの通過、あるいは第203条1.2に記載の45秒のカウントダウンが終了した時点のどちらか最初に生じた方を開始時点とする。

## 第205条 コースプラン

1. コースの詳細を正確に示したコースプランを、各競技開始の遅くとも30分前までにアリーナの入場口にできるだけ近い場所へ掲示しなければならない。コースプランのコピーは競技場審判団に配布のこと。

2. 障害は特別な競技の場合を除き、飛越順序に従って番号を付けなければならない。
3. コンビネーション障害に付ける番号は1つとする。競技場審判団と選手に分かり易くするため、コンビネーションの各障害に同一番号を付けることができる。その場合は区別する意味で文字を加える（例：8 A、8 B、8 Cなど）。
4. コースプランには以下の項目の記載が必要である：
  4. 1 スタート・ラインとフィニッシュ・ラインの位置。走行中、別段の記載がない限り、これらのラインを再度通過しても減点対象とはならない。
  4. 2 障害の相対的な位置、障害の種類（幅障害、垂直障害、トリプルバー）、障害に表示される通し番号と文字表示
  4. 3 左側に白標旗、右側に赤標旗で表示した回転義務地点
  4. 4 選手が通過すべきコースを継続したラインで示したり（この場合、選手は正確にこのコースを通らなければならない）、矢印によって各障害の飛越方向を示す（この場合、選手はコースを自由に選択できる）。制限のないコースに回転義務地点を指定する場合は、同一プラン上に継続したラインと矢印とで示さなければならない。
  4. 5 使用する減点基準
  4. 6 規定タイム、制限タイムのある場合はその時間、あるいは特別競技の場合は定められた時間
  4. 7 ジャンプオフに使用される障害、コース全長、規定タイム、制限タイム
  4. 8 完全閉鎖もしくは一部閉鎖と見なされるコンビネーション障害（第214条）
  4. 9 コースに関する競技場審判団の決定と／あるいは変更事項

## 第206条 コースの修正

1. 不可抗力のために既に掲示されたコースプランを修正しなければならない場合は、競技場審判団の合意が必要である。この場合、各チーム監督と個人選手全員へ変更事項の伝達が必要である。
2. 一度、競技が開始された後は、その競技の条件を修正したりコースや障害を変更してはならない。競技を中断する必要がある場合は（激しい雷雨や照明の不備など）、同じ障害とコースを使用し、できるだけ同一条件下で中断した地点より競技を続行しなければならない。しかしネーションズ・カップについては第264条3. 6を適用する。
3. 上記2項に関わらず、競技場審判団の意見により競技の続行が困難であったり特別な状況が生じたと判断された場合は、ラウンド中もしくはラウンドとラウンドの合間に障害の位置を移動させることができる。水濠障害や乾壕、固定障害のように移動できない障害の場合はコースから外す。障害がラウンド中にコースから外された場合は、変更以前に走行を終了している選手で当該障害にて減点があった選手の成績については、

障害減点やタイム修正を取り消して、調整しなければならない。しかし、既に発生した失権とタイム減点はすべてそのままとする。

4. 上記3項により変更されたコースについて、必要とあれば規定タイムと制限タイムを新たに設定する。

## 第207条 標旗

1. 全面赤と全面白の標旗を用いて、次のようなコース詳細を示さなければならない。

1. 1 スタート・ライン：「S」と記したマーカーも設置しなければならない（第204条6）。

1. 2 障害の限界：標旗は障害の支柱のどの部分に装着しても良く、また標旗を単独で立てても構わない。垂直障害については1本ずつの赤旗と白旗を設置し、幅障害の限界を示すには少なくとも2本ずつの赤旗と白旗を設置しなければならない。これらの標旗は待機（練習用）馬場の障害（第244条）、あるいはアリーナ内の練習用障害（第202条3）の限界を示すためにも使用しなければならない。調教（練習用）馬場では、標旗の代わりに上端が赤色あるいは白色の支柱を使用してもよい。

1. 3 回転義務地点

1. 4 フィニッシュ・ライン：「F」と記したマーカーも設置しなければならない（第204条6）。

2. 選手は障害、スタート・ライン、フィニッシュ・ライン、回転義務地点において必ず標旗の間を（赤旗を右手に、白旗を左手に見て）通過しなければならない。水濠障着地側の限界を示す標旗のポールは、砕けたり割れたりせず、またこれに当たった時には曲がるような素材で作る必要がある。標旗には尖った先端や角があってはならない。

3. 選手が標旗を逆方向から通過した場合は、走行を続行する前に正しい方向から通過し直さなくてはならない。訂正を行わなかった場合は失権となる（第220条3）。

4. アリーナ内で標旗を転倒させても減点にはならない。障害や回転義務地点、フィニッシュ・ラインの限界を示す標旗を不従順や反抗によって（これらのラインを通過せずに）転倒させたり、予期せぬ事情により倒した場合は、標旗の再設置を直ぐには行わない。選手は走行を継続しなければならず、障害／回転義務地点は標旗が元の位置にあるものとして審査が行われる。この標旗は次の選手にスタートの合図をだす前に設置しなおすこと。

5. しかし、水濠障害や自然障害の限界を示す標旗が不従順や予期せぬ事情により転倒した場合や、標旗の転倒により障害の性質が変わってしまった場合には、競技場審判団が当該選手の走行を中断させる（第211条8）。標旗が再設置されている間は計時を止め、第232条の手順に従ってタイム修正の6秒が適用される。

6. 特別な競技では、スタート・ラインとフィニッシュ・ラインを両方向から通過するような場合もある。この場合は4本の標旗を使用し、赤旗1本と白旗1本をラインの各々の端に設置する。

### 第3章 障害物

#### 第208条 通則

1. 障害物は全体の形状と外観が魅力に溢れ、変化に富み、周囲の環境に良くあったものでなければならない。障害物自体、およびこれを構成する各部分も落下し得るものでなければならない。かつ軽すぎて多少の接触でも落下するものであったり、重過ぎて馬の転倒や怪我を誘因するものであってはならない。

2. 障害物は競技の精神に反するものであってはならず、外国人すべての選手に対して不快な驚きを与えるものであってはならない。

~~第136条3~~に準拠したものであれば標旗と標旗の間のいかなる障害もスポンサー付き障害とすることができ、広告やスポンサー製品、または商品を描写するものであっても良い。障害の袖に広告あるいは製品が表示され、その面積が0.5平方メートルを超える場合もスポンサー付き障害と見なされる。スポンサー付き障害の個数は障害の飛越回数総数の30%（切り上げて整数とする）までとする。

本規則は世界選手権大会、大陸選手権大会、ワールドカップ・ファイナルにも適用する。技術代表は安全性と技術的な面での適正について、すべての障害デザインと構造を承認しなければならない。

スポンサー付き障害の飛越回数は障害馬術委員長、FEIスポーツ局長、FEIコマーシャル局長、障害馬術部門マネジャーの合意を得て50%まで増やすことができる。

3. ピュイッサンス競技、パワー・アンド・スキル競技、あるいはハイジャンプ記録を除いては、いかなる場合も障害物の高さが1.70mを超えてはならない。幅障害は2mを超えるものであってはならない。但し、トリプルバー（三段横木）の最大幅は2.20mとする。この制限は1回あるいは数回のジャンプオフにも適用される。水濠障害についてはロングジャンプ記録の場合を除き、踏み切り部分を含めて幅が4.50mを超えてはならない。

4. 横木とその他の障害物構成部分は、掛け金（カップ）で支えるものとする。横木は掛け金の上で回転し得る状態になければならず、この場合、掛け金の深さは18mm以上、30mm以内とする。プランク、欄干、障壁、門扉などの掛け金については、通常の掛け金よりも開いているか、あるいは平らなものでなければならない。

5. 本規程と実施要項に記載された障害物の高さ制限は、細心の注意を払って遵守しなければならない。しかし、障害物に使われている材料や設置された位置によって規定の大きさを多少超えるような場合は、規定の上限を超えたとは見なされないが、その許容範囲は高さ5cm、幅10cmまでとする。

6. 競技で用いられる障害物の大きさについては、本規程に明記されたもの以外はその大体の寸法を実施要項に明示しなければならない。

## 第209条 垂直障害

垂直障害と称するにはその構造の如何を問わず、これを構成するすべての部分が踏み切り側で同一の垂直面に設置され、手前に踏み切り用の横木や生垣、バンク、乾壕を設けないものとする。

## 第210条 幅障害

幅障害は高さと同幅の両方で飛越に努力を要するように造られた障害物である。幅障害の奥の横木や、トリプルバーの中央と奥の横木にはF E I 認可のセイフティー・カップを使用しなければならない。セイフティー・カップは練習用馬場でも使用が義務づけられる。

外国人審判員あるいは技術代表の責任において、使用されるセイフティー・カップがF E I により公式に承認されているものであることを競技会開始前に組織委員会を通して確認しなければならない。しかし主催者側も、使用するセイフティー・カップが公認の製造業者が供給したものであるか否かを、競技会開始前に外国人審判員や技術代表へ通知することが求められる。競技会で使用されるF E I 認可のセイフティー・カップ供給業者の名称を実施要項に記載する。

## 第211条 水濠障害

1. 障害物を水濠障害と称するには水濠の手前、中間、着地側にいかなる障害も設置してはならない。水濠障害の奥行は2. 50 m以上とし、飛越幅が3. 20 mを超える場合は掘り下げる必要がある。

2. 踏み切り側には高さが40 cm以上、50 cm以内の踏み切り（生垣、小さい壁）を設置しなければならない。（花の）装飾部分を含めた水濠障害正面の幅は、奥行より30%以上広くなければならない。

3. オリンピック大会、地域大会、選手権大会、C S I O、C S I、ワールドカップ・ファイナルでは、水濠障害の着地側に白色プラスチック（商標：塑像用粘土）か白く塗った彩色プラスチック対比色のプラスチック（即ち芝馬場であれば白色のプラスチック；砂馬場であれば彩色したプラスチック）で覆った幅6 cm以上、8 cm以内の小割板を置いて限界を明示しなければならない。厚さは約1 cmとする。このプラスチックは馬が踏んだ場合には、その都度、取り替える。馬が跡を残した時に何時でも取り替えられるよう、予備の小割板とプラスチックを幾つか準備しておく必要がある。小割板は水際の地面に正しく固定しなければならない。

4. 水濠障害の底がコンクリートや硬い素材でできている場合は、ヤシござやゴムマットのような柔らかい素材で覆わなければならない。

5. 水濠障害での過失は次の通り：

5. 1 水濠障害の限界を示す小割板に馬の一蹄またはそれ以上の蹄がのった場合。蹄または蹄鉄、球節、ブーツが小割板に接触して跡を残した場合は過失である。
5. 2 馬の一蹄またはそれ以上の蹄が着水した場合

6. 生垣や踏み切り部分にぶつかったり、転倒または移動させても過失とはならない。

7. もし4本の標旗のうち1本を落下または移動させた場合は、水濠審判員が標旗のどちら側を馬が通過したか見極めて、それが逃避に当たるか否かを判断する。逃避と判断した場合はベルを鳴らし、落下または移動した標旗が復旧されるまで計時を止め、第232条に従って6秒を加算する。

8. 水濠障害審判員の決定は最終的な判定である。このため水濠障害審判員は競技場審判団メンバーでなければならない。

9. 水濠障害審判員は、水濠障害で減点のあった馬の個体識別番号と減点の理由を記録しなければならない。

10. 高さ1.50mまでの垂直障害のみ水濠障害上に設置できる。これに使用する横木の数に制限はないが、FEI認可のセイフティー・カップを使用するものとする。垂直障害はこの障害正面から2m以内に設置することとする。この障害は水濠障害ではなく幅障害として審査される。その為、限界を指定する踏切板やその他の措置は取らなくて良い。

11. 障害物の下、手前あるいは背後に水を用いる（いわゆるリバプール）場合には、水の部分を含めたこの障害物の全幅は2.00m以内とする。

### **第212条 コンビネーション障害**

1. ダブル、トリプルもしくはそれ以上のコンビネーション障害とは、2個或いそれ以上の障害の集合を意味し、各障害間距離は7m～12mとして（但し、基準C採用のハンティング競技やスピード・アンド・ハンディネス競技の場合、および障害間距離が7m未満の固定障害を除く）、2回以上の連続飛越を必要とするものである。障害間距離は着地側の障害のベースから次の障害の踏み切り側ベースまでを測定する。

2. コンビネーション障害ではいかなる障害も周回することなく、各障害を別々に、かつ連続して飛越しなければならない。コンビネーション障害の各障害における過失は個別に減点される。

3. 拒止、逃避があった場合、選手はそのコンビネーション障害が完全閉鎖か一部閉鎖（第214条）、あるいは六段障害飛越競技かオブスタクル・イン・ライン競技（直列位置障害飛越競技）でない限り、このコンビネーション障害をすべて再飛越しなければならない。

4. コンビネーション障害を構成する各障害における過失と再飛越の際の過失は別々に減点され、合算される。

5. コンビネーション障害では、トリプルバーは最初の障害にのみ使用することができる：

### **第213条 バンケット、堆土、飛び上がり障害**

1. 第213条2に記載の場合を除き、バンケット、堆土、飛び上がり障害、道路側溝はそれに障害が設けられていてもいなくても、また飛越方向がどちらからであってもコンビネーション障害と見なされる（第212条）。

2. 障害が設置されていないか、あるいは1本か数本の横木だけが設置されているバンケットや堆土は1回で飛越しても良い。この方法で飛越しても減点の対象とはならない。

3. 高さ1m以内のテーブル・バンケットを除き、バンケットや堆土、道路側溝、崖錘、スロープ、飛び上がり障害を屋内競技会に使用してはならない。

#### **第214条 閉鎖コンビネーション障害、一部閉鎖コンビネーション障害、および一部開放コンビネーション障害**

1. 四方を囲まれており、飛越以外には通過の方法がない場合には、このコンビネーション障害を完全閉鎖障害と見なす。

2. 閉鎖コンビネーション障害とは出入りのできる羊用囲い（四角形または六角形）、もしくはこれに類似するもので、競技場審判団が閉鎖コンビネーション障害と判断したものとす。コンビネーション障害の一部が開放でもう一方が閉鎖である場合は、一部開放一部閉鎖と見なす。拒止や逃避、落馬が生じた場合は次の要領で対処する（第219条）：

- 閉鎖部分で不従順または落馬が生じた場合、選手はコースに表示の方向に飛越して出なければならない。
- 開放部分で不従順または落馬が生じた場合、選手はそのコンビネーション障害のすべてを再飛越しなければならない。再飛越しない場合は失権となる（第240条3.15）。

不従順により障害の落下と／あるいは移動が生じた場合は、タイム修正の6秒が適用される。一度、障害の囲いの中に入って拒止が生じた場合には、選手はコースの表示方向へ飛越して出なければならない。計時が再開された時点で6秒の減点を加算し、選手は走行を再開する。

3. 競技場審判団は競技前にコンビネーション障害を閉鎖とするか一部閉鎖とするかを決定しなければならない。この決定はコースプランに記載する。

4. コンビネーション障害が閉鎖か一部閉鎖なのかコースプランに明記されていない場合は、開放コンビネーション障害と見なし、しかるべく審査される。

#### **第215条 選択障害とジョーカー**

1. 競技でコース上の2つの障害に同一番号が付けられている場合は、選手は何れの障害を飛越するか選択できる：

1. 1 障害の落下や移動を伴わずに拒止や逃避が生じた場合は、次の試行に際して選手は拒止あるいは逃避のあった障害を飛越する義務はない。飛越する障害を選択できる。

1. 2 拒止や逃避によって障害の落下や移動が生じた場合は、その落下あるいは移動した障害が復旧され、競技場審判団がスタートの合図を出すのを待って、選手は走行を再開しなければならない。飛越する障害を選択できる。

2. 選択障害の各々に赤色と白色の標旗を設置しなければならない。

3. ジョーカーは難しい障害ではあるが、スポーツ精神に反するようなものであってはならない。これは累計競技（アキュミュレーター競技）か点取り競技（トップスコア競技）でのみ使用できる。

## 第4章 走行中の減点

### 第216条 減点

走行中に次のような事項が発生した場合は減点となる：

1. 障害の落下（第217条）と水濺障害における馬の肢の着水、もしくは着地側の水濺障害限界を示す小割板を踏んだ場合
2. 不従順（第219条）
3. 経路違反（第220条）
4. 馬の転倒と／あるいは落馬（第224条）
5. 許可のない援助（第225条）
6. 規定タイムあるいは制限タイムの超過（第227条と第228条）

### 第217条 障害の落下

1. 馬または選手の過失により下記の事項が発生した場合は障害の落下と見なす：

1. 1 障害全体あるいは同一垂直面の上段が落下した場合は、落下した部分が他の部分に引っかかって落ちなかった場合でも落下と見なす（第218条1）。

1. 2 少なくとも障害の片側が掛け金のいかなる部分からも外れている場合

2. 障害の一部や標旗を飛越方向を問わず、飛越中にこれに接触したり移動させてしまっても、障害の落下とは見なされない。判断しにくい場合は競技場審判団が選手に有利となるよう判断すべきである。不従順による障害と／あるいは標旗の落下や移動は、拒止としてのみ減点される。

不従順の結果、障害（標旗の場合を除く）の移動が発生した場合はベルを鳴らし、修復される間は計時を止める。この場合は落下と見なされず、不従順でのみ減点され、第232条に従ってタイム修正される。

3. 障害の落下に対する減点は基準Aと基準Cに記載の通り（第236条と第239条）。

4. 落下した障害の一部が他の障害を飛越する際に妨害となる場合はベルを鳴らし、これを除去してコースの走行が可能となるまで計時を止める。

5. 適正に復旧されなかった障害を選手が正しく飛越した場合は減点とならない。しかしこの障害を落下させた場合は競技で採用されている基準に従って減点される。

### 第218条 垂直障害と幅障害

1. 垂直障害もしくは障害の一部について、その障害を構成するパーツのうち2つ以上が同一垂直面に積み上げられている場合は、最上部が落下した時のみ減点とする。



2. 一回の飛越で通過しなければならない幅障害において、これを構成するパーツが同一垂直面上にない場合は、落下したパーツの個数や位置に関わりなく最上段にある1個、あるいは数個のパーツが落下した場合のみ1過失として減点する。障害の空間をうめる目的で使用される木や生垣は減点の対象とならない。

### 第219条 不従順

1. 次に述べる行為は不従順と見なされ、減点となる（第236条と第239条）：

1. 1 拒止
1. 2 逃避
1. 3 反抗
1. 4 走行中のいかなる場所であれ、またいかなる理由であっても巻乗りと思われるもの、もしくは連続巻乗りを行った場合。コース上要求されていない限り、飛越した障害の周囲を回るのも拒否である。

2. 上記の記載に関わらず、次に述べる行為は不従順と見なされない：

2. 1 逃避や拒止の後に、（障害が復旧されているか否かに関わらず）再度、飛越態勢に入るために行う45秒以内の巻乗り。

### 第220条 経路違反

1. 選手が次のような走行を行った場合は経路違反と見なされる：

1. 1 発表されたコースプラン通りの走行をしなかった場合。
  1. 2 スタート・ラインやフィニッシュ・ラインの標旗間を正方向から通過しなかった場合（第240条3. 6、第240条3. 17）。
  1. 3 回転義務地点を通らなかった場合（第240条3. 7）。
  1. 4 特殊な競技を除いて、指定された順序および方向で障害を飛越しなかった場合（第240条3. 10、第240条3. 11）。
  1. 5 コースに示されていない障害を飛越したり、飛越しようとした場合、あるいは指定の障害を飛越しなかった場合。コースに含まれない障害は閉鎖されるべきであるが、仮にアリーナ関係者により閉鎖されていなかった場合でも、コースに含まれない障害を飛越した場合は失権となる。
2. 経路違反を訂正しない場合は失権となる（第240条3. 6～11、第240条3. 17）。

### 第221条 拒止

1. 馬が飛越をしなければならない障害の前で停止した場合は、障害が落下もしくは移動する、しないに関わらず拒止と見なされる。
2. 回転義務地点や障害の手前で止まっても、後退したり障害を倒したりせず、直ちにその場から障害を飛越した場合は減点されない。
3. この停止が長引いて、馬が自発的にであろうとなかろうと1歩でも後退した場合は拒止と見なされる。

4. 馬が滑り込みながらも障害を押し倒して通り過ぎた場合、ベル担当の審判員はこれが拒止か障害の落下かを速やかに判断しなければならない。当該審判員が拒止と判断した場合は直ちにベルを鳴らし、選手は障害が復旧された時に直ちに再試行できるよう準備しなければならない（第232条と第233条）。

4. 1 審判員が拒止と見なさなかった場合はベルを鳴らさず、選手は走行を継続しなければならない。選手は障害の落下で減点される。

4. 2 コンビネーション障害では、ベルが鳴った後にコンビネーション中の別の障害を飛越しても失権の対象とはならず、また障害の落下があつたとしても減点されない。

### **第222条 逃避**

1. 馬が騎手のコントロールから逃れ、飛越しなければならない障害や、通過しなければならない回転義務地点を避けた場合は逃避と見なされる。

2. 馬が2本の赤標旗、あるいは2本の白標旗の間を飛越した場合は、障害を正しく飛越したとは見なされない。選手は逃避として減点され、再度、障害を正しく飛越しなければならない。

3. 飛越しようとしている障害、コンビネーションの一部、フィニッシュ・ライン、もしくは回転義務地点のライン延長線上を馬体全体、あるいはその一部が通過した場合は逃避と見なされ、しかるべく減点される。

### **第223条 反抗**

1. 馬が前進を拒んだり、何らかの理由で停止をしたり、1回もしくは数回にわたって多少なりとも半回転をしたり、もしくは理由を問わず後肢で立ち上がった後退した場合は反抗と見なされる。

2. 障害が正しく復旧されていない場合や予期せぬ状況を競技場審判団へ知らせる場合を除き、いかなる時、あるいは理由であれ、選手が馬を止めた場合は反抗となる（第233条3. 2）。第240条 3. 3 に記載された場合を除き、反抗は拒止として減点される。

### **第224条 落馬、および馬の転倒**

1. 選手はその意志のあるなしに関わらず、転倒していない馬から体が離れて地上に接触するか、再騎乗するのに何らかの支持か外部からの援助が必要な場合は落馬と見なされる。

選手が落馬とならないよう何らかの形で体を支えたり、外部から援助を受けたことが明白でない場合は、選手に有利なように計らう。

2. 馬の肩と腰が地面あるいは障害と地面についた場合は転倒と見なされる。

## 第225条 許可のない援助

1. スタート・ラインを正方向より通過してから最終障害を飛越してフィニッシュ・ラインを通過する間に、援助の依頼があったかどうかに関わらず、選手や馬を助ける目的で第三者による物理的な介入（注：走行中に競技場の内外から鞭などを渡すなどの行為）があった場合は、許可なき援助と見なされる。
2. 例外的に競技場審判団は選手が徒歩でアリーナへ入場したり、人から援助を受けることを認め、許可なき援助と見なさない場合もある。
3. 走行中に騎乗している選手に対して馬装や頭絡の調整、もしくは鞭を手渡す行為は失権となる。走行中に騎乗している選手に保護帽と／あるいは眼鏡を手渡すことは許可なき援助とは見なされない（第240条3.20）。

## 第5章 タイムと速度

### 第226条 走行タイム

1. 走行タイムとは選手がコースを完走し終わるまでの時間と、タイム修正（第232条）がある場合はこれを加算した時間とし、百分の1秒まで記録する。
2. 走行タイムの計測は、スタートの合図が出てから騎乗した選手がスタート・ラインを正方向から通過した時点、あるいは45秒のカウントダウンが終了した時点から開始される。そして騎乗した選手が最終障害を飛越後にフィニッシュ・ラインを正方向から通過する時点まで継続される。
3. 選手にはっきり見えるようアリーナに隣接して設置したディスプレイに、45秒のカウントダウンを表示しなければならない。

### 第227条 規定タイム

各競技における走行の規定タイムは第234条と付則3に定めるコース全長と速度によって決定される。

### 第228条 制限タイム

規定タイムを定めたすべての競技において、制限タイムはその2倍とする。

### 第229条 計時

1. 競技会では、各競技で同じ計時システムを使うか、同一タイプの計時装置を使用しなければならない。オリンピック大会、地域大会、選手権大会、ワールドカップ・ファイナル、CSI O、CSI では自動計時装置の使用が義務づけられている。タイムキーパーは馬の個体識別番号と走行に要した時間を記録しなければならない。

2. 針をゼロまで戻さなくても一度止めてから再び動かせるタイプのストップウォッチを3個用意しなければならない。2個のデジタル時計を用意して自動計時器が故障した時に備え、またもう1つを不従順でベルが鳴らされてからスタートまでの時間や中断、連続している2個の障害間の所要時間、反抗の制限タイムを計測するために用いる。主任審判員か競技場審判団メンバー1名は、デジタルのストップウォッチをもつ。

3. ストップウォッチを使用して時間を計測する競技会では、時間の記録を1 / 100秒まで行う。タイムキーパーが2名配置されている場合は1人の測定時間のみを使い、2人目の測定時間は予備とする。

4. 自動計時器が故障した場合、これにより影響を受けた選手の走行タイムはストップウォッチによって1 / 100秒まで記録した時間を使用する。(詳細に関しては国際障害馬術競技会用メモランダムを参照のこと。)

選手の走行タイム確定にビデオ記録は使用しない。

5. 選手のスタート・ラインと／あるいはフィニッシュ・ライン通過が競技場審判団席からはっきり判断できない場合は、スタート・ラインとフィニッシュ・ライン上に各々役員を1名配置するなど、1～2名の役員をおいて選手の通過を旗で合図させる。選手が走行を完了するのに要した時間は競技場審判団席にて記録する。

### **第230条 計時の中断**

1. 計時が中断されている間、ベルが鳴って走行の再開が許可されるまで選手は自由にアリーナ内を移動することができる。時計が止められた地点に選手が戻った時に、時計が再スタートされる。例外として、不従順による障害の落下や移動の場合は232条1が適用される。

2. 計時の開始と停止の責任はベル担当の審判員にのみある。使用される計時器はこの操作に必要な条件を満たすものでなければならない。タイムキーパーは計時器の性能に責任を負う必要はない。

3. 自動計時装置は選手の走行タイムを計測するばかりでなく、タイム修正があればこれも計測する。

### **第231条 計時中断中の不従順**

1. 走行タイムの計測は、第232条と第233条の条項に該当する場合にのみ中断される。コースからの逸脱、逃避、あるいは拒止の場合は計時を止めない。

2. 計時中断中の不従順は減点されない。

3. 失権に関する条項は計時中断中も有効である。

### 第232条 タイム修正

1. 不従順の結果、選手が障害、あるいは水濼障害や自然障害の限界を示す標旗を落下させたり移動させた場合、もしくは標旗の落下によって障害の性質が変わってしまった場合はベルが鳴らされ、障害が再構築されるまで計時を止める。選手は拒止に対して減点され、走行終了に要した時間に6秒のタイム修正が加算される。拒止があった障害で、馬が地面を離れた瞬間に時計が再スタートされる。落下または移動を伴う不従順がコンビネーションの2つ目以降の障害で発生した場合、時計は馬が当該コンビネーションの最初の障害で地面を離れた時点で再スタートされる。

### 第233条 走行中の停止

1. 何らかの理由や予期せぬ事態により選手が走行を継続できない場合は、ベルを鳴らして選手の走行を止めなければならない。選手が明らかに停止した段階で直ぐに計時を止める。コースの準備ができたならば直ちにベルを鳴らし、選手が走行を停止した地点に戻った時点で計時を再開する。

2. 選手がベルを鳴らされても走行を停止しない場合は本人の責任にて競技を継続することとなり、計時を止めない。競技場審判団は、その選手が指示を無視して走行を停止しなかったことで失権とするか、状況によって走行の続行を許可するかを決定しなければならない。選手が失権にならず、走行の続行を認められた場合は成績の善し悪しに関わらず、停止が命じられる前の障害成績とその後の成績とがカウントされる。

3. 飛越する障害が正しく構築されていない旨を競技場審判団に伝えるために、選手が自ら走行を停止した場合や、予期せぬ事態により選手が不可抗力で、通常の状態下では走行を継続できなくなった場合などは、直ちに計時が止められる。

3. 1 もしその障害の寸法が正しく、また正確に復旧されており、あるいは予期せぬ事態との申し立てを競技場審判団が認めなかった場合、当該選手は走行中の停止で減点され（第223条1）、走行タイムに6秒が加算される。

3. 2 もし障害や障害の一部が再構築を要する状態であったり、予期せぬ事態を申し立ての通りに競技場審判団が認めた場合、選手は減点されない。走行中断中の時間は控除され、選手が走行を中断した地点に戻るまで計時を止める。この選手によって発生した競技の遅れは斟酌され、妥当と思われる秒数が同選手の記録タイムから差し引かれる。

### 第234条 速度

1. 国際競技における速度は次の通り：

1. 1 最低速度350m/分、最高速度400m/分  
屋内アリーナでは速度を325m/分まで落としても良い。
1. 2 ピュイッサンス競技/パワー・アンド・スキル競技：  
最低速度なし
1. 3 グランプリ競技：  
屋外では最低速度375m/分、最高速度400m/分  
屋内では350m/分
1. 4 ネーションズ・カップ：  
5\*と4\*の屋外ネーションズ・カップでは400m/分  
3\*の屋外ネーションズ・カップでは375m/分  
2\*と1\*のネーションズ・カップ、およびすべての屋内ネーションズ・カ  
ップでは350m/分

## 第6章 減点基準

### 第235条 過失

1. スタート・ラインとフィニッシュ・ラインの間で発生した過失を対象とする。これには、馬あるいは選手が飛越中にぶつかり、フィニッシュ・ライン通過後かつ選手が競技場を出る前に地面についた経路中の如何なる障害も含まれる。選手がフィニッシュ・ラインを通過した後であってもアリーナを出るまでの間に、障害の一番上の横木が掛け金から片方あるいは両方落下した場合も含め、経路中のいかなる障害での過失も含まれる。過失の定義は第217条と第218条に準拠する。
2. 走行が中断されている間の不従順については減点されない（第231条3）。
3. スタートの合図が出てから選手が正方向からスタート・ラインを通過するまでに発生した不従順や落馬などは、減点対象とならない。

### 第236条 基準A

1. 過失は本章に示した基準に従って減点、あるいは失権として評価される。
 

1回目の不従順	減点4
飛越中の障害落下	減点4
馬の一股あるいはそれ以上の肢が水濠障害で着水または 水濠の限界を示す小割板を踏んだ場合	減点4
すべての競技において1回目の馬の転倒、選手の落馬、 あるいは人馬転倒	失権
2回目の不従順、あるいは第240条に定めるその他の 違反行為	失権
制限タイムの超過	失権
第1回目走行と第2回目走行、タイムレースでないジャンプオフ での規定タイム超過	4秒ごとに減点1

タイムレースのジャンプオフでの規定タイム超過 ……………  
…………… 1 秒ごとに、あるいは端数につき減点 1

2. 不従順の減点は同一障害での不従順だけではなく、全走行を通して減点を累積する。

### 第 237 条 基準 A でのスコア

障害減点とタイム減点を加算したものが、選手の走行成績となる。第 1 位と／あるいはその他の順位で同点がでた場合は、当該競技について定められた条件に従い、走行タイムが順位決定に勘案される場合がある。

### 第 238 条 基準 A に基づく採点方法

#### 1. タイムレースとしない競技

1. 1 同減点の選手は同順位となる。実施要項に定める条件により、第 1 位で同減点の場合はタイムレースでないジャンプオフを 1 回もしくは 2 回実施することができる。

1. 2 タイムレースとせず、規定タイムを設けた競技ではあるが、第 1 位で同減点となった場合はタイムレースのジャンプオフを 1 回行う。その他の選手については最初の走行での減点で順位を決定する。

1. 3 タイムレースとせず、規定タイムを設けた競技ではあるが、第 1 位で同減点となった場合はタイムレースではない 1 回目のジャンプオフを行う。それでも第 1 位で同減点が出た場合は、タイムレースで 2 回目のジャンプオフを行う。その他の選手については 1 回目のジャンプオフでの減点と、必要であれば最初の走行での減点で順位を決定する。

#### 2. タイムレース競技

2. 1 どの順位についても同減点の選手が出た場合は走行に要した時間に従って順位を決定する。第 1 位で減点とタイムが同じ場合は、実施要項の条項に従って障害の高さと／あるいは幅を増した短縮コースでジャンプオフを 1 回行うことができる。

2. 2 タイムレースの競技であるが、第 1 位で同減点となった場合はタイムレースのジャンプオフを 1 回行う。その他の選手については最初の走行での減点とタイムで順位を決定する。マイナーな競技では、実施要項にその旨を記載すれば基準 C に従ってジャンプオフを行うことができる。

2. 3 2. 2 と同じくタイムレースの競技であるが、最初のジャンプオフをタイムレースで行ってもなお第 1 位で同減点の選手が出た場合は、タイムレースで 2 回目のジャンプオフを行う。その他の選手については最初のジャンプオフでの減点とタイム、そして必要であれば最初の走行での減点とタイムで順位を決定する。

3. タイムレースとして順位が決定されるすべての競技において、第 1 位で減点とタイムが同じ場合は、

実施要項の条項に従って障害の高さと／あるいは幅を増した短縮コースでジャンプオフを1回行うことができる。実施要項にジャンプオフについての記載がない場合は、ジャンプオフなしの競技と考える（第245条6）。

4. タイムレースのジャンプオフで2名以上の選手が同一成績を出した場合は、2回目のジャンプオフを行わず、同順位となる。

5. 前記の1. 1と2. 1に記載の競技で行えるジャンプオフは、いかなる場合も2回までとする。

### 第239条 基準Cに基づく採点方法

1. 基準Cでは、過失は秒数に換算されて走行に要した時間に加算される。あるいは失権として表示、もしくは採点される。

#### 2. 基準Cにおける減点

飛越の際の障害落下、馬の四肢あるいはそれ以上の肢が水濠障害で着水もしくは水濠の限界を示す着地側の小割板を踏んだ

場合 ……………4秒（基準Cによる二段階競技の二段階目、ノックアウト競技、ジャンプオフでは3秒）

1回目の不従順 ……………なし

落下と／あるいは障害の移動を伴う1回目の不従順 …6秒のタイム修正

2回目の不従順、もしくは第240条に定めるその他の違反、

あるいはその両方 ……………失権

すべての競技において最初の落馬か馬の転倒、あるいは人馬転倒 …失権

#### 3. 基準Cでは規定タイムを設けず、以下の制限タイムのみとする：

・ 3分：コース全長が600m以上の場合

・ 2分：コース全長が600m未満の場合

制限タイムの超過 ……………失権

#### 4. 基準Cに基づくスコア

走行に要した時間（タイム修正がある場合はこの秒数を含める）に、障害の落下1個につき4秒（ジャンプオフ、あるいは二段階競技の二段階目については3秒）を加算し、選手の走行成績を秒数で示す。

5. 基準Aあるいは基準Cのスピード競技で馴致を行いたいと希望する選手は、当該競技の開始前に組織委員会へ通知しなければならない。馴致走行を希望する者は当該競技の最初に出場する。上記に従わない選手は競技場審判団の判断で失権となり得る（第240条4. 4）。



6. 第1位で同点の場合は、競技会実施要項にジャンプオフに関する特定の条項がない限り、等しく第1位となる。

## 第7章 失権、失格、罰金

### 第240条 失権

1. 諸規程もしくは競技条件に別段の記載がない限り、失権とは、問題となっている選手と馬が現行の競技で出場を継続できないことを意味する。

2. 選手は棄権したり失権となった後に、単独障害を1個飛越する権利がある。但し、現行競技のコースにある障害とする。しかしながら、これは落馬による失権には適用しない。

3. すべての障害馬術競技において選手が失権となる事由を以下に示す；競技場審判団は以下の場合に失権を適用しなければならない：

3. 1 競技場審判団が許可した練習用障害を除いて、走行を開始する前にアリーナ内の障害を飛越したり飛越しようとした場合（第202条3）
3. 2 スタートの合図が出される前に走行を開始し、コース上の第1障害を飛越した場合（第202条5と第203条1. 2）
3. 3 走行タイムの計測が始まってから45秒以内に第1障害を飛越しなかった場合。但し、不可抗力による場合を除く（第203条1. 2）。
3. 4 走行中に馬が継続して45秒間反抗した場合（第223条2）
3. 5 次の障害を45秒以内に飛越しなかった場合、もしくは45秒以内に最終障害を飛越してフィニッシュ・ラインを通過しなかった場合
3. 6 スタート・ラインで標旗の間を正しい方向から通過せずに第1障害を飛越した場合（第220条1. 2）
3. 7 回転義務地点を通過しなかった場合、あるいはコースプラン上に継続したラインで示された経路を正確にとらなかった場合
3. 8 走行中にコースにはない障害を飛越しようとしたり、あるいは飛越した場合（第220条1. 5）
3. 9 コース上の障害を抜かした場合（第220条1. 5）、あるいは逃避や拒止の後にその障害を再行しなかった場合
3. 10 間違った順序で障害を飛越した場合（第220条1. 4）
3. 11 間違った方向から障害を飛越した場合（第220条1. 4）
3. 12 制限タイムを超過した場合（第236条と第239条）
3. 13 拒止した後に、落下した障害を復旧される前に飛越したり、飛越しようとした場合

- 3. 14 走行中断の後に、ベルが鳴る前に障害を飛越したり、飛越しようとした場合（第203条3）
  - 3. 15 コンビネーション障害の閉鎖部分の場合を除き（第214条）、拒止または逃避の後にコンビネーションのすべての障害を再飛越しなかった場合（第212条3）
  - 3. 16 コンビネーションの各障害を別々にかつ連続して飛越しなかった場合（第212条2）
  - 3. 17 （特殊な競技の場合を除いて）最終障害を飛越した後に、フィニッシュ・ラインの標旗間を騎乗で正方向から通過せずにアリーナを出た場合（第226条2）
  - 3. 18 スタート前も含め、競技場審判団の許可なく選手と／あるいは馬がアリーナを出た場合
  - 3. 19 スタート前も含め、放馬した馬が走行を終了する前にアリーナから出た場合
  - 3. 20 走行中に保護帽と／あるいは眼鏡以外の物を騎乗したまま受け取った場合
  - 3. 21 長さ75 cmを超える鞭、あるいは末端に重りの付いている鞭をアリーナ、練習および調教用馬場、もしくは競技会場の近辺で使用した場合。鞭の代替品も使用禁止。（この条項に関する例外は第257条2. 2を参照）
  - 3. 22 選手もしくは馬に競技を終了できないような事故が起こった場合（第258条）
  - 3. 23 閉鎖コンビネーション障害を正しい方向から出なかったり、閉鎖コンビネーション障害を移動させた場合
  - 3. 24 走行中で2回目の不従順（第236条と第239条）
  - 3. 25 走行中の選手の落馬あるいは馬の転倒（第224条、第236条、第239条）
  - 3. 26 何らかの理由により選手あるいは馬が競技の続行に不適格であると競技場審判団が判断した場合
4. 以下の場合、競技場審判団の判断により失権となる：
- 4. 1 選手の名前と／あるいは出場番号が呼ばれてもアリーナへ入場しなかった場合
  - 4. 2 騎乗してアリーナに入場、あるいはアリーナから退場しなかった場合
  - 4. 3 上記 3. 20の場合を除き、許可されない物理的援助を受けた場合
  - 4. 4 事前に組織委員会に通知することなく、基準Aあるいは基準C採用のスピード競技で馬を馴致させた場合
  - 4. 5 走行中にベルが鳴っても停止しなかった場合（第203条2と第233条2）

#### 第241条 失格

- 1. 失格とは選手とその騎乗馬（1頭、もしくは複数）が、もはや競技または当該競技会で行われる他のすべての競技に出場できないことを意味する。
- 2. 次の場合、競技場審判団は選手を失格させることができる：
  - 2. 1 競技開始後に選手が徒歩でアリーナへ入場した場合

- 2. 2 競技場審判団の許可なく、アリーナ内で練習したり障害を飛越したり、飛越しようとした場合（第202条2、5、6）
- 2. 3 アリーナ内の練習用障害を許可された回数以上、飛越したり飛越しようとした場合（第202条4、第242条1.5、第262条1.9）
- 2. 4 アリーナ内にある障害や、続いて行われる競技に使用される障害を飛越したり飛越しようとした場合（第202条5）
- 2. 5 競技場審判団の許可を得なかったり、正当な理由なしに、ジャンプオフを前にして競技を棄権した場合
- 2. 6 馬の肢たたきを行った場合（第243条3）
- 2. 7 競技会開催中に、組織委員会が用意した障害とは異なる障害を使って練習を行った場合（第242条1.4、第244条）
- 2. 8 練習および調教用馬場に設置された障害を誤った方向から飛越した場合（第244条）、およびアリーナ内に練習用障害が設置されている場合にこれを誤った方向から飛越した場合（第202条4）
- 2. 9 競技場審判団メンバー、上訴委員会メンバー、もしくはスチュワードから報告のあった虐待行為と／あるいは馬の残虐な扱いすべて（~~一般規程「馬に対する虐待行為」~~）
- 2. 10 獣医規程に記載されたすべての事例

#### 第242条 罰金とイエローカード

- 1. 競技場審判団は一般規程に則り、以下の場合はイエロー警告カードを出し、更に罰金を科すことができる：
  - 1. 1 選手が失権後または走行終了後、速やかにアリーナを去らない場合
  - 1. 2 選手が失権後または棄権した後に、アリーナを出る前に2回以上、単独障害の飛越を試みたり、誤った方向から飛越した場合
  - 1. 3 選手がフィニッシュ・ラインを通過した後に、コース上の障害を1つあるいはそれ以上飛越した場合、または競技場審判団の許可なしにマスコミ用に障害を飛越した場合（第202条6）
  - 1. 4 選手が練習および調教用馬場で組織委員会が準備したものと異なる障害を使用した場合（第241条2.7と第244条）
  - 1. 5 アリーナ内に設けられた練習用障害を許可された回数以上、飛越したり飛越しようとした場合（第202条4、第241条2.3、第262条1.9）
  - 1. 6 選手がアリーナへの入場に際し、競技場審判団あるいは役員に敬礼を怠った場合（第256条2.1）
  - 1. 7 個体識別番号を付けていない反則が度重なった場合（第252条5）
  - 1. 8 通達された諸規程を軽視したり、第256条1.8に記載の規則に従わない選手
  - 1. 9 組織委員会の指示を軽視する選手
  - 1. 10 障害を変形させる目的で障害に触れた選手
  - 1. 11 役員~~の~~指示に従わなかったり、

競技会役員やその他競技会関係者（他の選手、F E I 職員あるいはF E I 代表者、ジャーナリスト、観客など）に対して不当な行動をとった選手—(第174条6. 4)—

1. 1 2 警告を受けた後も繰り返し反則を犯す選手
1. 1 3 服装や馬装に関する諸規則を軽視する選手
1. 1 4 あらゆる形態での馬に対する虐待行為（肢たたき、四肢の知覚過敏処置あるいは知覚鈍麻処置、禁止されている調教方法をとった場合、鞭や拍車の過剰使用など）—(第174条6. 3)—

2. 競技場審判団によって科された罰金は、すべてF E I 事務局から当該N F 宛に請求書が送られ、F E I に支払われるものとする。

3. イエロー警告カード  
一般規程を参照のこと。

### 第243条 調教中の馬に対する虐待行為

1. 練習および調教用馬場や競技会場のあらゆる場所において、馬に対して残忍行為や非人道的行為、虐待行為（様々な形態の肢たたきを含む）をとることは厳しく禁止される（第241条2. 6、第241条2. 9、第241条2. 10）。

2. 一般的に「肢たたき」とは競技において馬がより高く、かつ注意深く障害を飛越するように導くある種の人為的技巧と考えられる。肢たたきとなり得る例をすべてここに挙げることは無理である。通常、選手と／あるいは騎乗していない助手が手に持った物で馬の肢をたたくこと（何であれ、誰がやろうとも）、または意図的に馬がぶつかるような物を設けることなどはすべて選手の責任となる。例えば、必要以上に障害を高くしたり、あるいは幅を広くすること、不正な踏み切り用横木の設置、キャバレッティやコンビネーション障害の間隔を狂わせたり、馬を障害前で急に止めたり追うこと、あるいは馬が肢をぶつけなければ飛べないような障害を設けるような行為を言う。

3. 競技会場のいかなる場所においても、またいかなる方法でも、許可されていない障害を飛越したり馬の肢たたきをすることは禁止されている。また競技会期間中にいかなる目的でも競技会場を離れることは認められない—(一般規程：第101条5)—。

4. 競技場審判団の管轄する期間中に、肢たたきやその他すべての虐待的調教が行われた場合は、当該選手およびその騎乗馬は少なくとも24時間、すべての競技から失格となる。また競技場審判団は、その時の状況如何でこの罰則以上の措置を適用することができる。

### 第244条 練習および調教用馬場、練習用障害

1. 練習および調教用馬場

組織委員会は、良好なトレーニング条件として相応しい十分な広さを持つ練習用あるいは調教用馬場を最低1ヶ所は設けなければならない、少なくとも垂直障害1個と幅障害1個を用意する必要がある。また馬場の状態も良い状態に保つ必要がある。参加選手数が多く、また馬場に十分なスペースがある場合は障害を増やすべきである。これらの障害はすべて通常の形態に造り、赤と白の標旗を設置しなければならない。

しかしこのような標旗に代えて、テープやペンキなどで支柱の上端を白色や赤色にしてもよい。場所に十分な余裕があり参加選手数が多い場合は、調教用馬場を別に1ヶ所を設けることができる。

## 2. 練習用障害

組織委員会が用意した材料以外のものを用いた障害の使用は禁止され、これに違反した者は失格と／あるいは罰金が科せられる（第241条2.7と第242条1.4）。練習用障害は標旗の示す方向にしか飛越してはならない。練習用障害のいかなる部分も人が支えてはいけない。

2.1 踏み切り用横木（グラウンド・ライン）は障害の正面部分の真下、あるいは踏み切り側に障害から1mまで離して置くことができる。踏み切り用横木を障害の手前に置いた場合は、障害の着地側にも横木を1本、障害から1mまで離して同じ距離に置くことができる。

2.2 もしクロス横木を障害の最上段に使う場合は、個別に落下するようになっていなければならない。横木の上端は掛け金にのせることとする。クロス横木の後方には水平横木を置くこともできるが、クロス障害の横木が交差する部分よりも20cm以上高くなければならない。

2.3 最上段横木の両端は必ず掛け金にのせなければならない。もし横木を掛け金の端にのせる場合は、踏み切り側に近い部分ではなく着地側の方へのせなければならない。

2.4 練習用馬場で使用できる障害については以下の通りとする。当該競技で使われている障害の高さが1.40m以下である場合は、その競技に使われている最も高い障害よりも10cmまで高く、最大幅よりも10cmまで幅をつけることができる。もし当該競技に使われている障害の高さが1.40mを超える場合は、練習用馬場で使用できる障害の高さを1.60mまで、幅は1.80mまでとする。

2.5 調教用に2個以上の障害が使用可能となっている場合は、常歩通過用のキャバレットのみ使用できる。

2.6 組織委員会は水濠障害を模した障害用資材を提供することができる。

## 3. ジムナスティック・トレーニング

3.1 選手はキャバレットを使ってジムナスティック・トレーニングを行うことができるが、この目的に使用できる障害の大きさは高さ1.30m以下、幅1.60m以内とする。このような障害を使用する選手は肢たたきに関する規定に違反してはならない（第243条）。

3.2 ジムナスティック用横木：場所的に余裕がある場合は踏み切り用横木を置くことができるが、高さ1.30m以下の垂直障害の手前では2.50m以上離して置かなくてはならない。着地側にも横木を置くことができるが、速歩で飛越する場合は2.50m以上離し、また駈歩通過の場合は3.00m以上離すこととする。

3.3 運動とトレーニング：午前中の数時間はスチュワード1名を常駐させて、可能な限り選手が運動やトレーニングを行えるよう、準備を整える必要がある。選手は第244条2、第244条3、第244条4に違反しない範囲で障害を変えることができる。

4. 十分なスペースがあって正しい障害間距離で設置する場合に限り、コンビネーション障害の使用が認められる。障害用資材は組織委員会が用意する。

トレーニング・エリアが混んでいる場合は、単独障害のみ使用できる。

5. スチュワード業務—プロテクターと肢巻き規制（第257条2. 3も参照）  
練習用馬場（ウォーミングアップ・リング）が使われている間は、必ずスチュワードが監督して  
いなければならない。

グランプリ競技、ネーションズ・カップ競技、および各々の競技会で賞金額が最も高い競技では、  
全頭についてプロテクターと肢巻きのチェックを行わなければならない。その他の競技でもこの  
チェックを行うことが推奨される。プロテクターと肢巻き規制については、障害馬術スチュワード  
・マニュアルを参照のこと。

## 第8章 ジャンプオフ

### 第245条 通則

1. 同一競技において1回またはそれ以上の走行を経て第1位で同点となった選手のみ、ジャンプ  
オフに出場する。選手は、該当競技に使用した同一馬でジャンプオフに出場しなければならない  
い。

2. 原則として、ジャンプオフは本競技で使われた規則と基準、およびその種類の競技のジャンプ  
オフ規定に則って行わなければならない。しかし、基準A採用のマイナーな競技のジャンプオ  
フについては、その旨が実施要項に記載してあれば基準Cで審査を行うこともできる。いかなる  
場合も、ジャンプオフは本競技の走行が終了した後、直ちに行わなければならない。

3. 実施要項に明記してある場合、組織委員会は、走行を減点なしで完走した選手はその走行後、  
直ちにジャンプオフへ進むよう定めることができる。この場合は、ジャンプオフ・コース走行開  
始の合図として、ベルをもう一度鳴らさなければならない。第203条1. 2の規定を適用でき  
る。ジャンプオフへ出場資格を得た選手は、本走行を終了してからジャンプオフの前にアリーナ  
を出ることはできない。この種類のジャンプオフは、第238条1. 2と第238条2. 2に従  
い、基準Aで行われる競技でのみ行うことができ、グランプリ競技や最高賞金額の出る競技では  
認められない。

4. これらの規定に別段の定めがない限り（パワー・アンド・スキル競技）、いかなる競技も3  
回以上のジャンプオフを行ってはならない。

5. ジャンプオフのスターティング・オーダーは実施要項、あるいは規程集に特に記載されてい  
る場合を除いて、本競技で採用されたスターティング・オーダーを適用する。

ジャンプオフのある1回走行競技の本ラウンド・スタート前に落鉄した場合は、これより後のス  
ターティング・オーダーを与えられる。ジャンプオフでスタート前に落鉄した場合は3頭分後ろ  
のスターティング・オーダーを与えられる。当該馬の装蹄がこの時までには終了していない場合は、

それ以降のスターティング・オーダーを与えるか失権とするか競技場審判団の判断に任される。

6. 第1位で同点となった場合は、実施要項の条項に従ってジャンプオフを1回行うことができる。実施要項にジャンプオフの条項がない場合は、ジャンプオフを行わない競技と考える。

#### **第246条 障害と距離**

1. 複数の選手が障害減点なしで本走行を終え、同点で第1位となっている場合は、第208条3に記載された限界を越えない範囲で、ジャンプオフ用障害の高さと／あるいは幅を（部分的もしくは全体的に）増すことができる。

2. 本競技でコンビネーション障害が使われている場合は、ジャンプオフにもコンビネーション障害を最低1個、設定しなければならない。

3. ジャンプオフに使われる障害の数は6個（コンビネーション障害は1つと数える）まで減らすことができる。

4. ジャンプオフでは障害の形、タイプ、色を変えてはならないが、コンビネーション障害の一部を取り除いても構わない。コンビネーション障害がトリプル、あるいは4障害構成の場合は、中央の障害を除いてはいけない。

5. ジャンプオフ用障害の順番は本走行のコースから変更してもよい。

6. ジャンプオフにおいては、コンビネーションの障害間距離を変更してはならない。

7. ジャンプオフ用コースには、最大2個まで単独障害を追加することができる。この追加障害については2個とも、コースの下見に際してコースに設置されていなければならない。これらの障害は幅障害2個、垂直障害2個、あるいは幅障害1個と垂直障害1個のコンビネーションの何れでもよい。垂直障害はどちらの方向に飛越してもよいのか、あるいは一方向のみなのかをコースプランと障害自体にも明示しなければならない。

#### **第247条 失権、あるいはジャンプオフへの出場辞退**

1. ジャンプオフで失権となった選手は、ジャンプオフを完走した選手の次に順位付けられる。

2. 競技場審判団の許可を得てジャンプオフへの出場を辞退した選手は、いかなる場合もジャンプオフに失権した選手、あるいは正当な理由でコース走行中に棄権した選手の次に順位付けられる。正当な理由なしにコース走行中に棄権した選手や、意図的に失権となるような行動をとった選手については、このジャンプオフへの出場を辞退した選手と同順位とする。

2. 順位決定のジャンプオフ前に、2名またはそれ以上の選手がジャンプオフ出場を辞退した場合、競技場審判団はこの申請を受け入れるか拒否するかを決定しなければならない。競技場審判団がこの出場辞退を認める場合は、組織委員会がくじ引きでトロフィーの授与先を決め、賞金は合計して選手間で等分する。競技場審判団からの競技続行の指示に選手らが従わなかった場合はトロフィーの授与はなく、

当該選手らは賞金のみを受け取り、順位はジャンプオフを行ったものとして、その最下位となる。

## 第9章 順位

### 第248条 個人順位と表彰

1. 個人選手の順位は競技で採用の基準とプログラムに記載されている条件、あるいはコースプランに示された変更事項に従って決定される。

2. 入賞する可能性がない選手については、競技場審判団の判断で、その走行中にいつでも走行中止を命じられることがある。

3. 第1回目走行を完走できない選手は、ある特定の競技を除いて受賞する権利はない。

4. 予選競技で入賞した選手は、予選で出場資格を得た決勝競技への出場を辞退した場合でも、予選競技での受賞を維持できる。

5. 入賞した選手は、その入賞馬とともに表彰式に参加しなければならない。しかし安全面の理由から、競技場審判団が例外を設けることもある。入賞した選手が正当な理由なしに表彰式へ出席しなかった場合は、競技場審判団の権限により賞の授与が保留されることもある。従って、組織委員会は実施要項とプログラムに表彰式への出席を要する入賞者数を明示しなければならない。この記載がない場合は、入賞した人馬は全員が表彰式に出席しなければならない。

6. 競技スポンサーから提供された馬着を除いて、表彰式で馬着を使用することは認められない。しかし特別な状況下では、競技場審判団はこの規則を緩和できる。

## 第10章 選手と馬

### 第249条 CSIOへの招待

1. NFへの公式招待状は、チーム監督1名と選手4名～6名、馬8頭～15頭、各選手に1名のグルームで構成する公式チームに対して送られる。

組織委員会が選手4名と馬8頭で構成するチームを招待する場合は、招待の外国人選手の総数が前年度の招待者数を下回ってはならない。

CSIO競技会と称するには、最低3ヶ国の公式チーム（開催国チームを含む）の参加がなければならない。



CSIOに5ヶ国未満のチーム・エントリーしかない場合は、（主催国チームを含め）1ヶ国につき2チームまで招待できる。競技会の開始前、遅くとも打ち合わせ会にて、2チームを参加申込した国はどちらのチームでネーションズ・カップ・ポイントを取得するかを決定しなければならない。

## 2. ヨーロッパにおけるCSIO競技会

（開催国チームを含み）10チーム以上が招待される場合、組織委員会は第249条5に従って個人選手を外国から招待することができる。

（開催国チームを含み）8チーム、もしくは9チームが招待される場合は、3名までの個人選手を外国から招待することができる。

（開催国チームを含み）7チーム以下の招待の場合は、外国から個人選手を招待することはできない。

## 3. 北米におけるCSIO競技会

（開催国チームを含み）5チーム以上が招待される場合は、第249条5に従って個人選手を外国から招待することができる。（開催国チームを含み）4チームが招待される場合は、外国から2名までの個人選手を招待することができる。（開催国チームを含み）3チーム以下の招待の場合は、外国から個人選手を招待することはできない。

4. 各組織委員会は招待国の国名と、何らかの理由で招待された国が参加できない場合のリザーブとして最低3ヶ国の国名を、実施要項ドラフトの添付書類に記載しなければならない。招待国から参加できない旨の連絡が入った場合、組織委員会は直ちにリザーブ・リストに記載の1ヶ国へ連絡しなければならない。組織委員会は招待したNFが辞退する場合を考慮し、二重の指名参加申込締切日を設けるよう推奨する。招待チームの選考に困難をきたすメジャーなCSIO競技会については、先ずネーションズ・トロフィー順位リストの上位8チームを優先させることを推奨する。

5. チームに所属する選手に加えて、あるいは完全なチームを派遣できないNFから1～2名の個人選手が公式チームと同条件で招待される場合がある。CSIO競技会では個人選手に対する個別招待は認められない。

6. CSIOに開催国から出場できる個人選手の人数は、本規程の付則2に示した表に従って決定する。

7. 5\*のネーションズ・カップ、あるいは4\*のネーションズ・カップを行うCSIO競技会では、7チーム以上を外国から招待しなければならない。極めて例外的に、またFEI事務総長の許可がある場合に限り、外国からの招待チーム数が7チームを下回ることができる。

8. FEIはワイルドカードとして、組織委員会が招待する外国チームのうち1チームを指名する権限がある。

## 第250条 CS Iへの招待

CS Iに関しては、組織委員会がそのNFの合意を得て、招待する個人選手数と馬の頭数を実施要項と招待状に記載しなければならない。

## 第251条 参加申込

~~1. CS IOまでの競技会への参加申込は以下の要領で行われ、実施要項に記載された期日までに組織委員会の元へ届かなければならない：~~

~~— 初回参加申込：これは参加の意思表示である。~~

~~＝ 指名参加申込（任意）：確定参加申込に記載する選手数の2倍の人数とする。~~

~~＝ 確定参加申込：競技会に出場する選手名と馬名を記載する。~~

~~2. その他すべての競技会については、F E I 一般規程の第1-2-1条に従って参加申込を行うものとする。~~

~~3. 満足ゆく説明もなく、初回参加申込を行ったN Fが選手を派遣しない場合は、科罰の対象となり得る。~~

~~4. 確定参加申込を受領した後の馬と選手の交代は、組織委員会の合意を得て行うことができる。組織委員会は、馬と選手を交代させる場合の最終期日を実施要項に記載しなければならないが、この期日は獣医師によるインスペクションを行う日以前とする。~~

~~5. 5ヶ国以上のN Fから16名以上の外国選手が参加できるC S Nは、F E I 諸規程に準じて自動的にC S Iと見なされ、これに伴う処遇を受ける。~~

1. 競技会に参加申込できる馬の頭数は、実施要項と障害馬術競技会規程に従わなければならない。

2. 国際競技会に招待あるいは指名された選手については、いずれも各々が所属するN Fから参加申込を行わなければならない。当該選手が参加申込を行う競技会に出場できる年齢に達していることを確認するのは、その選手が所属するN Fの責任である。組織委員会は、障害馬術競技会規程に従い、かつ実施要項に定める通り所属N Fが選考した外国人選手については、全員を受け入れなければならない。組織委員会は、N Fからの参加申込以外のいかなる参加申込も受け付けてはならない。

3. N Fは、出場資格を得た馬を選考して参加申込を行う責任を負う。これには参加申込を行う競技会への出場能力と参加適性があるかという点も含まれる。当該馬が参加申込を行う競技会に出場できる年齢に達していることを確認するのは、その所属N Fの責任である。

4. 参加申込を行えるチーム数と個人選手数は、障害馬術競技会規程に定める。

5. N FがF E I 世界選手権大会とオリンピック大会に参加申込できる選手は、障害馬術委員会が策定して理事会が承認し、また必要に応じて国際オリンピック委員会（I O C）が承認した条件のもとで出場資格を得た者のみとする。

6. 公式チームとして認められる選手数／頭数を超えてN Fが参加申込をした場合は、遅くとも第1回目のホース・インスペクション終了時点までに、公式チームとして選考する人馬をチーム監督が指定しなければならない。

7. 組織委員会はいかなる場合も、F E I 選手権大会に出場資格のある選手あるいはチームの参加申込数を制限してはならない。理事会が必要とみなした場合は、参加申込数を制限することがある。

8. F E I シニア選手権大会と大会（オリンピック大会を含む）への参加申込は、下記の8. 1、

8. 2、8. 3項に定める3段階の手順を踏まなければならない。CSIOまでを含むその他の競技会では、8. 2項は任意であるが、NFあるいは組織委員会が実施要項の中で独自の締切り日を指定することがある。

#### 8. 1 参加意思申込

これは遅くとも競技会開始予定の8週間前までに組織委員会の元へ届かなければならない。参加意思申込とは、NFが競技会参加のために選手を派遣する明確な意図を有することを意味し、これには個人選手だけの派遣か、あるいはチームだけか、チームと個人選手の両方かを明示しなければならない。参加意思申込を行っていたNFが、納得できる説明もなく選手を派遣してこなかった場合は罰金が科せられることがある。

#### 8. 2 指名参加申込

これは遅くとも競技会開始予定の4週間前までに組織委員会の元へ届くこととし、これには選手名と馬名のリストを載せ、NFが派遣しようとしている選手数と馬の頭数を明記しなければならない。尚、確定参加申込と代替人馬の選考はこのリストより行う。指名参加申込での選手数は、確定参加申込に示されている数の2倍までとする。

一度、指名参加申込を送付したならば、NFは指名参加申込に記載した数よりも派遣選手数または馬の頭数を減らすことはできるが増やすことはできない。指名参加申込を行ったにもかかわらずNFとして競技会に選手を派遣せず、またその理由も組織委員会としては受け入れ難いものである場合は、組織委員会から事務総長へ報告を行い、FEI裁定機関の審議に委ねる。

#### 8. 3 確定参加申込

これは実施要項に記載された期日、かつ遅くとも競技会開始の4日前までに組織委員会の元へ届かなければならない。これは競技会に派遣される最終選考の選手と馬を示すものである。確定参加申込では指名参加申込リストに載せた選手数／頭数を超えて記載してはならず、指名参加申込の選手名／馬名リストから選考しなければならない。組織委員会が確定参加申込を受領した後の馬と／あるいは選手の交代は、組織委員会の明確な許可があった場合に限り行うことができる。組織委員会は実施要項に馬と選手の交代が認められる最終期日を明記しなければならず、この期日はホース・インスペクションの日より後であってはならない。

9. 馬の参加申込書には馬名、品種、性別、年齢、毛色、産地、現在の所属国籍とパスポート番号、更に必要に応じて出場資格を記入しなければならない。選手の出生年も記載する必要がある。

10. 仮にNFが指名参加申込に記載した数以上の選手と／あるいは馬を派遣してきた時には、例えば障害馬術競技会規程と実施要項でそのような参加を認めている場合であっても、組織委員会としては彼等に宿泊施設／厩舎を提供することも、競技会への参加を認める義務もない。

11. 競技会において選手は騎乗馬のいずれか、あるいは全頭について出場を辞退することはできるが、事前にこの競技会へ参加申込を行っていない馬を組織委員会と競技場審判団の許可なく追加することはできない。

1 2. NFは、チームの指名参加申込を行ったものの、そのチーム派遣が不可能となった場合は速やかに組織委員会へ通知しなければならない。

1 3. いずれの競技会においても、NFが確定参加申込を行ったにもかかわらず妥当な理由もなく参加しなかったチーム、あるいは個人選手については、外国人審判員か技術代表が事務総長へ報告し、FEI裁定機関の審議に委ねる。参加意思申込を行ったにもかかわらず、納得できる説明もなく選手を派遣してこなかったNFについては、罰金が科されることがある。当該競技会に参加できなかった理由として、同時期に行われていた他の競技会への出場は有効とは認められない。しかしCSIに確定参加申込をしていた選手が、同じ週末に開催のCSIOに派遣予定であった選手（正当な理由で出場不可となった場合）の交代要員として選考された場合は、この間際になっての指名を当初予定していたCSIへ参加できなかった正当な理由として勘案される。

1 4. NFは2つ以上の組織委員会に、同じ人馬のコンビネーションで確定参加申込をすることはできない。これに違反した場合、この人馬のコンビネーションは、最終的に参加することとなった競技会から失格となる（例外については第251条13を参照）。

1 5. 確定参加申込の期日以降の参加辞退あるいはノーショウは、その参加辞退やノーショウの結果として組織委員会が被った財務上の損失（既舎費用やホテル代など）について、組織委員会への弁償が義務づけられる。

1 6. 四ヶ国を超えるNFから15名（合計）を超える外国人選手を受け入れるCSNは、自動的にCSIとみなされ、FEI規程に基づく諸条件を満たす義務を負う。

## **第252条 スターティング・オーダー**

### **1. スターティング・オーダーの抽選**

#### **1. 1 選手権大会／CSIOーチームと個人選手**

1. 1. 1 国籍に関係なく、チームに加えて参加申込を行った個人選手のスターティング・オーダー決定の抽選を最初に行う。

1. 1. 2 2回目の抽選を行い、チームを参加申込している国のスターティング・オーダーを決める。その後、各チーム監督はチーム選手のスターティング・オーダーを国のスターティング・オーダーに応じて決定する。これらのチーム選手は、既に決まっている個人選手のスターティング・オーダーの間に順番に組み込まれる。

1. 1. 3 もし個人選手が一競技に2頭以上で出場する場合には、競技場審判団はできる限り、その選手のスターティング・オーダーを10名以上の間隔をあけて設定するよう調整する。

1. 1. 4 スターティング・オーダーの発表後にチーム監督が選手と馬を変更する場合は、同一選手が2頭の馬を近い間隔で騎乗しなければならない状況も起こり得る。この場合、監督は競技場審判団もしくは事務局に競技開始の遅くとも1時間前までに連絡しなければならない。

競技場審判団は、該当選手についてのみ、スターティング・オーダーを変更することができる。

2. CSIOとCSIでは、選手のスターティング・オーダーを決定する抽選を行わなければならない。この場合は、同一国の選手が2名続いて走行することのないよう、選手の国籍を考慮する。1名またはそれ以上の選手が2頭乗りをする際に、2頭間のスターティング・オーダーが近すぎる状況が発生した場合は、競技場審判団が独自の権限で、あるいは要請に基づき、これらの選手に関する限り、そのスターティング・オーダーを変更することができる。

3. スターティング・オーダーを選手名や馬名のアルファベット順で抽選することはできない。

4. 団体競技に関しては、その都度、個別の抽選を行わなければならない。

5. 各馬は到着時に組織委員会から交付された個体識別番号を、競技会開催中を通して装着しなければならない。

この個体識別番号は当該馬が厩舎を離れる際には常時装着し、スチュワードを含む役員が各馬を確認できるようにする。この番号をはっきり表示していない場合は、最初は警告、再度違反した場合は競技場審判団または上訴委員会によって当該選手に罰金が科せられる(第242条1.7)。

#### 6. 個人競技におけるスターティング・オーダーのローテーション

ローテーションは必須であり、ローテーション・システムは選択可能。プログラム中に記載された個人競技におけるスターティング・オーダーをローテーション化するには、本規程の付則6に定める手順に従うことが推奨される。

#### 7. グランプリ競技でのスターティング・オーダー

「グランプリ」の名称は一競技会にて一度しか使用することができない。グランプリ競技のスターティング・オーダーは、個別の抽選で決定する。

競技会で最優秀選手あるいは最優秀人馬コンビネーションの特別ランキングが設けられている場合は、グランプリ競技に至るまでのランキングのリバース・オーダーをスターティング・オーダーとすることができる。

組織委員会はまた、選手を3グループに分けることもできる。その場合は、各グループ内でのスターティング・オーダーを決定する抽選を行わなければならない。FEIコンピューター・リストでトップの選手らは最終グループでの出場が認められる。抽選の際には競技場審判団長の臨席が必要である。

抽選の方法は実施要項に記載しなければならない。

#### 第253条 出場選手の申告

CSIOでは、第1競技開催の前日に、チーム監督がチーム・メンバー(選手と馬)、および個人選手名とその騎乗馬名を書面にて事務局へ申告しなければならない(第249条)。チーム出場者として申告された選手と/あるいは馬が事故や病気で出場できない場合には、競技会の第1競技開始の1時間前までであれば、チーム監督は個人選手から(もし出場者がいる場合は)代替の者を出すことができる。交代された選手またはチーム馬は個人競技に出場することはできない。

すべての競技会において、チーム監督（CSIO）または個人選手（CSIO、CSI）は、組織委員会の定めた時刻に翌日の競技に出場する選手を事務局へ申告する。

#### 第254条 馬の参加と頭数

1. CSIOとCSIでは、各選手が騎乗を許される馬の頭数をその実施要項に明示しなければならないが、上限は3頭とする。同じ週末に異なるカテゴリーのCSIが複数行われる場合には、各選手が騎乗を許される馬の頭数をカテゴリーごとに3頭までに限定しなければならない。これは同一会場において数週間続けて週末に行われるCSI競技会には適用しない。実施要項でピュイッサンス競技と／あるいは6歳と／あるいは7歳馬、および／あるいは種馬を対象とする特別競技の開催がうたわれている場合は、これらの競技の各々について馬を追加することが認められる。この追加馬の参加については、これらの競技に限定する。

2. CSIOでは、各選手が第254条1に明記された最大頭数の馬に騎乗する場合、チーム監督は競技会開催中を通して公式チームにのみ属する馬を変更できる。この方法で変更した場合は撤回できない。

3. CSIOとCSIで個人選手による馬の変更が認められるのは、当該馬同士が同一国に所属する場合だけであり、また実施要項の条件に従い、競技会開催中に各個人選手が騎乗を許される馬の頭数範囲内に限られる。この方法で変更した場合は撤回できない。

4. CSIOのグランプリ競技、もしくはグランプリ競技がない場合は最高額の賞金が授与される競技において、各選手は1頭の馬にしか騎乗できない。ダービー競技の場合を除き、グランプリ競技に加えて、これと同額かそれより高額の賞金が授与される競技と一緒に開催される場合は、これらの競技の各々において選手は1頭の馬にのみ騎乗できる。

5. これはCSIにも適用する。しかし上記4で示したグランプリ競技、あるいはこれに類する競技への参加申込が30名以下の場合、組織委員会が各選手に当該競技での2頭乗りを許可することもある。但し、出場者総数はグランプリ競技あるいは当該競技に認めた上限の人数を超えないものとする。

#### 第255条 ジュニアとヤングライダー

1. 選手は、その所属するNFの承認がある場合には16才の誕生日を迎える年から特定のシニア競技に参加することができる。

2. ジュニアと／あるいはポニーライダーは、同一競技会においてジュニア競技またはポニー競技と、シニア競技の両方に参加することはできない。

3. 選手は18歳の誕生日を迎える年まで（ヤングライダー規程、ジュニア規程）、ネーションズ・カップ、グランプリ競技、ワールドカップ競技、パワー・アンド・スキル競技、ダービー競技、およびこれ以外で最高額の賞金がでる競技に参加することはできない。ジュニア選手は16歳の誕生日を迎えている場合に限り、CSI1\*競技会とCSI2\*競技会におけるグランプリ競技に出場できる。

## 第256条 服装と敬礼

### 1. 服装

1. 1 選手は観客の前に出る時には~~一般規程（一般規程第127条）~~に規定されている正しい服装を着用しなければならず、競技中および表彰式においては本条項の1. 5と1. 6に記載の服装を着用すること。

1. 2 コースの下見に際しては身なりを整えなければならない。いかなる場合でも長靴、白色の乗馬ズボン、白または色の薄いシャツ、白いタイを着用しなければならない。いかなる場合も襟と袖口（カフス）は白色でなければならない。

1. 3 悪天候の場合、競技場審判団は外套または防水服の着用を許可することもある。非常に暑い天候の場合は、競技場審判団が選手に対してジャケットなしで競技に臨むことを認める場合もある。

1. 4 軍人、警察官、憲兵隊員、軍関係者または国立牧場の職員を含め、障害馬術を行う者は、3点で固定された顎紐つきの硬質保護帽を適正に着用することが義務づけられる。またヤングライダーも含め、いかなる者も練習および調教用馬場、あるいは競技会場のいかなる場所でも、馬を運動させる場合は保護帽を着用することが強く推奨される。但し、ジュニアとチルドレンについては、騎乗中は常に3点で固定された顎紐のついた保護帽着用を義務とする。

1. 5 民間人は乗馬クラブのユニフォームかその所属NFの承認した服装、赤か黒のジャケット、白または小鹿色（淡黄褐色）の乗馬ズボン、黒の長靴もしくは黒のトップ・ブーツの着用が義務づけられている。白のタイかチョーカー、あるいはハンティング・ストックと、白または色の薄いシャツを着用しなければならない。シャツは長袖でも半袖でもよい。白の襟と白の袖口（カフス）が必要である。ジャケットを着用しない場合は、袖つきのシャツを着用しなければならないが、長袖でも半袖でもよい。

1. 6 ~~一般規程第136条の条項第256条3~~に従い、民間人は硬質保護帽の中央部分に垂直にスポンサー・ロゴを表示できる。このロゴは長さ25cm、幅5cm以内とする。

1. 7 軍人、警察官、憲兵隊員、軍関係者または国立牧場の職員は、民間人と同じ服装かもしくは制服を着用することができる。

1. 8 競技場審判団の判断により、服装が不適切な選手については競技への参加が認められない場合もある。

1. 9 FEI地域選手権大会、大陸選手権大会、世界選手権大会のネーションズ・カップ競技、およびオリンピック大会と地域大会の競技では、NFの公式ジャケットのみ着用できる。襟が同色である黒や赤、紺、緑色のジャケットは登録できない。チーム・メンバーのジャケットは同一色でなければならない。この規則に従わない選手は1, 000. 00スイスフランの罰金が科される。更に、当該選手はアリーナからの退場を求められ、規則に準拠したジャケットを着用するまでは競技参加を認められない。

1. 10 色彩について論争が生じた場合は事務総長に付託し、この事務総長の決定が最終となる。

### 2. 敬礼

2. 1 一般規程（一般規程第127条）に従い、競技場審判団長が別段の指示を出さない限り、競技場審判団の管轄下にてアリーナで行われるすべての競技において、各選手は敬意の意味合いで主任審判員に敬礼をしなければならない。競技場審判団は敬礼を怠った選手の走行開始を拒否することができる。当該選手はまた競技場審判団により罰金を科される場合もある（第242条1.6）。特別な理由により、組織委員会は競技場審判団が各競技の開始前に、組織委員会と協議のうえ選手の敬礼を必要とするか否かを判断することがある。国家元首が臨席されている場合には、組織委員会が競技場審判団長の子承を得て、敬礼は国家元首に対して行うよう出場選手に指示しなければならない、また役員席に特別の来賓がある場合にも同様な処置をとることができる。

2. 2 選手はパレードの間、表彰式、そして国歌が流れる間は敬礼するものとする。

2. 3 特別な理由により、競技場審判団が敬礼は不要であるとの決定をくだすことができる。

2. 4 男性の選手は敬礼の際に脱帽する必要はない。鞭を上げるか頭を下げることで敬礼をしたと見なされる。

### 3. 選手および馬につける広告と宣伝

3. 1 地域大会とIOCの後援を受けて行われるオリンピック大会（オリンピック大会における馬術競技オリンピック規程を参照）を除くすべての競技会において、選手は下記の通り衣類や装具のメーカー識別表示（名称と／あるいはロゴ）、あるいはスポンサーのこれに類するものを身につけることができる：

#### 3. 1. 1 メーカーの識別表示

3. 1. 1. 1 競技会場内、あるいは表彰式の際に表示できる衣類や装具メーカーの識別表示は各々につき1ヶ所とし、表面のサイズは衣類や装具で3cm<sup>2</sup>以内とする。

3. 1. 1. 2 衣類や装具のメーカーがスポンサーである場合は、本条項の3. 2項を適用する。

#### 3. 1. 2 スポンサーの識別表示

3. 1. 2. 1 競技会場内、あるいは表彰式の際に表示できる個人スポンサーの名称と／あるいはロゴは、以下の通りのサイズとする：

a) 鞍下の側面は両側とも200cm<sup>2</sup>以内

b) ジャケットあるいは上着の両側各々に胸ポケットの高さで80cm<sup>2</sup>以内

c) シャツの襟両側に16cm<sup>2</sup>以内

3. 1. 2. 1. 1 FEI選手権大会の組織委員会は、このようなロゴの使用を認めないと実施要項に記載する場合があるが、上述の第256条3. 1. 2. 1に示した限度内でのチーム・スポンサー名称とロゴについては例外とする。

3. 1. 2. 1. 2 CSIOの組織委員会は、ネーションズカップ・クラスでこのようなロゴの使用を認めないと実施要項に記載する場合があるが、上述の第256条3. 1. 2. 1に示した限度内でのチーム・スポンサー名称とロゴについては例外とする。



3. 1. 2. 2 組織委員会はすべてのFEI競技会において、競技と／あるいは競技会のスポンサー名称と／あるいはロゴを競技場運営員等の衣服、選手のゼッケン、および競技区域と表彰式の際に使用する馬着にも表示できる。選手のゼッケンに付ける名称と／あるいはロゴのサイズは100cm<sup>2</sup>以内とする。

3. 2 競技区域にいる間または演技中に、いかなる選手、役員、馬についても上記3. 1項に定めるロゴ以外の広告や宣伝を身につけることはできない。但しコース下見の際に、選手は上着の前後であれば400cm<sup>2</sup>以内、ヘッドギアでは50cm<sup>2</sup>以内でスポンサー・ロゴを表示することができる。

3. 3 TV契約で認められていれば、アリーナの側面と障害に広告を表示することができる。スポンサー付き障害の規格詳細は、本規程の第208条2に網羅されている。

3. 4 本条項でいう競技区域とは、選手が審査される場所と馬がホース・インスペクション／獣医検査を受ける場所すべてを含む。これには待機馬場は入らない。

## 第257条 馬 装

1. アリーナにて：

1. 1 遮眼帯の使用は禁止である。

1. 2 可動式ランニング・マルタンガールのみ使用が許可される。チルドレンの競技では、スタンディング・マルタンガールの使用が認められる。

1. 3 銜の規制はない。しかし競技場審判団には、獣医師の助言に基づき、馬が怪我をしそうな銜の使用を禁止する権限がある。

手綱は銜に付けるか、直接、頭勒に装着されていなければならない。ギャグとハックモアの使用が許可される。

1. 4 頭絡の頬革にシープスキンを使用することはできるが、馬の顔から直径3cmを超えないものとする。

1. 5 舌押さえストラップの使用は禁止である。

1. 6 表彰式や競技後のパレードの時を除き、アリーナでの折り返し（ランニング・レーン）の使用は禁止である。

2. 組織委員会の管轄下にある競技会場内のすべての場所（制限区域）：

2. 1 安全確保の観点より、鐙や鐙革（セーフティ鐙にも適用される）はあおり革の外側に托革から自由につられていなければならない。いかなる物でも鐙を固定するような器具の取り付けは許可されない。選手は直接あるいは間接的にであれ、自分の体のいかなる部分も馬具に縛り付けてはならない。

2. 2 選手はフラットワークを行う際に馬場馬術用の鞭を使用できるが、先端に重りの付いた鞭を使用したり携帯することはいかなる場合も厳格に禁止され、またアリーナ、練習あるいは調

教用馬場で横木通過や障害飛越をする際に、75cmを超える長さの鞭を使用したり携帯することも禁止されている。鞭の代用品を携帯することも認められない。この条項に従わなかった場合は失権となる（第240条3.21）。

#### 2.2.1 鞭の過剰使用

- 鞭は騎乗者の感情のはげ口として使用してはならない。そのような使い方は常に過剰使用となる。
- 鞭は失権後、あるいはコースの最終障害を飛越した後に使用してはならない。
- 鞭を打ち下ろすような方法で使用してはならない（例えば右手で鞭を持って左脇腹を打つような行為）。馬の頭部を鞭で打つ行為は、いかなる場合でも鞭の過剰使用とする。
- 1度に4回以上馬を打ってはいけない。馬の皮膚が破れた場合には鞭の過剰使用とみなされる。
- 鞭を誤用したり過度に使用したと確認された選手は失格となり、競技場審判団の判断により罰金が科されることもある（第241条2.9および、第242条1.14を参照のこと）。

2.3 馬の前肢あるいは後肢に用いる装具（単一のプロテクターか複数のプロテクター、球節当てなど）の総重量は500gまでとする（蹄鉄は含まない）。この条項に従わない場合は失格となる（第241条2.9）。

#### 3. 馬具および用具につける広告と宣伝

馬具および用具につける広告と宣伝に関わる制限については、第256条3に定める必要条件を適用する。

### **第258条 事故**

選手または馬の事故により走行を終えることができない場合は、選手、馬とも失権となる。事故が発生しても選手が走行を完了した場合は、乗馬で退場しなくても失権にはならない。

## 第11章 役員

### 第259条 役員

#### 1. 競技場審判団

1. 競技会	審判員数	競技場審判団長	メンバー	追加メンバー	主任審判員	水濠審判員	外国人審判員
	必要最小限度	最低限の資格要件	最低限の資格要件	最低限の資格要件	最低限の資格要件	最低限の資格要件	最低限の資格要件
オリンピック大会／世界選手権大会	(##)審判長+(##)3名	公認国際審判員 <u>外国からの任命が必須</u>	2名以上が公認国際審判員	国際審判員	公認国際審判員	国際審判員	公認国際審判員
地域大会／シニア大陸選手権大会／ワールドカップ・ファイナル	(##)審判長+(##)3名	公認国際審判員 <u>外国からの任命が必須</u>	2名以上が国際審判員	国際審判員	国際審判員	国際審判員	公認国際審判員
他の選手権大会／CSI O	審判長+3名	国際審判員 <u>主催国からの任命が望ましい</u>	2名以上が国際審判員	国内審判員	国際審判員	国内審判員	国際審判員
CSI 5*、4*、3* 競技会	審判長+2名(##)	国際審判員 <u>主催国からの任命が望ましい</u>	2名以上が国際審判員	国内審判員	国際審判員	国内審判員	FEI任命の5*/4*国際審判員
CSI 2*競技会/CSI-Y/J/P/V/ChカテゴリーA	審判長+2名(##)	国際審判員 <u>主催国からの任命が望ましい</u>	少なくとも1名が国際審判員補	国内審判員	国際審判員補	国内審判員	国際審判員補
CSI 1*競技会/CSI-Y/J/P/V/ChカテゴリーB	審判長+2名(##)	国際審判員補 <u>主催国からの任命が望ましい</u>	国内審判員以上		国内審判員	国内審判員	国際審判員補であることが推奨される

(#) 水濠審判員が一人配置される場合は審判員を1名追加し、また一日に行われる競技数が多い場合は更に複数の審判員を追加する。

(##) FEIが任命。

各競技とも3名の審判員で審査を行う。

**重要：**ここに言及した審判員数は最低限の人数であり、一日に行われる競技数に応じて調整しなければならない。

## 2. 実施要項の調整と F E I への外国人審判員報告書

競技会	実施要項の調整	競技会から 14 日以内に F E I へ報告
オリンピック大会、 世界選手権大会	F E I	競技場審判団長
地域大会、シニア大陸選手権大会、 ワールドカップ・ファイナル、その 他の選手権大会	F E I	競技場審判団長
CSIO 1 * ~ CSIO 5 *	F E I	外国人審判員(##)
CSI 5 * ~ CSI 3 *	F E I	外国人審判員(##)
CSI 2 * と CSI *	外国人審判員(#) + N F	外国人審判員
CSI-Y/J/P/Ch/V Cat.A	F E I	外国人審判員
CSI 1 * CSI-Y/J/P/Ch/V Cat.B	外国人審判員(#) + N F あるいは競技場審判団長	外国人審判員 あるいは競技場審判団長

(#) 所見を組織委員会へ送付し、そのコピーを F E I と組織委員会の N F へ送付。

(##) F E I が任命。

## 3. 上訴委員会

上訴委員会の構成、および同委員会の委員長とメンバーの任命は一般規程に従わなければならない。C S I 1 \*、C S I 2 \*、C S I 3 \* 競技会、およびジュニアとヤングライダー対象のすべての C S I 競技会では、上訴委員会の設置は任意である。

## 4. 獣医師代表団と獣医師代表

4. 1 獣医師代表団の配置はオリンピック大会と地域大会、選手権大会、ワールドカップ・ファイナル、C S I O では必須であり、その構成と同団長およびメンバーの任命は獣医規程に従わなければならない。

4. 2 C S I にて組織委員会任命の獣医師代表と見なされるには、獣医規程に準拠した獣医師であることが求められる。

## 5. コースデザイナーと技術代表

### 5. 1 コースデザイナー

5. 1. 1 地域大会、大陸および地域選手権大会、ワールドカップ・ファイナルにおけるコースデザイナーは、F E I 国際コースデザイナー・リストから選ばれ、F E I の合意を得て任命されなければならない。

5. 1. 2 オリンピック大会と世界選手権大会におけるコースデザイナーは、公認国際コースデザイナーでなければならない、F E I の合意を得て任命される。

5. 1. 3 C S I O、C S I 3 \*、C S I 4 \*、C S I 5 \* におけるコースデザイナーは、F E I 国際コースデザイナー・リストから選考され、組織委員会により任命されなければならない。

5. 1. 4 C S I 1\*とC S I 2\*のコースデザイナーは、F E I 国際コースデザイナー・リストか国際コースデザイナー補リストから選出される。

5. 1. 5 コースデザイナーは自分の近親者が1名、あるいはそれ以上出場している競技でコースデザイナーの役職を果たすことはできない。

## 5. 2 技術代表

5. 2. 1 地域大会、地域および大陸選手権大会、ワールドカップ・ファイナルにおいては外国人技術代表の任命が義務づけられており、F E I 国際コースデザイナー・リストから選考され、F E I 障害馬術委員会により任命される。

5. 2. 2 オリンピック大会と世界選手権大会における技術代表は公認国際コースデザイナーでなければならない、F E I 障害馬術委員会による任命が必要である。

5. 2. 3 技術代表（外国人もしくは国内の）はF E I の審判員リストとコースデザイナー・リストから選出されるのが望ましく、C S I OとC S I の組織委員会によって任命される。

## 6. スチュワード

調教用馬場とウォーミングアップ用馬場は常時、監視が必要である。これらの馬場が使用されている間は、常時、最低1名のスチュワードが立会い、諸規程の遵守を徹底させなければならない。国際競技会ではチーフ・スチュワードを任命しなければならない。グループIとグループIIの国際競技会でのチーフ・スチュワードは、F E I スチュワード・リストより選考されなければならない。グループI、グループII、北米の域外で行われる以下の国際競技会については、チーフ・スチュワードは少なくとも以下の資格取得者でなければならない：

C S I O、C S I、ジュニア、ヤングライダー、チルドレン対象の選手権大会：国内審判員あるいは国内コースデザイナー

オリンピック大会、シニア大陸選手権大会、地域選手権大会、世界選手権大会、ワールドカップ・ファイナル：国際審判員か国際審判員補、もしくは国際コースデザイナーか国際コースデザイナー補

## 7. 利害の抵触

状況から判断して大方の者が利害の競合があると推察するような場合には、利害の抵触が実質的に存在すると言える。利害の抵触とは、F E I を代表するか、あるいはF E I に代わってビジネスや取引を行うにあたり、客観性に影響を与える可能性があったり、あるいは与えると見なされるような、家族（肉親）関係を含む人的関係、職業上の関係、あるいは金銭的關係と定義づけられる。

現実的に可能な限り利害の抵触は避けなければならない。しかしこのような抵触は、役員としての資格を得るうえで必要な経験や専門性と密接に関係していることがあり、該当するスポーツ規程によって利害の抵触と専門性との固有のバランスを統制する必要がある。

## 第12章 競 技

### 第260条 通 則

1. 個人およびチームを対象とする様々な障害馬術競技がある。以下の規則では、国際競技会で最も多く行われる競技を網羅する。
2. 組織委員会は新しい種類の競技を導入することもできるが、本章に述べる競技はいかなる場合も本規程を厳守して開催しなければならない。

### 第261条 ノーマル競技とグランプリ競技

1. ノーマル競技とグランプリ競技（後者は実施要項に明記していなければならない）は飛越能力の審査を主たる要素にしているが、第1位で同点の選手がでた場合には1回目のジャンプオフ、もしくは最大限2回のジャンプオフにスピードを導入して優劣を決定することができる。
2. これらの競技は基準Aにてタイムレース、あるいはタイムレースとしない条件で審査されるが、必ず規定タイムを設ける。
3. コースは馬の飛越能力の審査を主眼として設定する。組織委員会は障害数、障害の種類、障害の高さや幅が限度内で設置されるよう責任を負う。
4. CSIOのグランプリ競技について、選手／馬の出場資格条件が実施要項に記載されている場合は、本規程の付則4を参照することが必要である。

CSIOあるいはCSIのグランプリ競技について、選手／馬の出場資格条件が実施要項に記載されている場合は、すべての予選競技を基準A採用のタイムレースで行うか、あるいは基準Aで1回か2回のジャンプオフを行う条件で開催しなければならない。

5. グランプリ競技は下記のいずれかの方式に従って行わなければならない：
  5. 1 1回、もしくは2回のジャンプオフを行う1回走行。ジャンプオフ1回目と2回目のどちらかをタイムレースとするか、あるいは両方ともタイムレースとする。
  5. 2 タイムレースのジャンプオフを1回行う2回走行（同一または異なるコースにて）。
  5. 3 2回走行を行い、2回目をタイムレースとする。
  5. 4 スーパーリーグでのグランプリ競技は、下記のいずれかの方式で採点する；  
238条2. 2（タイムレースの1回走行とタイムレースのジャンプオフ1回）、あるいは273条3. 3（2回走行）、あるいは第273条3. 1（2回走行とジャンプオフ1回）。第1回目走行での飛越回数は15回、第2回目走行では9回に制限される。

## 第262条 パワー・アンド・スキル競技

### 1. 通 則

1. 1 これらの競技の目的は、限定数の大障害における馬の飛越能力を示すことにある。
1. 2 第1位で同点の選手が出た場合は、一連のジャンプオフを行わなければならない。
1. 3 ジャンプオフ用障害は、常に本競技のコースに使用されたものと形やタイプ、色も同じでなければならない。
1. 4 3回目のジャンプオフを終えても優勝者を決定できない場合、競技場審判団は競技の継続を止めることができる。4回目のジャンプオフでも決定できない場合は、競技場審判団が競技の継続を止めなければならない。この段階で残っている選手は同一順位となる。
1. 5 3回目のジャンプオフの後に選手が競技の継続を希望しない場合は、競技場審判団は競技の継続を止めなければならない。
1. 6 3回目のジャンプオフで過失があった場合は、4回目のジャンプオフを行うことができない。
1. 7 同減点の場合、タイムは順位の決定要因にはならない。規定タイムも制限タイムも設定しない。
1. 8 これらの競技は基準Aに基づきタイムレースはでなく審査が行われる。
1. 9 選手が練習用馬場で調教ができない場合にのみ、アリーナ内に練習用障害を設置することができる。任意障害の使用は認められない。
1. 10 アリーナの広さと選手数によっては競技場審判団の判断により、1回目、もしくは2回目のジャンプオフで残った選手はアリーナ内に留まってしまうとすることがある。

### 2. ピュイッサンス競技

2. 1 本走行のコースは4個～6個の単独障害で構成され、このうち少なくとも1個は垂直障害でなければならない。第1障害は高さを1.40m以上とし、それ以降は高さが1.60m～1.70mの障害を2個、高さが1.70m～1.80mの箱障害か垂直障害を1個設置しなければならない。コンビネーション障害、水濠障害、乾壕、自然障害はすべて禁止されている。踏み切り側で傾斜している箱障害（最大30cm引き込む傾斜面）の使用は認められる。
2. 2 箱障害の代わりに垂直障害を使うこともできる。その場合は、プランク（平板）の上に横木を1本のせた障害で代用することができる。
2. 3 第1位で同点の選手がでた場合は、2個の障害で一連のジャンプオフを行わなければならない。障害は箱障害か垂直障害を1個と、幅障害1個とする（第246条1）。
2. 4 ジャンプオフでは2つの障害の高さを段階的に上げ、幅障害については幅も広げなければならない。垂直障害、あるいは箱障害については、第1位で同点の選手が前回の走行で減点を出していない場合にのみ、高さを上げることができる（第246条1）。

### 3. 六段障害飛越競技

3. 1 この競技では、6個の垂直障害を各障害間が約1.1mとなるよう直線上に配置する。障害は同じ種類の横木だけを使用し、同じように構築しなければならない。障害の数はアリーナの広さに応じて減らすことができる。

3. 2 障害をすべて同じ高さで造ってもよい。例えば、一律1.20mに設定することが可能である。もしくは1.10m、1.20m、1.30m、1.40m、1.50m、1.60mと段階的に高さをつけたり、また最初の2つが1.20mで、次の2つが1.30mというような設定にすることもできる。

3. 3 馬が拒否したり逃避した場合は、過失のあった障害から走行を再開しなければならない。

3. 4 第1位で同点となっている選手が第1回目走行で減点があった場合を除き、最初のジャンプオフは高さを上げた6個の障害で行わなければならない。~~2回目~~最初のジャンプオフの後に、障害の数を~~3個~~4個までに減らすことができるが、障害間距離は当初に定めた約1.1mを維持しなければならない（障害を減らす場合には低いものから外す）。

### 第263条 ハンティング競技、あるいはピード・アンド・ハンディネス競技

1. これらの競技の目的は、馬の従順さ、調教程度、そしてスピードを示すことにある。

2. これらの競技は基準Cで審査される（第239条）。

3. これらの競技に使うコースは彎曲しており、障害の種類も多様でなければならない（難度の高い障害を飛越することで走行距離を短縮できるよう、選択障害を設けることもできる）。

バンケット、スロープ、乾壕などの自然障害を飛越する競技をハンティング競技と呼び、実施要項でもその名称で記載しなければならない。（この種類のもので）その他の競技はすべてスピード・アンド・ハンディネス競技と呼ぶ。

4. コースプランには通過すべきコースを指定せず、各障害の飛越方向を矢印で示すのみとする。

5. 回轉義務地点がどうしても必要な場合にのみ、コースプランに記載する。

### 第264条 ネーションズ・カップ

#### 1. 開催について

ネーションズ・カップは公式国際団体競技である。その目的は以下の条件下で、異なる国の選手と馬の能力を比較することにある。

1. 1 ネーションズ・カップはC S I Oにおいてのみ開催される。原則としてヨーロッパのC S I Oシーズンは屋外競技会のみとする。特別な状況下では、障害馬術委員長がF E I事務総長とともにこの規則を緩和できる。

1. 2 ネーションズ・カップとして成立させるには、最低3ヶ国の参加が必要である。



1. 3 何らかの理由でこの競技が他の名称で行われる場合は、「ネーションズ・カップ」の副タイトルを付けなければならない。

1. 4 この競技は公式チームが各国を代表する唯一の競技であり、その特性を保つために個人順位は求めない。

1. 5 この競技の賞金額合計はグランプリ競技、もしくは最高賞金額のである競技における授与額の50%以上に相当しなければならない。但し、事務総長がその比率の修正を承認した場合を除く。

賞金は第2回目走行に出場した全チームに授与しなければならない。

1. 6 この競技は同じ日に同一コースで走行を2回行う。

1. 7 ネーションズ・カップはタイムレースではなく基準Aで審査され、2回の走行ともに規定タイムが設けられる。

## 2. ネーションズ・カップ競技のカテゴリー

ネーションズ・カップの賞金額合計に応じて、ファイブスター、フォースター、スリースター、スリースター、ワンスターのネーションズ・カップ競技を開催できる。

F E I 執行部は毎年、これらのカテゴリーの賞金額について、その最少限度を決定する。

## 3. 障害とテクニカル必要条件

3. 1 障害の数と大きさ、およびコース全長は以下の限度内でなければならない：

	5*ネーションズ・カップ	4*ネーションズ・カップ	3*ネーションズ・カップ	2*ネーションズ・カップ	1*ネーションズ・カップ
障害数	12	12	12	12	12
高さの下限/上限 (m)	1.30/1.60	1.30/1.50	1.20/1.45	1.10/1.35	1.00/1.20
この高さの垂直障害を2個以上 (m)	1.60	1.50	1.45	1.35	1.20
この高さでその他の障害を6個以上 (m)	1.50	1.45	1.40	1.30	1.10
高さの下限/最小幅 この幅障害を2個以上(m)	1.50/1.70	1.45/1.60	1.40/1.50	1.30/1.50	1.20/1.40
最大幅 (m)	2.00	1.90	1.80	1.70	1.50
トリプルバーの最大幅(m)	2.20	2.10	2.00	1.90	1.70

水濠障害の最小幅/最大幅(m)	4.00/4.20	3.80/4.00	3.50/3.70	3.20/3.50	2.70/3.00
コース全長の最短下限/最長上限 (m)	500/700	500/700	500/700	500/700	500/700
屋外での速度	400	400	375	350	350
屋内での速度	350	350	350	350	350

3. 2 コースには水濠障害を1個設けなければならない(屋内アリーナでは任意であり、上記の幅よりも狭くすることができる)。大変例外的に、またF E I事務総長の許可があった場合にのみ、水濠障害を省くことができる。上記に示した水濠障害の幅は踏み切り部分を含めた値である。

3. 3 屋外競技会の場合、いかなるコンビネーション障害も4回以上の飛越を要するものであってはならない(但しバンク、堆土およびスロープなどの常設障害を除く)。

3. 4 コースには少なくともダブルかトリプルのコンビネーション障害を1個入れなければならないが、ダブルは3個以内、またはダブル1個とトリプル・コンビネーション1個までとする。

3. 5 屋内アリーナの場合は、コースの全長を上記に示した値よりも短縮することができる。

3. 6 第1回目もしくは第2回目の走行が始まる前に、競技審判団が予期せぬ事態のためにコースが使用に適さない状態になったと判断した場合、同審判団は障害の大きさを幾つか縮小したり、位置を多少動かすよう指示し、また指定速度を遅くすることができる。また第1回目走行が簡単すぎたと思われる場合は、競技場審判団がコースデザイナーと協議の上、第2回目走行での障害を大きくするよう指示を下すこともできる。

#### 4. 選手

4. 1 ネーションズ・カップに出場するチームは4名の選手構成で、選手は競技を通して各々同一馬に騎乗する。各チームのメンバーは全員が第1回目走行に出場しなければならない。但し、下記4. 2と7. 2の場合を除く。

4. 2 4名構成のチームの場合、第1回目走行、あるいは第2回目走行にてチームの第3走者が走行を終えた時点でチームの順位が上位に浮上する可能性がない場合は、4番目の選手を棄権させることができる。

#### 5. 参加

ネーションズ・カップ競技への参加は以下の条件に従う：

5. 1 選手と馬は公式チームから選考され、第1競技の前にチーム監督が申告する。ネーションズ・カップが開催される前日に、チーム監督は選手4名と馬4頭、およびそのスターティング・オーダーを申告する。

5. 2 チームが選手3名と馬3頭しか出せない場合、チーム監督は選手と馬を全員参加させなければならない。

5. 3 不可抗力でやむを得ないと競技審判団が認めた場合を除き、3名以上の選手を公式派遣した国は、この競技への参加が義務づけられる。これを怠り、棄権あるいは出場を辞退したチームは、その大会の全期間を通して獲得した賞金をすべて剥奪される。更に、旅費および滞在費を受給する権利を失う。

5. 4 正式に代表チームを派遣していない国から同国籍の選手が3名以上、個人選手として参加申込を行っている場合、その個人選手らはチームを構成してネーションズ・カップに出場しなければならない。但し、彼らの所属するNFが競技開催7日前までに、同選手等はネーションズ・カップには出場しない旨を、組織委員会へ連絡した場合を除く。この場合、組織委員会はこれらの選手の個人としての参加申込を拒否することができる。

5. 5 出場の申告を行ってから競技開始1時間前までに、選手と／あるいは馬が事故にあったり病気となった場合は、公認医師からの診断書と／あるいは獣医師代表団の許可書の提出を行い、競技場審判団の承認を受けた上で公式チームとして確定参加申込を行っている別の選手と／あるいは馬と交代させることができる（第253条）。交代した場合でもスターティング・オーダーの変更は行わない。すべてのNFがチーム・メンバーに加えて個人選手の参加申込を認められており、チーム・メンバーとして参加が認められる上限が4名である場合は、病気や事故の際に個人選手からチーム・メンバーへの変更が認められる。

## 6. スターティング・オーダー

6. 1 第1回目走行におけるチームのスターティング・オーダーは、競技場審判団とチーム監督の立ち会いのもとで抽選によって決定される。抽選は競技場審判団の同意を得て組織委員会が定めた時刻に行われる。

6. 2 各チームで1番手の選手が先ず全員出場し、次に2番手、以下同様とする。選手3名のチーム構成の場合、チーム監督は4名分の枠から3名のスターティング・オーダーを選択できる。

6. 3 第2回目走行におけるチームのスターティング・オーダーは、第1回目走行での各チーム内上位3選手の減点合計で、チーム減点の多いチームが先行となる。同減点のチームについては第1回目走行と同じスターティング・オーダーをとる。

6. 4 各チーム内の選手のスターティング・オーダーは第1回目走行の場合と同じとする。

## 7. 第2回目走行へ出場するチーム数と選手数

前記2項で示した多様なネーションズ・カップ競技の第2回目走行に出場できるチーム数と選手数は以下の通りとする：

### 7. 1 5\*ネーションズ・カップ

第1回目走行の結果、上位6チームが各チーム4名構成で第2回目走行に出場する。但し、上記の4. 2項と5. 2項の場合を除く。

第6位で同減点のチームがでた場合は、第1回目走行での各チーム内上位3選手のタイム合計で決定する。

組織委員会はネーションズ・カップの抽選の際に、主催国チームが第2回目走行への出場資格をもつ6チーム内に残れなかった場合は7番目のチームとして第2回目走行に出場できるとするか否かを決定しなければならない。

但し、これにより主催国チームが第2回目走行への出場を認められるとしても、第2回目走行への出場資格を得た最下位チームとの差が減点8以内である場合に限る。

#### 7. 2 4\*ネーションズ・カップ、3\*ネーションズ・カップ、2\*ネーションズ・カップ、1\*ネーションズ・カップ

第1回目走行の結果、上位8チームが各チーム3名構成で第2回目走行に出場する。チーム監督は第2回目走行に出場する3名の選手を決定する。

第8位で同減点のチームがでた場合は、第1回目走行での各チーム内上位3選手のタイム合計で決定する。

組織委員会はネーションズ・カップの抽選の際に、主催国チームが第2回目走行への出場資格をもつ8チームに残れなかった場合は9番目のチームとして出場できるとするか否かを決定しなければならない。但し、これにより主催国チームが第2回目走行への出場を認められるとしても、第2回目走行への出場資格を得た最下位チームとの差が減点8以内である場合に限る。

4\*ネーションズ・カップ、3\*ネーションズ・カップ、2\*ネーションズ・カップ、あるいは1\*ネーションズ・カップへの参加が3チームか4チームの場合は、4名の選手全員が第2回目走行に出場する

### 8. 失権と棄権

8. 1 第1回目走行、あるいは第2回目走行で4名構成のチームから2名以上の選手が失権、あるいは棄権した場合は、そのチーム全体が失権となる。

8. 2 第1回目走行、あるいは第2回目走行で3名構成のチームから1名の選手が失権、あるいは棄権した場合は、そのチーム全体が失権となる。

8. 3 チームが第2回目走行への出場資格を得た場合、第1回目走行で失権した選手（1名）は第2回目走行に出場することができる。

8. 4 第2回目走行に出場資格を得たチームは、競技場審判団が認めた場合にのみ、第2回目走行への出場を辞退することができる。この場合、チームは賞金を受け取ることができない。また別のチームに出場資格を与えることはしない。

### 9. 順位

9. 1 第2回目走行に出場していないチームの順位は、第1回目走行における各チーム内上位3選手の減点合計に基づいて決定する。同減点のチームは同順位となる。

9. 2 第2回目走行終了後のチーム順位は以下の通りに決定する：

#### 9. 2. 1 5\*ネーションズ・カップ

第1回目走行における各チーム内上位3選手の減点合計が、第2回目走行における各チーム内上位3選手の減点合計に加算される。

9. 2. 2 4\*ネーションズ・カップ、3\*ネーションズ・カップ、2\*ネーションズ・カップ、あるいは1\*ネーションズ・カップ

第1回目走行における各チーム内上位3選手の減点合計が、第2回目走行における各チーム3選手の減点合計に加算される。

4名の選手全員が第2回目走行に出場する場合は（7. 2項の最終行を参照のこと）、5\*ネーションズ・カップと同様に順位を決定する。

第1位で同減点のチームがでた場合は、各チームにつき1名の選手が参加するジャンプオフを行う。チーム監督は自国チームからどの選手をジャンプオフに出場させるかを決定する。4名のチーム・メンバーのうち、いずれの選手でもジャンプオフに出場できる。ジャンプオフはタイムレースとし、6個以上の障害を用いて行う。ジャンプオフの結果、同減点で同タイムのチームがでた場合は、該当チームをすべて第1位とする。その他の順位で減点合計が同じチームについては、同順位とする。

## 10. その他の競技会におけるネーションズ・カップ

10.1 ネーションズ・カップがCSIOYやCSIOJ、CSIO Pなどその他の競技会で開催される場合は、上記の5\*ネーションズ・カップに関する規程を適用する。

障害の大きさやコース全長測定については、該当する諸規程に記載された事項を適用する。

10.2 しかし第1位で同減点となった場合はジャンプオフを1回行うが、これにはチーム・メンバー全員が出場できる。ジャンプオフはタイムレースとし、6個以上の障害を用いて行う。

10.3 ジャンプオフのスコアは各チームの上位3選手の出した減点を合計して求めるが、それでもまだ同減点の場合はジャンプオフでのこれら3選手のタイムを合計して優勝チームを決定する。

10.4 他の順位で減点合計が同点となったチームについては同順位とする。

## 第265条 その他の団体競技

### 1. スポンサー・チーム競技

スポンサー・チーム競技は3名か4名の選手構成で、実施要項に記載された条項に従って行わなければならない。スポンサー・チーム競技はCSIO、あるいはCSI-W、選手権大会で設けることはできない。

スポンサー・チーム競技は別個の競技として、あるいは個人順位を決定する競技の中に設けることができる。このタイプの競技に出場するチーム選手は、氏名と国名ではなく、氏名とチームでこの競技のスターティング・リストに記載されなければならない。(スポンサー付きチームの登録については付則1-1を参照のこと) スポンサー付きチームがFEI競技会へ出場するには、付則1-1に従ってFEIに登録する必要がある。

### 2. 他の団体競技

他の団体競技も実施要項に従って開催することができる。しかし、ネーションズ・カップ競技、あるいはコマーシャル・チーム競技と呼称することはできない。スポンサー・チーム競技では、いかなるネーションズ・カップ方式も採用することはできない。国名に関わる表示はできない。

## 第266条 飛越回数競技 (フォルト・アンド・アウト)

1. この競技はそれぞれ番号を付けた中級程度の障害を用い、タイムレースとして行う。コンビネーション障害を含めてはならない。選手の走行は過失が何であれ(障害の落下、不従順、落馬など)、最初の過失が発生した時点で終了となる。

障害が落下したり、指定時間が経過した時にベルが鳴らされる。選手は次の障害を飛越し、馬の前肢が着地した時点で計時を止めるが、ベルがなってから飛越した障害について得点は与えられない。

2. この競技ではボーナス・ポイントが与えられる：正しく障害を飛越すると2点、障害落下があると1点である。

3. 走行終了の原因となった過失が障害の落下以外の場合、例えば不従順、落馬、あるいは障害を飛越しなかったことで計時が止められる場合はベルが鳴らされる。選手は同得点を獲得した選手の中で最下位となる。

4. この競技の優勝者は獲得点数の一番高い者である。同点の場合は走行タイムが考慮され、一番速く走行した者が優勝となる。

5. この競技は次の2つの方法で行うことができる：

5. 1 一定の障害数で行う場合

これはできるだけ多くの障害を飛越することを競う競技で、選手が最後の障害を飛越してフィニッシュ・ラインを通過すると同時に計時器が止められる。

第1位についてタイムも得点も同じであった場合にのみ、障害の数を限定して飛越回数競技によるジャンプオフを行わなければならない。

5. 2 60秒から90秒の指定時間（屋内アリーナでは45秒）で行う場合

選手は指定時間内にできるだけ多くの障害を飛越する。コースを終了しても指定時間が残っている場合は、再びスタートして同じコースを回る。

馬が既に踏み切った後に指定時間が切れた場合は、その障害の落下の有無に関わらず点数に数えられる。計時は次の障害で馬の前肢が着地した時点で止められる。同減点で同タイムの場合は同順位となる。

## 第267条 タイム競技（ヒット・アンド・ハリー）

1. この競技では最初の過失で失権となる代わりに、選手は正しく飛越した障害に2点、落下した障害には1点が与えられる。コンビネーション障害は使用してはならない。

2. この競技は60秒から90秒（屋内では45秒）までの指定時間内で行われる。不従順はその選手が費やしたタイムで減点されるが、2回の不従順と1回の落馬で走行停止となる。この場合、選手は同点の選手の中で最下位とされる。

3. この競技の優勝者は指定時間が切れるまでに、最も短時間で最も多くの得点を得た選手とする。

4. 指定時間が切れるとベルが鳴らされる。選手は次の障害を飛越して馬の前肢が着地した時点で時間計測は止められるが、ベルが鳴らされた後に飛越した障害については得点が与えられない。

5. 馬が既に踏み切った後に指定時間が切れた場合は、その障害の落下の有無に関わらず点数に数えられる。選手は前記4項で述べた通り、次の障害で計時が止められる。  
不従順と障害の移動、あるいは落下があった場合は、指定時間から6秒が差し引かれ、これに応じてベルが鳴らされる。

6. (既に1回の不従順があり、次の不従順で)計時が停止となる障害では、最初の試行に失敗した段階で走行が終了する。この場合、選手は同得点の選手中で最下位となる。

## 第268条 リレー競技

### 1. 通 則

1. 1 これらの競技は2名、あるいは3名の選手で構成するチームを対象とした競技である。チーム・メンバーは一緒にアリーナへ入る。
1. 2 コースプランに示されたコースをチーム・メンバーが連続的に完走しなければならない。
1. 3 スタート・ラインを通過した選手は第1障害を飛越し、最終障害を飛越した選手はフィニッシュ・ラインを通過することで、計時が止められる。フィニッシュ・ラインの通過が、もう一人の選手による最後から2番目の障害飛越後となった場合はチーム失権となる。
1. 4 走行タイムは最初の選手がスタート・ラインを通過した時点から、同チームの最終走者がフィニッシュ・ラインを通過する時点までを計測する。
1. 5 規定タイムは当該競技の速度と、コース全長にチーム・メンバーの人数を掛けたものに基づいて算出する。
1. 6 走行中に障害の落下を伴う不従順があった場合は、走行に要した時間にタイム修正を加算しなければならない(第232条)。
1. 7 チーム・メンバー1名が失権となった場合は、チーム全体の失権となる。
1. 8 チーム・メンバーによる2回目の不従順、あるいは選手の落馬または人馬転倒1回でチーム失権となる。
1. 9 バトンタッチの際に、選手が前走者の馬の前肢が地面に着く前に障害飛越で踏み切った場合は、チームの失権となる。

リレー競技は以下の通りに開催される：

### 2. ノーマル・リレー

2. 1 これらの競技では、最初の選手がコースを走行して最終障害の飛越を終えた段階で次の選手が走行を開始し、以下同様に繰り返す。
2. 2 チーム・メンバーが最終障害を飛越して、その馬の前肢が地面に着き次第、次の選手は第1障害を飛越できる。
2. 3 これらの競技は基準Cで行う。

### 3. 飛越回数リレー競技(フォルト・アンド・アウト・リレー)

飛越回数リレー競技は第266条の飛越回数競技の条項に基づいて行われ、チーム・メンバー全員でできるだけ多くの障害を飛越するか、またはメンバー分の指定時間を合計した時間内に、

チーム・メンバー全員でできるだけ多くの障害を飛越することで競うものである。

### 3. 1 飛越回数を競う場合

3. 1. 1 各選手が走行を終了したり、最終障害以外で過失があった時にはベルが鳴らされ、選手は必ず交代しなければならない。次に走行を開始する選手は第1障害から、あるいは障害落下があった場合はその次の障害、もしくは不従順のあった障害から走行を開始しなければならない。

3. 1. 2 チームの最終走者が過失なしで走行を終了したり、最終障害でのみ落下があった場合、同選手の走行はフィニッシュ・ラインを越えた時点で終了し、計時が停止される。

3. 1. 3 チームの最終走者が最終障害以外の障害を落下させた場合は、ベルが鳴らされ、同選手は走行タイムの記録のために次の障害を飛越しなければならない。この最終走者が何らかの理由で走行タイムを記録するための障害を飛越さない場合、そのチームは同得点のチーム内で最下位となり、時間が記録される。

3. 1. 4 この競技ではボーナス・ポイントが与えられる。障害を正確に飛越した場合は2点、飛越に障害落下を伴った場合は1点。1回目の不従順は減点1、それ以降はチームの構成人数によるが、2番目か3番目の選手による不従順は減点2。規定タイムの超過は1秒、あるいは1秒未満の端数ごとに減点1。

3. 1. 5 順位は各チームの得点合計で最も点数が高く、また時間の早い順番で決定される。

### 3. 2 指定時間を合計した時間内で競う場合

3. 2. 1 この場合は、上記 1. 1、1. 3、1. 4、1. 5の条項を適用しなければならない。

3. 2. 2 各チームとも45秒（最小限）から90秒（最大限）にチーム・メンバーの人数を掛けた指定時間を与えられる。

3. 2. 3 チームは指定時間内にできるだけ多くの障害を飛越する。チーム・メンバー全員が走行を終了してもまだ指定時間が残っている場合は、最初のチーム・メンバーが再びスタートして同じコースを回る。

3. 2. 4 チームの最終走者がその走行の最終障害を落下させた場合、同選手はコースの第1障害を飛越して走行タイムを記録してもらわなければならない。

3. 2. 5 走行中に障害の落下を伴う不従順があった場合は、指定時間からタイム修正の6秒が差し引かれる。

## 4. 飛越回数連続リレー競技

この競技は飛越回数競技の場合と同じ規程に従って行われ、できるだけ多くの障害を飛越することで競うものである。しかし、選手は前走者が過失を出した時点で交代し、各チームの人数と同じ回数のコース走行を終了するまで継続する。

## 5. 飛越回数選択リレー競技

5. 1 この競技では、選手の交代を任意で行うことができる。しかし、各選手がその走行を終了した時点、あるいは過失があった場合にはベルが鳴らされ、その場合は交代が義務づけられる。



5. 2 選択リレーは基準Cで行われる。

### 第269条 累計競技（アキュムレーター）

1. この競技は6個、8個、または10個の障害で徐々に難度の高くなる障害を用いて行う。コンビネーション障害は許可されていない。段階的な難度には障害の高さや幅だけでなく、コースの難度も含まれる。

2. ボーナス・ポイントが以下の通りに与えられる：第1障害を無過失で飛越した場合は1点、同様に第2障害で2点、第3障害で3点等々となり、合計21点、36点または55点が与えられる。障害を落下させた場合、得点は与えられない。障害落下以外の過失は基準Aに従って減点される。

3. この競技は、第1回目走行をタイムレースで行い、この走行で第1位に同減点の選手がでた場合にジャンプオフを行うか、あるいはタイムレースとせずにジャンプオフを1回行う競技として行ってもよいし、またはタイムレースで行ってもよい。ジャンプオフを行う場合は6個以上の障害を用い、高さと／あるいは幅を増すこともできる。ジャンプオフで使われる障害は最初の走行と同じ順序で飛越しなければならず、最初の走行時の得点が持ち越される。

4. タイムレースとせずにジャンプオフを1回行う競技として開催された場合に、ジャンプオフへ残れなかった選手については走行タイムに関わりなく、第1回目走行時の得点に従って順位が決定される。タイムレースでの第1回目走行とジャンプオフを組み合わせた競技として行われた場合にジャンプオフへ残れなかった選手については、第1回目走行時の減点とタイムに従って順位が決定される。

5. コースの最終障害に選択障害を配置してもよく、その1つをジョーカーとして指定することができる。ジョーカーは選択障害よりも難度の高いものでなければならず、また2倍の得点が与えられる。ジョーカーを落下させた場合は、それまでの合計得点からその点数が差し引かれる。

5. 1 第270条1.2.2の条項を累計競技に適用する場合は、次の方式を採用する：ジョーカーはメインコースに入れず、所定時間が過ぎるとベルが鳴らされ、選手の走行は終了となる。選手はフィニッシュ・ラインを通過して走行タイムの記録を受け、その後、20秒でジョーカーの飛越を1回試みることができる。このジョーカーを正しく飛越できた場合は、メインコースで最後に飛越した障害の2倍のポイントが選手に与えられる。ジョーカーの飛越に際してこれを落下させた場合は、この2倍のポイントがそれまでの合計得点から差し引かれる。

### 第270条 点取り競技（トップスコア）

1. この競技では一定数の障害がアリーナに設置される。各障害にはその難度に応じて10点から120点までの点数が付けられる。コンビネーション障害の使用は認められない。

2. 障害は、どちらの方向からでも飛越できるように造らなければならない。

3. 障害に割当てられる点数は、コースデザイナーの裁量により同じ点数を繰り返し使用しても構わない。アリーナ内に障害を12個設置できない場合は、どの障害を取り消すかコースデザイナーに一任される。

4. 選手は正しく障害を飛越した場合に、その個々の障害に付けられた点数を合計して得点が与えられる。落下した障害については得点を得られない。

5. 各選手は45秒（最小限）から90秒（最大限）までの時間を与えられる。この時間内に、選手は自分の選んだ障害を、自分の希望する順序と方向に飛越することができる。スタート・ラインはどちらの方向から通過してもよい。スタート・ラインには標旗を4本、即ちその両端に各々赤と白の標旗を設置しなければならない。

6. ベルの音で走行の終了を告げる。選手はどちらの方向からでもよいが、フィニッシュ・ラインを通過して走行タイムの記録をとってもらわなければならない。フィニッシュ・ラインを通過しない場合は、同得点となった選手の中で最下位となる。フィニッシュ・ラインには標旗を4本、即ちその両端に各々赤と白の標旗を設置しなければならない。

7. 障害を飛越しようとして馬が既に踏み切った時点で指定時間がきた場合は、その障害を正しく飛越できた際に得点となる。

8. 走行中に落下した障害は復旧されず、それを再び飛越しても得点とはならない。不従順のために障害の落下が生じたり、同じ垂直面上にある障害の下段部分が移動した場合にもこれを適用する。障害落下を伴わない不従順の場合は、その障害を飛んでもよいし、次の障害へ進んでも構わない。

9. 各障害を2度飛越してもよい。自発的であるとないに関わらず、障害を3度目に飛越すること、または既に落下した障害の標旗間を通過しても失権とはならないが、この障害に割当てられた点数を獲得することはできない。

10. 不従順についてはすべて、それに費やした時間で減点される。~~1回目の落馬で選手は走行を停止しなければならない。しかし選手は時間に関わりなく、この1回目の落馬までの得点で順位が決定される。~~

11. 最高得点を得た者が優勝となる。同得点の場合はスタート・ラインからフィニッシュ・ラインまでの所要時間が最も短い選手を上位とする。第1位で得点およびタイムが同じ場合は指定時間を40秒として、同様の方式でジャンプオフを1回行う。

12. ジョーカーを使用する場合は2つ方法がある。

12. 1 標旗を正しく設置し、「ジョーカー」と標示した障害を1個、コースの一部として設けることができる。ジョーカーは2回まで飛越することができる；この障害を正しく飛越するごとに200点が与えられるが、もし落下があった場合はそれまでの得点から200点が差し引かれる。第269条（累計競技）にも適用できる。

12. 2 ジョーカーがメインコースの一部ではない場合。所定時間が過ぎるとベルが鳴らされ、

選手の走行は終了となる。選手はフィニッシュ・ラインを通過して走行タイムの記録を受け、その後、20秒でジョーカーの飛越を1回試みることができる。このジョーカーを正しく飛越した場合は200点が与えられるが、もし落下した場合はそれまでの得点から200点が差し引かれる。

13. 選手はフィニッシュ・ラインの通過後、また指定時間が切れた後に、ベルの合図で20秒以内にジョーカーを飛越しなければならない場合は、1回だけ試行ができる。

### 第271条 コース自由選択競技

1. この競技では、選手は自分が選択した飛越順序で障害を1回ずつ飛越する。すべての障害を飛越さない選手は失権となる。コンビネーション障害の使用は認められない。

2. 選手はスタート・ラインとフィニッシュ・ラインをどちらの方向からでも通過することができる。両方のラインには、それぞれ標旗を4本、即ちラインの両端に各々赤と白の標旗を設置しなければならない。

コースプランに示されていない限り、障害は何れの方向から飛越しても構わない。

3. この競技は規定速度を定めず、基準Cに従って行う。

4. 走行タイムの計測が開始されてから120秒以内にコースの走行を終了できない場合は失権となる。

5. 不従順はすべて、選手が費やした時間によって減点される。

6. 障害の落下や移動を伴う拒止、逃避があった場合は、落下または移動してしまった障害が復旧され、競技場審判団がスタートの合図を出してから選手は走行を再開できる。

その後、自分の選択した障害を飛越できる。この場合は走行タイムに6秒のタイム修正が加算される(第232条)。

### 第272条 ノックアウト競技

1. この競技は2名1組で互いに競うものである。選手はプログラム中の他の競技、または予選競技の結果によって出場資格を獲得し、タイムレースの基準Aに従って、あるいは基準Cに従って行われる。

2. 同じように造られた2コースを使用して、2名の選手は同時に競う。コンビネーション障害の使用は認められない。

もし他方の選手のコースに侵入して相手の選手の邪魔になった場合には、侵入した選手が失権となる。

3. 各走行で勝ち残った選手が2名ずつ組を作り、次の走行で対抗する。優勝者を決める最後の2名になるまでこの手順で続けられる。

4. この競技では、各選手は予選ラウンド、あるいは予選競技で出場資格を得た馬から選考した馬1頭にしか騎乗できない。相手の選手が走行を止めた場合、片方の選手は当該ラウンドを一人で完走しなければならない。

5. 予選ラウンドまたは予選競技で最下位にて同点の選手がでた場合は、タイムレースのジャンプオフを行わなければならない。

6. 2名の選手によって行われる勝ち抜き戦において、基準Aで採点する場合はタイムレースとしない。いかなる性質の過失（障害の落下、拒止、逃避）でも減点1となる。しかしながら、障害の落下を伴うか否かに関わらず拒止が発生した場合は、その障害を飛越せずに、あるいはその障害の復旧を待たずに走行を継続する。基準Aで審査される場合、選手は減点1となる。障害の飛越を試みずに通過した場合は失権となる。基準Cに従って行われている競技であれば、この場合は走行タイムに3秒が加算される。

第240条の違反行為があった場合は当該競技から失権となる。

7. 競技が基準Cに従って行われている場合は、各過失とも3秒の加算となる。

8. 減点が少ない方の選手、また同減点の場合は早くフィニッシュ・ラインを通過した選手が次の勝ちぬき戦に出場できる。この様にして最後の2名による優勝決定戦になるまで続けられる。各ラウンドで敗退した選手はすべて同順位となる。

9. 競技場審判団のメンバー1名はスタート・ラインにて出発の合図を出し、またもう1名はフィニッシュ・ラインで、どちらの選手が先に通過したかを判定しなければならない。

10. 勝ち抜き戦で2名の選手が引き分けとなった場合は、再度走行を行う。

11. 競技が基準Cに従って行われている場合は、選手ごとに別々の計時装置を使用しなければならない。

12. 勝ち抜き戦のスターティング・オーダーは、付則5に記載した図に従って決定する（実施要項の条件により16名または8名）。

### 第273条 2回走行競技

1. この競技は2つのコースを使用して行う。コースの構成や障害の数、障害の大きさは同一でも異なるものでもよいが、速度は同一とする。選手は各々、同一馬で出場しなければならない。第2回目走行に出場しない選手は順位の対象とならない。第1回目走行で失権、あるいは棄権した選手は第2回目走行に参加できず、順位も与えられない場合がある。

2. 選手全員が第1回目走行に出場しなければならない。実施要項に定められた条件により、以下の選手が第2回目走行に進める：

2. 1 選手全員、あるいは；

2. 2 第1回目走行での結果（実施要項に従い減点とタイム、もしくは減点のみを採用）に基づいて、限定数の選手（少なくとも選手の25%、また実施要項には記載されていなくても、減点なしの走行を行った選手は全員）。

3. 下記のいずれかの方式に準拠した競技の審査方法を実施要項に明記しなければならない：

第1回目走行	第2回目走行		ジャンプオフ
基準A	基準A	スターティング・オーダー	スターティング・オーダー
3. 1 タイムレース	タイムレースとしない	第1回目走行での減点とタイムによる順位のリバース・オーダー	第2回目走行と同じ
3. 2 タイムレースとしない	タイムレースとしない	第1回目走行での減点による順位のリバース・オーダー；同減点の場合は抽選による順番のままとする	第2回目走行と同じ
3. 3 タイムレース、あるいはタイムレースとしない	タイムレース	第1回目走行での減点とタイムによる順位のリバース・オーダー	ジャンプオフなし

#### 4. 順位

4. 1 選手はジャンプオフでの減点とタイムで順位が決定される。その他の選手については、2回の走行における減点合計と第1回目走行でのタイムにより、順位が決定される。

4. 2 選手はジャンプオフでの減点とタイムで順位が決定される。その他の選手については、2回の走行における減点合計で順位が決定される。

4. 3 選手は、2回の走行における減点合計と第2回目走行でのタイムにより順位が決定される。

#### 第274条 二段階走行競技

1. この競技は二段階で構成し、中断なしに同一または異なった速度で行われ、一段階目のフィニッシュ・ラインが二段階目のスタート・ラインとなる。

2. 一段階目は~~8個~~7個から9個の障害で構成するコースで行う。コンビネーション障害は使用しても、使用しなくてもよい。二段階目は4個から6個の障害で行い、これにはコンビネーション障害を1個入れてもよい。

3. 一段階目で減点のあった選手は最終障害を飛越した時点か、あるいは一段階目のフィニッシュ・ラインを通過して規定タイムが切れた時にベルが鳴らされ、走行を止めなければならない。当該選手らは、一段階目のフィニッシュ・ラインを通過した段階で走行を終了しなければならない。

4. 一段階目で減点のなかった選手はコースの走行を継続し、二段階目のフィニッシュ・ラインを通過して走行終了となる。

5. 下記のいずれかの方式に準拠した競技の審査方法を実施要項に明記しなければならない：

一段階目走行	二段階目走行	順位
5. 1 基準A、 タイムレースと しない	基準A タイムレースとしない	二段階目の減点に準拠；必要であれば 一段階目の減点も採用
5. 2 基準A、 タイムレースと しない	基準A タイムレース	二段階目の減点とタイムに準拠；必要 であれば一段階目の減点も採用
5. 3 基準A、 タイムレース	基準A タイムレース	二段階目の減点とタイム、一段階目の 減点とタイムも採用に準拠
5. 4 基準A、 タイムレースと しない	基準C	二段階目の合計タイム（基準C）に準 拠；必要であれば一段階目の減点も採 用
5. 5 基準A、 タイムレース	基準C	二段階目の合計タイム（基準C）に準 拠；必要であれば一段階目の減点とタ イムも採用

6. 一段階目終了後に停止させられた選手は、両段階ともに走行した選手の下順位とする。

7. 第1位で同点の選手がでた場合は同率第1位となる。

#### 第275条 決勝ラウンドを行うグループ競技

1. この競技では、選手はグループに分けられる。グループ分けは抽選でも、予選競技の成績、あるいは最近のFEIランキング・リストに基づいた方法でもよいが、実施要項に明記する。

2. グループ分けの方法、およびグループ内でのスターティング・オーダーの決定方法を実施要項に明記しなければならない。

3. 最初のグループの選手が先ず全員出場する。それから第2グループと続く。

4. 各グループで最上位の選手が決勝ラウンドに出場できる。

5. 各グループで最上位にはなれなかったが、2番目に成績のよかった選手を限定数、決勝ラウンドに出場させる旨を、組織委員会は実施要項に規定することができる。

6. 決勝ラウンドに出場する選手は全員、減点0で走行を開始する。

7. 決勝ラウンドに出場する選手は最初の走行のスターティング・オーダーに従うか、あるいは第1回目の走行成績（減点とタイム）のリバース・オーダーとする旨が実施要項に規定されている場合は、この通りとする。

8. 第1回目の走行と決勝ラウンドは、タイムレースで基準Aに従って審査を行う。

9. この競技はグランプリ競技、あるいは最高賞金額のである競技、もしくは競技の予選としては採用できない。

10. 決勝ラウンドに出場した選手は全員が賞金を授与される。

11. 決勝ラウンドへの出場資格を得た選手がこれに出場しなかった場合でも、次点の選手の繰り上げは行わない。

## 第276条 2回走行と決勝ラウンドを行う競技

1. 二回走行と決勝ラウンドを行う競技

1. 1 この競技では、第1回目走行から16名の選手が第2回目走行への出場資格を得る。第2回目走行でのスターティング・オーダーは第1回目走行での成績（減点とタイム）のリバース・オーダーとする。

1. 2 2回の走行における減点とタイムの合計、あるいは第2回目走行の減点とタイムだけで選考された上位8名の選手が決勝ラウンドへ出場する。

1. 3 第2回目走行のコースは第1回目走行のコースと異なってもよい。

1. 4 決勝ラウンドのコースは第1回目走行と／あるいは第2回目走行の障害を使用した短縮コースで行わなければならない。

1. 5 決勝ラウンドのスターティング・オーダーは2回の走行における減点とタイムの合計による順位のリバース・オーダーとするか、あるいは第2回目走行の減点とタイムだけで決定した順位のリバース・オーダーとするか、実施要項に記載の条件に従う。

1. 6 決勝ラウンドに出場する選手は全員、減点0で走行を開始する。

1. 7 3回の走行ともタイムレースで基準Aに従って審査を行う。

1. 8 この競技はグランプリ競技、あるいは最高賞金額のである競技、もしくは競技の予選としては採用できない。

1. 9 決勝ラウンドへの出場資格を得た選手がこれに出場しなかった場合でも、次点の選手の繰り上げは行わない。

2. 一回走行と決勝ラウンドを行う競技（決勝ラウンド：選手は減点0でスタート）

2. 1 この競技では、第1回目走行の上位10選手（最低25%、減点0の選手は全員）が決勝ラウンドへ出場できる。決勝ラウンドでは第1回目走行の成績（減点とタイム）のリバース・オーダーで出場する。

2. 2 決勝ラウンドは選手全員が減点0でスタートとする。

2. 3 両走行ともタイムレース、基準Aで審査を行う。

2. 4 この競技はグランプリ競技、賞金額の最も高い競技、他の競技出場への予選競技としては使用できない。

2. 5 決勝ラウンドに出場する資格を得た選手がこれに出場しない場合は、繰り上げを行わない。

~~3. 1 1回走行と決勝ラウンドを行う競技（決勝ラウンド：減点繰越）~~

~~3. 1 この競技では、第1回目走行の上位10選手（最低25%、減点0の選手は全員）が決勝ラウンドへ出場できる。決勝ラウンドでは第1回目走行の成績（減点とタイム）のリバース・オーダーで出場する。~~

~~3. 2 第1回目走行の減点は決勝ラウンドへ繰り越す。~~

~~3. 3 両走行ともタイムレース、基準Aで審査を行う。~~

~~3. 4 この競技はグランプリ競技、賞金額の最も高い競技、他の競技出場への予選競技としては使用できない。~~

~~3. 5 決勝ラウンドに出場する資格を得た選手がこれに出場しない場合は、繰り上げを行わない。~~

## 第277条 ダービー競技

1. この競技は1000m以上、1300m未満の走行距離にて、飛越数の50%以上が自然障害で構成されたコースで行われる。走行は1回のみとし、実施要項に明記されている場合はジャンプオフを1回だけ行う。

2. この競技は基準Aか基準Cで審査を行う。基準Cで審査される場合は規定タイムを設けず、制限タイムのみとする。コースの全長が第239条3に定める制限タイムの設定条件を超える場合は、競技場審判団の判断で制限タイムを延長することができる。

3. この競技が競技会の中で最も賞金額の高い競技であっても、実施要項に従って各選手は3頭まで騎乗できる。

## 第278条 コンビネーション競技

1. コースは6個の障害で構成するものとする。第1障害を単独障害として、その後は、5個のコンビネーション障害を配置する。少なくとも1個はトリプル・コンビネーションでなければならない。

2. この競技は基準Aか基準Cで審査を行う。

3. 実施要項の条件に従ってジャンプオフを行う場合は、6個の障害でジャンプオフ用コースを構成する。このコースにはダブル1個、トリプル1個と単独障害4個、もしくはダブル3個と単独障害3個を含めなければならない。その為、第1回目走行で使用したコンビネーション障害の一部は取り除かなければならない。

4. 第204条5の条項は、この競技には適用しない。しかしコース全長は600m以内とする。



## 第279条 貸与馬による競技会と競技

国際競技会もしくは国際競技では事務総長の承認を得て、主催国NFが用意した貸与馬で競技を開催することができる。

この様な場合は以下の条件が適用される：

1. 組織委員会は必要な頭数の馬を用意する（各選手につき3頭まで）。
2. 第1競技開始の24時間前までに、各チームまたは個人選手用の貸与馬の公正な抽選を行わなければならない。実施要項に別段の記載がなく、FEI事務総長の承認があれば、主催国用の馬を最初に抽選する。
3. 抽選は各チームの監督または代表、選手、競技場審判団長または競技場審判団メンバー、獣医師代表団長または獣医師代表の立ち会いのもとで行わなければならない。馬を正しく認識できるように用意し、通常使用している頭勒を装着してこれに臨ませる。馬の所有者が頭勒の変更を了解した場合を除いて、競技会期間中はこの頭絡の使用が義務づけられる。
4. 組織委員会は適切な頭数のリザーブ馬を準備し、獣医師代表が競技に不適確と判断した場合や、競技場審判団により馬と選手との折り合いが明らかに悪いと判断された場合に提供する。
5. 実施要項には馬の貸与条件と抽選方法、競技の実施条件を明確に記載しなければならない。もし上記1～4項の条件の変更が予想される場合は、事務総長の承認が必要である。
6. 競技に出場する馬が国内馬のみで、FEIが認めた書面にてそれらの馬の識別が明らかにできる場合はFEIパスポートを必要としない。

## 第13章 獣医検査、ホース・インスペクション、馬の薬物規制、馬のパスポート

### 第280条 獣医検査とホース・インスペクション

獣医検査とインスペクションは、獣医規程および本規程の付則7に従って行わなければならない。

### 第281条 馬の薬物規制

馬の薬物規制は一般規程および獣医規程に従って行わなければならない。

### 第282条 馬のパスポート

1. 外国で行われるCSNもしくはCSI1\*/CSI2\*競技会に出場する各馬と、開催が外国か国内かを問わず、CSI3\*、CSI-Y/J/Ch/P/VカテゴリーA以上のレベルの競技会、CSIO、選手権大会、地域大会、そして、オリンピック大会に出場するすべての馬は、

個体識別と所有権を明確にするために正式なF E I パスポートまたはF E I が認めたナショナル・パスポートとF E I 認証カードを携行していなければならない。

2. 自国で行われるCSNとCSI 1\*、/CSI 2\*、CSI-Y/J/Ch/P/VカテゴリーB 競技会に参加する馬は、上記1で述べたパスポートを携行する必要はない。当該馬はすべて正規に登録されており、図によって明確に確認できるものとする。開催国および馬の所属国で馬インフルエンザ・ワクチン接種が必要とされていない場合を除き、すべての馬は有効なワクチン接種証明書を携行していなければならない。

## 付則1 F E I 名誉バッジ

1. ネーションズ・カップ競技の第1回目走行、オリンピック大会の団体競技と／あるいは個人競技、世界およびシニア大陸団体と／あるいは個人選手権大会を、棄権もしくは失権することなく完走した選手に対して、F E I 障害馬術名誉バッジが次の基準で授与される：

- 40回のネーションズ・カップ競技を完走した者には金バッジ。
- 20回のネーションズ・カップ競技を完走した者には銀バッジ。
- 10回のネーションズ・カップ競技を完走した者には銅バッジ。

2. 以下はすべて5回のネーションズ・カップ競技とカウントされる。

- オリンピック大会における団体競技と／あるいは個人競技
- 団体と／あるいは個人世界選手権大会
- 団体と／あるいは個人大陸選手権大会

## 付則2 C S I Oへの参加を認められる主催国個人選手数(第249条2、3、5、6、7、8)

外国人選手数 (チーム+個人)	ナショナルチームに加えて出場できる主催国個人選手数の上限	公式チームの選手数上限
20名まで	30名	6名
21～30名	24名	6名
31名以上	18名	6名

付則3 規定タイムの早見表

速度：300m/分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	20秒	22秒	24秒	26秒	28秒	30秒	32秒	34秒	36秒	38秒
	2	40秒	42秒	44秒	46秒	48秒	50秒	52秒	54秒	56秒	58秒
	3	60秒	62秒	64秒	66秒	68秒	70秒	72秒	74秒	76秒	78秒
	4	80秒	82秒	84秒	86秒	88秒	90秒	92秒	94秒	96秒	98秒
	5	100秒	102秒	104秒	106秒	108秒	110秒	112秒	114秒	116秒	118秒
	6	120秒	122秒	124秒	126秒	128秒	130秒	132秒	134秒	136秒	138秒
	7	140秒	142秒	144秒	146秒	148秒	150秒	152秒	154秒	156秒	158秒
	8	160秒	162秒	164秒	166秒	168秒	170秒	172秒	174秒	176秒	178秒
	9	180秒	182秒	184秒	186秒	188秒	190秒	192秒	194秒	196秒	198秒

速度：325m/分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	19秒	21秒	23秒	24秒	26秒	28秒	30秒	32秒	34秒	36秒
	2	37秒	39秒	41秒	43秒	45秒	47秒	48秒	50秒	52秒	54秒
	3	56秒	58秒	60秒	61秒	63秒	65秒	67秒	69秒	71秒	72秒
	4	74秒	76秒	78秒	80秒	82秒	84秒	85秒	87秒	89秒	91秒
	5	93秒	95秒	96秒	98秒	100秒	102秒	104秒	106秒	108秒	109秒
	6	111秒	113秒	115秒	117秒	119秒	120秒	122秒	124秒	126秒	128秒
	7	130秒	132秒	133秒	135秒	137秒	139秒	141秒	143秒	144秒	146秒
	8	148秒	150秒	152秒	154秒	156秒	157秒	159秒	161秒	163秒	165秒
	9	167秒	169秒	170秒	172秒	174秒	176秒	178秒	180秒	181秒	183秒

速度：350 m/分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	18秒	19秒	21秒	23秒	24秒	26秒	28秒	30秒	31秒	33秒
	2	35秒	36秒	38秒	40秒	42秒	43秒	45秒	47秒	48秒	50秒
	3	52秒	54秒	55秒	57秒	59秒	60秒	62秒	64秒	66秒	67秒
	4	69秒	71秒	72秒	74秒	76秒	78秒	79秒	81秒	83秒	84秒
	5	86秒	88秒	90秒	91秒	93秒	95秒	96秒	98秒	100秒	102秒
	6	103秒	105秒	107秒	108秒	110秒	112秒	114秒	115秒	117秒	119秒
	7	120秒	122秒	124秒	126秒	127秒	129秒	131秒	132秒	134秒	136秒
	8	138秒	139秒	141秒	143秒	144秒	146秒	148秒	150秒	151秒	153秒
	9	155秒	156秒	158秒	160秒	162秒	163秒	165秒	167秒	168秒	170秒

速度：375 m/分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	16秒	18秒	20秒	21秒	23秒	24秒	26秒	28秒	29秒	31秒
	2	32秒	34秒	36秒	37秒	39秒	40秒	42秒	44秒	45秒	47秒
	3	48秒	50秒	52秒	53秒	55秒	56秒	58秒	60秒	61秒	63秒
	4	64秒	66秒	68秒	69秒	71秒	72秒	74秒	76秒	77秒	79秒
	5	80秒	82秒	84秒	85秒	87秒	88秒	90秒	92秒	93秒	95秒
	6	96秒	98秒	100秒	101秒	103秒	104秒	106秒	108秒	109秒	111秒
	7	112秒	114秒	116秒	117秒	119秒	120秒	122秒	124秒	125秒	127秒
	8	128秒	130秒	132秒	133秒	135秒	136秒	138秒	140秒	141秒	143秒
	9	144秒	146秒	148秒	149秒	151秒	152秒	154秒	156秒	157秒	159秒

速度：400m/分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	15秒	17秒	18秒	20秒	21秒	23秒	24秒	26秒	27秒	29秒
	2	30秒	32秒	33秒	35秒	36秒	38秒	39秒	41秒	42秒	44秒
	3	45秒	47秒	48秒	50秒	51秒	53秒	54秒	56秒	57秒	59秒
	4	60秒	62秒	63秒	65秒	66秒	68秒	69秒	71秒	72秒	74秒
	5	75秒	77秒	78秒	80秒	81秒	83秒	84秒	86秒	87秒	89秒
	6	90秒	92秒	93秒	95秒	96秒	98秒	99秒	101秒	102秒	104秒
	7	105秒	107秒	108秒	110秒	111秒	113秒	114秒	116秒	117秒	119秒
	8	120秒	122秒	123秒	125秒	126秒	128秒	129秒	131秒	132秒	134秒
	9	135秒	137秒	138秒	140秒	141秒	143秒	144秒	146秒	147秒	149秒

#### 付則4 CSIO競技会におけるグランプリ競技への出場資格認定（第261条4）

CSIOに公式チーム・メンバー、あるいは個人選手として参加している場合、以下の選手は自動的に同競技会におけるグランプリ競技への出場資格を得る：

前回のオリンピック大会とパン・アメリカン大会の個人メダル受賞者、前回の世界および大陸選手権大会における個人メダル受賞者、および前回のワールドカップ<sup>TM</sup>ファイナルにおける上位3名の選手／騎乗馬。

5\*のCSIO競技会におけるグランプリ競技に出場できるのは、それより遡る12ヶ月間に5\*のCSIO競技会のグランプリで優勝した者（選手／馬）。

4\*のCSIO競技会におけるグランプリ競技に出場できるのは、それより遡る12ヶ月間に4\*か5\*のCSIO競技会のグランプリで優勝した者（選手／馬）。

## 付則5 ノックアウト競技（第272条）

予選におけるスターティング・オーダー  
（予選手順による）

## 付則6 個人競技におけるスターティング・オーダーのローテーション

1. 選手が個人競技において2頭または3頭の馬に乗ることが許される競技会では、以下の手順を採用して、プログラムに記載されている個人競技のスターティング・オーダーをローテーションさせることができる：

1. 1 実施要項にて、その競技会を通して同一馬が1日に2回以上、個人競技に出場することを認めている場合は、頭数を個人競技数で割る。

1. 2 実施要項にて、その競技会を通して同一馬が1日に1回だけ個人競技に出場できると定める場合は、頭数を個人競技が行われる日数で割る。

2. 選手が各個人競技で1頭の馬にのみ騎乗できると実施要項で定める競技会では、選手がくじを引き、その順に当該選手の馬に連続する個体識別番号がつけられる：

1 番目の選手：1、2、3（当該選手の馬番）

2 番目の選手：4、5…

ローテーションは上記1項と同様の手順であるが、この場合は選手数を個人競技数あるいは個人競技が行われる日数で割る。

## 付則7 獣医検査、ホース・インスペクション、およびパスポート査閲

（獣医規程－第1011条の解説）以下に変更も記載

### 1. 到着時の検査

獣医師代表かその代理は各馬の到着時、あるいは到着後できるだけ早い時期に馬を検査し、その馬の総合的な健康状態と個体識別、ワクチン接種状況を確認しなければならない。この検査は、特に伝染病の兆候を検知することを目的としているゆえ、馬が競技会厩舎へ入る前に行うことが望ましい。

馬をできるだけ速やかに厩舎へ入厩させ、関係者を煩わせることも最小限に押さえるよう留意し、検査は以下の要領で行わなければならない：

1. 1 パスポートの特徴記載ページと実際の馬の特徴を照合して馬の個体識別を行う。合理的かつ常識的な方法で個体識別を行わなければならない。

1. 2 現行のワクチン接種要件が満たされており、パスポートの記載事項が詳細に至るまで正しく記入されていることを確認する。ワクチン接種に関するパスポート査閲の事務処理は後の段階で行うこともできる。



1. 3 競技会あるいはいずれかの競技で、馬の出場年齢を特定している場合は、馬の年齢を確認する。

1. 4 臨床検査を行って馬が感染症や伝染病に罹患していないことを確認する。健全であるかの検査はこの手順に含まれないことを強調する。

上述のパスポート確認で著しい違反があった場合は、1回目ホース・インスペクションの前までに上訴委員長と競技場審判団長へ報告しなければならない。この不正については上訴委員長が対処しなければならない、それまでは当該馬の競技出場が認められない。

## 2. ホース・インスペクション

ホース・インスペクションは、第1競技が開催される前日の午後までに行わなければならない。チーム監督と／あるいは馬の管理責任者は、インスペクション・プログラムで指定された時刻に自分の馬を臨場させてインスペクションを受けられるよう、準備しなければならない。関係者に対して不必要な遅れを生じさせないよう、プログラムは第1競技の2日前までには事務局で準備し、配布できる状態でなければならない。

FEIワールドカップ™ファイナル、世界およびシニア大陸選手権大会、オリンピック大会では、最終競技開始の前に2回目のホース・インスペクションが予定される。

ホース・インスペクションはインスペクション団（獣医師代表団／代表と競技場審判団）が実施しなければならない。疑わしい場合は、インスペクション団が当該馬を公式管理下にあるホールディング・ボックスに送り、検査獣医師の検査を受けるよう指示することができる。当該馬は、最後の馬がインスペクションを終えた後か、あるいはブレイク中などの頃合いを見計らってインスペクション場に戻し、インスペクション団による再インスペクションを受けさせる。検査獣医師は所見をインスペクション団に報告する。意見の一致をみない場合は競技場審判団長が最終決定を下し、直ちに発表される。

ホールディング・ボックスに送られた馬の再インスペクションは、ホース・インスペクションの翌日に行うことも認められる。

再インスペクションの前に競技場審判団、獣医師代表団／代表、検査獣医師は再インスペクションにリストアップされた馬について協議を行わなければならない。再インスペクションの手順は簡単な臨床検査、続いてインスペクション団の前で馬を常歩と速歩で歩かせることとする。再インスペクションで馬が合格となった場合は、直ちに薬物規制検査の実施を求められる場合がある。

馬が明らかに競技出場には不適格であり、競技場審判団メンバーがインスペクションに立ち会えないような状況においては、当該馬が既にホールディング・ボックスで診察を受けている場合に限り、再インスペクションを行わずに当該馬を失権とするよう獣医師代表が競技場審判団長に進言することがある。

ホース・インスペクションの手順は以下の通り：

2. 1 馬には水勒か大勒をつけてインスペクションに臨ませる。その他、馬着や肢巻きなどの馬具や装具は外さなければならない。これについては例外を認めない。

2. 2 いかなる方法にせよ、ペイントや染料で馬の特徴を隠してインスペクションに臨ませてはならない。

2. 3 インスペクションは地表が硬く平坦で清潔、かつ滑らない場所で行わなければならない。
2. 4 先ずインスペクション団の獣医師が馬を観察し、怪我や病気の明らかな微候がないかを確認して必要事項を記録する。
2. 5 次に馬を常歩と速歩で歩かせて、跛行や、競技に不適格な微候があるかどうかを観察する。
2. 6 チーム監督は、グルームと／あるいは選手とともにチーム馬に付き添わなければならない。
2. 7 個人選手の馬については、馬の管理責任者（選手）がグルームとともに付き添わなければならない。
2. 8 ホース・インスペクションでは、選手が自馬を引いてこれに臨まなければならない。しかしチーム監督や当該選手から要請があれば、競技場審判団長はこの規則を緩和することができる。

ホース・インスペクションは細部に至る獣医検査ではなく（獣医規程の第1011条も参照）、できるだけ速やかに終了させるべきであることを強調したい。

### **3. 競技場審判団、上訴委員会、獣医師代表団の連携**

#### **3. 1 競技場審判団**

##### **3. 1. 1 獣医師代表団の責任（第1009条）**

純粋に獣医療の専門事項である場合を除き、獣医師代表団はすべての事例を競技場審判団（最初に行われる最終ホース・インスペクションの前が妥当と思われる場合はその時点で）あるいは上訴委員会へ報告する。

##### **3. 1. 2 獣医検査、インスペクション、パスポート査閲 （第142条と第1011条）**

獣医師代表団は、馬の到着時検査またはインスペクションで競技への参加適性に疑問があると判断された馬について、競技場審判団へ報告しなければならない。このような馬については、競技場審判団と獣医師代表団による再インスペクションを受け、これに合格した時点で競技への参加が認められる。上訴委員会が競技への出場許可を出さなかった馬についても、競技場審判団長への報告が必要である。

##### **3. 1. 3 薬物規制のための検体採取馬の選択（第1016条）**

競技場審判団長と獣医師代表団／獣医師代表、そして配置されていればMCP（薬物規制プログラム）検体獣医師が、競技会開催中に検体採取を行う馬の無作為選考に責任を負う。

馬の無作為選考に加えて、競技場審判団長は獣医師代表団／獣医師代表とMCP検体獣医師とともに、特定の馬を検体採取の対象として指定することができる。このような特定馬の選考は、競技会中のいつでも行うことができる。

ワールドカップ™ファイナル、世界およびシニア大陸選手権大会、オリンピック大会では、通常、十分な頭数の馬から検査採取を行い、以下のような検体を分析に提供できるようにしなければならない。：

- ▶ 個人決勝競技ではすべて上位3頭の馬
- ▶ 団体障害馬術競技の決勝では上位3チームから1頭ずつ

#### 3. 1. 4 虐待行為（第143条）

馬への虐待行為として申し立てられた事例については、直ちに競技場審判団へ報告しなければならない。

### 3. 2 上訴委員会

#### 3. 2. 1 獣医師代表団の責任（第1009条）

獣医師代表団は、純粋に専門的な獣医療関連事項を除いてすべてを上訴委員会（任命されている場合は）へ報告しなければならない。

#### 3. 2. 2 獣医検査、ホース・インスペクション、およびパスポート査閲（第137条と第1011条）

馬の到着時検査でパスポートの記載事項に重大な違反が見つかった場合、獣医師代表団はできるだけ速やかに上訴委員長へその詳細を報告しなければならない。これらの問題については、FEI発表のガイドラインに従った対応が求められ、それまでは当該馬の競技出場が認められない。

競技場審判団が、当該馬の競技出場を認めるべきではないとする獣医師代表団の勧告に従わない場合は、上訴委員会への状況報告が必要である。

#### 3. 2. 3 検体採取手順（第1019条）

検体採取のために馬を提供することを拒んだり、または意図的に妨害する者については直ちに上訴委員会へ報告しなければならない。

### 付則8 オリンピック大会、世界障害馬術選手権大会、大陸障害馬術選手権大会への出場資格認定手順

1. NFはチームまたは個人選手を参加させる意思を、指定期日までに書面にてFEIへ申告しなければならない。オリンピック大会の場合を除き、選手と馬はコンビネーションで出場資格を取得する必要はない。

2. ヨーロッパ選手権大会、世界選手権大会、パン・アメリカン大会、オリンピック大会、あるいはFEI障害馬術委員会が承認した他のシニア大陸選手権大会にて団体競技（第1回目走行か第2回目走行）を減点8以内で完走した選手と馬は、オリンピック大会、世界選手権大会、大陸選手権大会への出場資格が認定される。世界選手権大会の第3競技、あるいはヨーロッパ選手権大会、パン・アメリカン大会、オリンピック大会、もしくはFEI障害馬術委員会が承認した他のシニア大陸選手権大会の個人決勝競技にて完走した選手と馬も、オリンピック大会、世界選手権大会、大陸選手権大会への出場資格が与えられる。

指定のFEI屋外ワールドカップ™競技会において、2回のFEIワールドカップ™予選競技で第1回目走行を減点合計0で完走した選手と馬は、オリンピック大会、世界選手権大会、大陸選手権大会への出場資格が与えられる。

3. 世界選手権大会とオリンピック大会については、選手と馬は以下のいずれかに従って出場資格を得ることができる：

3. 1 選手と馬は、指定のCSI3\*屋外競技会にて2回のグランプリ競技の第1回目走行を減点0で完走していること。
3. 2 選手と馬は、CSI4\*屋外競技会にてグランプリ競技の第1回目走行を減点4以内で完走していること。
3. 3 選手と馬は、CSI5\*屋外競技会にてグランプリ競技の第1回目走行を減点8以内で完走していること。
3. 4 選手と馬は、指定のCSIO4\*屋外競技会にてネーションズ・カップ競技の第1回目走行を減点4以内で完走するか、あるいは第2回目走行を減点0で完走するか、もしくはグランプリ競技の第1回目走行を減点4以内で完走していること。
3. 5 選手と馬は、CSIO5\*屋外競技会にてネーションズ・カップ競技の第1回目走行か第2回目走行を減点8以内で完走するか、あるいはグランプリ競技の第1回目走行を減点8以内で完走していること。
4. 大陸選手権大会については、選手と馬は以下のいずれかに従って出場資格を得ることができる：
  4. 1 選手と馬は、指定のCSI3\*屋外競技会にてグランプリ競技の第1回目走行を減点0で完走していること。
  4. 2 選手と馬は、CSI4\*かCSI5\*屋外競技会にてグランプリ競技の第1回目走行を減点8以内で完走していること。
  4. 3 選手と馬は、指定のCSIO4\*屋外競技会にてネーションズ・カップ競技の第1回目走行か第2回目走行を減点4以内で完走するか、あるいはグランプリ競技の第1回目走行を減点4以内で完走していること。
  4. 4 選手と馬は、CSIO5\*屋外競技会にてネーションズ・カップ競技の第1回目走行か第2回目走行を減点8以内で完走するか、あるいはグランプリ競技の第1回目走行を減点8以内で完走していること。
5. 選考は当該競技会が開催される前年の1月1日から指名参加申込の締切り期日まで、あるいはFEIが指定した期日までに行われる競技会からとする。競技会リストは、オリンピック大会または選手権大会の行われる前年にFEIブリテンにて発表される。
6. 指定のネーションズ・カップ、グランプリ競技、およびワールドカップ™予選競技は以下の条件を満たさなければならない：

高さが1.40m～1.60mまでの障害を12個以上で構成すること。踏み切り部分を含めて3.50mの水濠障害を設けなければならない。幅障害は1.50m～2.00m（トリプルバーでは2.20m）の幅がなければならない。高さが1.60m以上の垂直障害を2個以上、設置しなければならない。
7. CSIOに完全なチームを派遣できないNFは、ネーションズ・カップ競技にオープンとして（hors concours）、個人選手を出場させることが認められる。

8. もしNFが上記の方法で選手の出場資格を得ることが難しいと判断した場合、当該NF経費負担による外国人査定代表の派遣をFEIへ要請し、FEI提供のコースプランに示された障害規模で1回走行を行う特別競技にて、実力レベルの査定を受けなければならない。この走行で減点8以内の選手／馬は出場資格ありと見なされる。障害馬術委員会により指名されたFEI外国人査定代表は、能力証明書を発行するにあたり、NFとFEIに対して助言を行う。もし不運にも選手／馬コンビネーションが減点8を超えてしまったものの、走行で素晴らしい能力を示した場合は同外国人代表が類似したコースでの再走行を許可することができる。しかし、2回目の走行でも減点8点を超えた場合は資格を認定されない。

9. ネーションズ・カップとCSI 3\*/4\*/5\*のグランプリ競技では、コースが指定の大きさに造られているか確認する責任を負う外国人審判員が、資格認定を行う。

10. 選手と馬の能力証明書は遅くとも指名参加申込期限か、FEIが指定した期日までにFEIへ到着しなければならない。能力証明書が届いていない選手と馬は出場が認められない。

11. 本規程の付則と／あるいは障害馬術種目のいずれかの特別規則で直接あるいは間接的に記載されている「オープン参加“hors concour”」については、すべて一般規程第117条の例外条項に準拠すること（ブリテン6/04）。

12. 外国人査定代表による報告書は事務総長に送付され、同総長はそのコピーを障害馬術委員長へ送るものとする。資格が与えられた選手と馬については、FEIが直ちにその所属NFへ連絡を行う。

## 付則9 ヤングライダーとジュニアの特別規程

### 第1章 緒言

#### 第1条 概要

ヤングライダーおよびジュニアの参加は世界の馬術競技の発展に重要な要素である。以下に定める諸規程の目的は、特にヤングライダーとジュニアに関わる問題点を斟酌し、ヤングライダーとジュニアを対象とする世界の競技会や競技を規格統一することにある。

#### 第2条 諸規程の優先性

ヤングライダーあるいはジュニア対象の障害馬術競技会は、概してシニア対象の障害馬術競技会規程を採用して開催される。

本規程に網羅されていない事項についてはすべて一般規程、獣医規程、障害馬術競技会規程を適用する。

#### 第3条 ヤングライダーとジュニアの定義

1. 16歳となる暦年の始めから21歳となる暦年の終わりまで、ヤングライダーとして競技に出場できる。
2. 14歳となる暦年の始めから18歳となる暦年の終わりまで、ジュニアとして競技に出場できる。
3. ヤングライダーもジュニアも、18歳まではプロフェッショナルとしてクラス分けされることはできない。

### 第2章 国際競技会と選手権大会

#### 第4条 国際競技会

1. ヤングライダーとジュニアのための障害馬術競技会としては、以下の種類のものが開催される：国際競技会カテゴリーAとカテゴリーB（CSIYとCSIJのカテゴリーA、およびCSIYとCSIJのカテゴリーB）、公式国際競技会（CSIOYあるいはCSIOJ）、選手権大会。

2. CSIYあるいはCSIJのカテゴリーA競技会は、各々ヤングライダーやジュニア対象の選手権大会、あるいはCSIOの開催前2週間は行うことができない。但し、この選手権大会あるいはCSIOの組織委員会による特別許可があり、FEI事務総長の同意がある場合を除く。

#### 3. CSIYあるいはCSIJのカテゴリーA競技会（第106条）

3.1 CSIYあるいはCSIJのカテゴリーA競技会は、主催国の個人選手、および参加国数に制限を設けず諸外国からの個人選手を対象とする国際競技会である。

3. 2 賞金額の制限はない。

3. 3 ヤングライダー対象の場合は障害の高さを1. 50 mまでとし、幅は高さと同り合いをとり1. 50 m～1. 80 mの範囲とする。

3. 4 ジュニア対象の場合は障害の高さを1. 40 mまでとし、幅は高さと同り合いをとり1. 40 m～1. 70 mの範囲とする。

その他の条件は、すべてシニアのCSI 2\*競技会規定に従う。

「ネーションズ・カップ」とは標記できないが、狭義の非公式団体競技をこの競技会で行うことができ、選手数は1チーム4名に限定する。

#### 4. CSI YあるいはCSI JのカテゴリーB競技会（第106条）

4. 1 CSI YあるいはCSI JのカテゴリーB競技会は、主催国と諸外国から参加国数の制限なしに個人選手を受け入れる国際競技会である。

4. 2 賞金は授与できない。

4. 3 ヤングライダー対象の場合は障害の高さを1. 50 mまでとし、幅は高さと同り合いをとり1. 50 m～1. 80 mの範囲とする。

ジュニア対象の場合は障害の高さを1. 40 mまでとし、幅は高さと同り合いをとり1. 40 m～1. 70 mの範囲とする。

4. 4 その他の条件は、すべてシニアのCSI 1\*競技会規定に従う。

4. 5 「ネーションズ・カップ」とは標記できないが、狭義の非公式団体競技をこの競技会で行うことができ、選手数は1チーム4名に限定する。

#### 5. 公式国際競技会（CSIO YおよびCSIO J）（第107条）

5. 1 CSIOはチームを派遣する3ヶ国以上の国を対象とする国際競技会である。

5. 2 本規程に定める通り、公式団体競技と公式個人競技を開催しなければならない。

5. 3 第4条（選手権大会）に従って招待された国が参加するCSIO競技会では、第4条5. 2に定める公式競技を開催しなければならない。

5. 4 障害馬術競技会規程の第249条に従って招待された国が参加するCSIO競技会では、公式団体競技と個人決勝競技を実施要項に組み込まなければならない。これらの競技は本規程に定める通り、該当競技の特別規則に従って開催しなければならない。その他の競技はCSIO開催期間中に行い、競技会プログラムを構成させる。障害の大きさは選手権大会で定める高さと同りを超えてはならない。

5. 5 各カテゴリーについて、同一国で1年間に開催できるCSIOは屋内で1回、屋外で1回の合計2回までとする。

CSIO YあるいはCSIO Jは、既に競技カレンダーに組み込まれているヤングライダーあるいはジュニア国際競技会の開催を妨げない場合に限り、FEI事務総長の判断によりその年のカレンダーへ組み込みを認められることがある。

#### 6. 貸与馬による国際競技会

6. 1 F E I 事務総長と F E I テクニカル委員長の同意があれば、組織委員会が提供する馬を使用して障害馬術競技で C S I Y と C S I J を開催することができる。

6. 2 一般規程の第 1 1 1 条とチルドレン規程の第 4 1 0 3 条 6 に記載の貸与馬規程を適用しなければならない。

## 7. 合同競技

合同競技（ジュニアとヤングライダー対象）を開催する場合は、障害の寸法に関わるジュニア競技の条項を適用するか、あるいはヤングライダーではコースのレベルを上げる。

## 第 5 条 選手権大会

1. ヤングライダーあるいはジュニアを対象とする障害馬術選手権大会は、すべて C S I O のステータスを有する。選手権大会では、選手は母国の国籍でのみ出場できる（一般規程の「外国在住の選手」も参照のこと）。

2. 毎年、障害馬術競技における大陸選手権大会と地域選手権大会の開催を推奨し、開催するべきである。

3. 選手権大会は、大陸あるいは地域ごとに開催できる。地域で開催する場合は、事前に領域設定について F E I の承認を受けなければならない。

4. 毎年、F E I は N F に対して各々の大陸あるいは地域での個人選手権大会、および団体選手権大会の開催を奨励し、あるいはその開催を認証する。

5. 選手権大会は F E I 一般規程、障害馬術競技会規程、本特別規程を厳格に遵守し、またここに明記した通り開催するべきものである。各 N F につき 1 チームのみ参加申込できる。

6. 選手権大会の開催を希望する N F は、その選手権大会が開催される 2 年前の 1 0 月 1 日までに申請し、年次総会に先だってテクニカル委員会の勧告に基づき理事会が割当てを決定できるようにする。

7. 原則として、選手権大会は 4 ヶ国以上の参加があって初めて開催できる。但しヨーロッパ域外では、（主催国を含め）2 ヶ国以上から不特定数の地域チームの参加があれば開催できる。選手権大会開催前であっても、参加申込の締切り後に出場を取り止めた国については、出場国と見なされる。

8. 選手権大会への参加は該当する大陸、あるいは地域に含まれる国々に限定される。しかし障害馬術委員会は、選手権大会が行われる大陸あるいは地域以外の N F からの参加申込を、障害馬術競技会規程の選手権大会条項に基づいて受諾、もしくは拒否することができる。ヨーロッパ以外の N F からの参加申込を障害馬術委員会が受諾するかは、当該競技会に受け入れができる人数的な余裕があるか否かによる。これによって参加が認められた選手については、タイトルやメダルを受賞する権利はない。

9. 自国が属する大陸あるいは地域外で開催される選手権大会に参加する N F は、次の選手権大会を開催する権利がなくなる。

1 0. 選手権大会は学校の長期休暇中に開催しなければならない。

1 1. 選手権大会は天候により屋内での開催を余儀なくされる場合を除いて、屋外で開催しなければならない。



12. 賞金が授与される場合を除き、参加申込料あるいは出場料を徴収してはならない。

### 第3章 国際競技会と選手権大会への出場資格

#### 第6条 通則

1. 地域大会とオリンピック大会では、ヤングライダーとジュニアは18歳の誕生日を迎える年から障害馬術競技に出場できる。

2. オリンピック大会を除くすべての競技会において、ヤングライダーとジュニアは自分と国籍を異にする人物が所有する馬で参加することができる。

3. 諸外国に滞在している選手については、一般規程が定める制限と条件を適用する。

4. 一競技種目においてヤングライダーあるいはジュニアを対象とする選手権大会に出場しても、該当年齢に達していれば異なる馬で別の種目のシニア選手権大会に出場することは可能である。

5. 一度、障害馬術競技でヤングライダー選手権大会に出場した選手は、障害馬術競技にてジュニア選手権大会に出場することはできない。

6. 一度、障害馬術競技でシニア選手権大会、あるいは地域大会と／あるいはオリンピック大会に出場した選手は、障害馬術競技にてヤングライダーあるいはジュニアの選手権大会に出場することはできない。

7. FEIヨーロッパ・ジュニアとヤングライダー障害馬術選手権参加のための能力証明書（2009年の選手権大会に対して2008年に発効）

国際競技に参加している選手と馬であり、選手権大会で完走する能力があると思われる人馬のみ参加申込を行うことができる。そのためNFはFEIへ能力証明書を送付しなければならない（一般規程を参照）。

この能力証明書には、現行規程に定める要件を満たす競技で獲得した成績記録を記載しなければならない。

ここに定める資格認定手順は厳密に遵守しなければならない。

選手権大会会場へ到着した時点で、チーム監督は選手と馬をコンビネーションで資格認定を受けているか否かに関わらず、任意で交代させることができる。選手権大会の第1競技以降は、いかなる変更も認められない。

FEIヨーロッパ・ジュニアおよびヤングライダー選手権大会については、選手と馬は以下の条項のいずれかに従って出場資格を得ることができる：

7.1 選手と馬は、指定のCSI1\*あるいはCSI2\*屋外競技会にてグランプリ競技の第1回目走行を減点8以内で完走していること。

注記：16歳の誕生日を迎えたジュニアについてのみ、CSI1\*とCSI2\*競技会のグランプリ競技に出場することが認められる。

7.2 選手と馬は、指定のCSI3\*あるいはCSI4\*屋外競技会にてグランプリ競技の第1回目走行を減点8以内で完走していること。

注記：CSI3\*とCSI4\*競技会のグランプリ競技に参加が認められる選手とは、これらの競技会開催年に18歳以上となる者である。

7.3 選手と馬は、CSIY/J屋外競技会の自分のカテゴリで、グランプリ競技の第1回目走行を減点4以内で完走していること。

7.4 選手と馬は、指定のCSIY/J屋外競技会の自分のカテゴリで、ネーションズ・カップ競技の第1回目走行あるいは第2回目走行を減点4以内で完走するか、もしくは自分のカテゴリにおけるグランプリ競技の第1回目走行を減点4以内で完走していること。

もしNFが上記の方法で選手の出場資格を得ることが難しいと判断した場合、当該NF経費負担による外国人査定代表の派遣をFEIへ要請し、FEI提供のコースプランに示された障害規模で1回走行を行う特別競技にて、実力レベルの査定を受けなければならない。この走行で減点8以内の選手/馬は出場資格ありと見なされる。障害馬術委員会により指名されたFEI外国人査定代表は、能力証明書を発行するにあたり、NFとFEIに対して助言を行う。もし不運にも選手/馬のコンビネーションが減点8を超えてしまったものの、走行で素晴らしい能力を示した場合は、同外国人代表が類似したコースでの再走行を許可できる。しかし、2回目の走行でも減点8点を越えた場合は資格を認定されない。

選考は当該競技会が開催される前年の1月1日から指名参加申込の締切り期日まで、あるいはFEIが指定した期日までに行われる競技会からとする。競技会リストは、当該選手権大会が開催される前年と当該年にFEIブリテンおよびFEIウェブサイト上で発表される。

## 第7条 シニア競技会、および他の選手権大会

1. ジュニアとヤングライダーは、16歳の誕生日を迎える年から、所属NFの許可があれば一定のシニア向け国際競技へ出場することができる。

2. ジュニアあるいはポニーライダーは同一競技会で、ジュニア/ポニーライダー競技と、シニア対象の競技に出場することはできない。

3. ジュニア、ヤングライダー、ポニーライダーは、同一年に同一種目でジュニア、ヤングライダー、ポニーライダーと/あるいはシニア対象の選手権大会に出場することはできない。

## 第4章 他の特別条項

### 第8条 経費と特典

#### 1. 競技会

1.1 ヤングライダーあるいはジュニアを対象とする競技会の組織委員会は、ホテル、ユースホステルまたは個人家庭への宿泊と資金援助について招待選手の所属NFと話し合い、これを提供することができる。

一般規程はこの種の競技会へは適用しないものの、組織委員会が協議を行う際の拠り所となる。

## 2. 選手権大会とCSIO

2. 1 各NFはチーム監督と選手、グルーム、馬に関わる選手権大会およびCSIO競技会開催地への旅費を負担する。

2. 2 組織委員会については1項の場合と同様であるが、以下に必要最低限の項目を示す：

### ➤ 厩舎と飼料

原則として厩舎と飼料代は無料とするが、組織委員会が適正な金額を徴収したいとする場合は、その判断に任される。徴収する場合は実施要項に記載しなければならない。以下について留意すること：

- グルームはできるだけ厩舎近くに滞在できるようにする。
- 選手とチーム監督には主たる食事を1日1回、できれば夕食を競技場かその他の場所にて提供する。
- 宿泊を無料で提供できない場合は適切な宿泊施設を手配するか推薦し、料金については実施要項に記載する。
- 第132条1（馬の所有者）を適用する。
- 主催国の国境と／あるいは競技会場への出入りに関わる通関と獣医検査は組織委員会が手配し、その費用を負担する。

2. 3 役員については一般規程を適用する。

3. 特典はすべて、CSIOと選手権大会開催の前日から終了の翌日まで供与される。

4. チーム監督は競技会開催期間を通して、そのチームと／あるいは個人選手の行動に責任を負う。損害が生じた場合は、チーム監督とその所属NFが責任を負う。選手が個人家庭に宿泊しない場合は、チーム監督がそのチームと／あるいは個人選手と同泊しなければならない。

5. 上訴委員会は事故の損害額を査定する権限を有する。上訴委員会は、容認しがたい行為については競技会期間中を通してどの時点であっても、FEI司法制度に従って罰金を科し、またそのチームと／あるいは個人選手を失格とする権利がある。

## 第9条 褒賞

1. ヤングライダー競技会とジュニア競技会では、賞金と／あるいは賞品を授与しなければならない。

2. 選手権大会を除くすべての競技会において、賞金がでない場合はその出場選手の4分の1、少なくとも第5位までの選手にリボンと賞品、あるいは記念品を授与しなければならない。上位4名の個人選手には厩舎プレートを授与することが望ましい。

3. 選手権大会では少なくとも次のような賞を授与しなければならない：

3. 1 フェアウェル競技では、その出場選手の4分の1、少なくとも第5位までの選手に賞金と／あるいは賞品、厩舎プレート、リボンを授与する。

3. 2 団体選手権競技ではF E Iメダルを授与する（一般規程の第129条を参照）。優勝したNFへは総会にてF E Iカップを授与する。更に上位4チームの各メンバーには、賞金と／あるいは賞品、厩舎プレート、リボンを授与する。

3. 3 個人選手権競技ではF E Iメダルを授与する（一般規程の第129条を参照）。更に出場選手の4分の1、少なくとも第5位までの選手に賞金と／あるいは賞品、厩舎プレート、リボンを授与する。

3. 4 選手権大会では、表彰式に大変重要な意味合いをもたせ、アリーナで行うとともに選手は馬に騎乗して臨む。

3. 5 組織委員会はチーム監督と選手に、記念品か厩舎プレートを進呈することとする。

3. 6 この他にも、組織委員会は次のような賞をできるだけ多く授与する：

3. 6. 1 ベストスタイルの選手（下記の3. 6. 2と3. 6. 3のような区分けも可能）

3. 6. 2 優秀な少女選手

3. 6. 3 優秀な少年選手

3. 6. 4 スポーツマンシップ

## 第10条 馬の調教

競技会あるいは選手権大会の第1競技が行われる前日の18:00から、競技会あるいは選手権大会全体が終了するまで、選手の馬は競技会あるいは選手権大会の開催地内外で選手以外の者が騎乗して調教してはならない。これに違反した場合は失格となる。しかし選手以外の人物が、スチュワードの監視下で調馬索運動や引き運動などを行うことは認められる。

## 第11条 技術代表

選手権大会と国際競技会（技術代表が任命される場合）における技術代表は、一般規程が定める責務に加えて、参加者のウェルフェアと、スポーツマン精神を高めフェアプレイを守るという使命を常に忘れず、設備はすべて適切なものであり、参加者の態度も正当であって、最大限の注意を払いつつ社会教育的機能も果たされていることを確認する責任と権限がある。

## 第12条 実施要項

1. 組織委員会は以下の情報を記載した実施要項を準備しなければならない：

1. 1 競技会の種類
1. 2 個人競技についての説明
1. 3 授与される賞とトロフィー
1. 4 障害の高さと幅
1. 5 使用される障害の種類
1. 6 審判員、技術代表、コースデザイナーなどのリスト
1. 7 競技プログラム
1. 8 行事プログラム
1. 9 チーム監督と選手の宿泊 — ホテルあるいは個人家庭
1. 10 選手の親に対する手配 — 組織委員会を通さず直接予約できるホテルのリストなど
1. 11 グループの宿泊
1. 12 厩舎
1. 13 地域輸送の手配
1. 14 到着日と出発日。この期日以外では経費が支払われない。
1. 15 その他、パスポートやビザの必要条件、気候、必要な衣服の種類などの情報

2. ヤングライダーとジュニア対象の選手権大会、C S I O、C S I カテゴリーA競技会については、競技会開催の16週間前までに実施要項ドラフトをF E Iへ送付し、承認を受けなければならない。

3. ヤングライダーとジュニア対象のC S I カテゴリーB競技会の実施要項ドラフトについては、N Fの承認を受けなければならない。承認を得た実施要項はそのコピーを競技会開催の4週間前までにF E Iへ送付しなければならない。

4. 実施要項については、競技会や選手権大会開始の遅くとも8週間前までに、そのコピーを数部ずつすべてのN Fへ送付しなければならない。

5. 実施要項の詳細について、組織委員会はF E I実施要項ドラフトの骨子を参照のこと。

## **第5章 大陸障害馬術選手権大会、地域障害馬術選手権大会、C S I O**

### **第13条 参加申込**

1. F E I事務総長の承認を受けた後、主催国N Fはその実施要項を招待状とともに大陸あるいは地域の該当するN Fへ送付する。

#### **2. チーム**

2. 1 各N Fは選手5名、馬5頭以内の構成で1チームを参加申込できる。しかしヨーロッパ域外においては、関連N Fがチーム数、およびチーム派遣の地域ベースを決定できる（第5条7）。組織委員会はチーム監督に招待状を送付するとともに、チーム監督には選手と同様の特典を供与しなければならない。選手権大会へはリザーブ馬の搬入が認められない。

2. 2 この選手5名と馬5頭が選手権大会の団体競技、および個人競技へ参加できる。

2. 3 C S I O 競技会の組織委員会は、以下のいずれかの開催方式を選択できる：

2. 3. 1 第13条2. 1と第13条2. 2を適用

2. 3. 2 第249条1を適用

### 3. チームに代わる個人選手

チームを派遣できないNFは、1名あるいは2名の個人選手を各々1頭の馬とともに参加申込できる。

3. 1 NFは馬2頭につきグルームを1名、各チームにつき2名までのグルームを派遣することができる。

3. 2 参加申込は一般規程に従い3段階に分けて行われる。

3. 3 選手権大会の開催を出場国非限定とするか出場国限定とするかは、テクニカル委員会が決定する。選手権大会を出場国非限定とする場合は、大会開催地域あるいは大陸以外の国から参加するチームと個人選手も、主催地域あるいは大陸内のチームや個人選手と同等の条件で選手権メダルとタイトルを競う。

3. 4 出場国限定の選手権大会に、開催地域あるいは大陸以外の国からチームと／あるいは個人選手の参加申込を受け入れるか否かは、組織委員会の裁量に任されるが、テクニカル委員会の合意を必要とする。

## 第14条 出場選手の申告

1. チーム監督は団体競技前日の18:00までに、チーム構成（選手4名、馬4頭）を事務局へ書面にて申告しなければならない。

2. チーム・メンバー4名のうち1名、または馬4頭のうち1頭が事故あるいは病気となった場合に限り、5組目の選手／馬がチーム・メンバーとして出場できる。但しチーム監督が競技場審判団の承認を得なければならない。

3. 選手権大会がC S I の開催中に行われる場合、組織委員会は選手権大会に出場する選手に対して、選手権大会への出場馬とは異なる馬でC S I へ参加することを許可してもよい（第7条）。しかし選手権大会で騎乗する馬は、競技会場へ到着する前に申告しなければならず、また変更はできない。

## 第15条 出場資格

### 1. 馬

1. 1 馬は7歳以上でなければならない。

1. 2 この選手権大会に出場できるのは、現行年にシニア対象のC S I Oにてネーションズ・カップあるいはグランプリ競技に出場していない馬とする。

1. 3 選手権大会が行われる競技会の期間中に、シニア対象のいかなる競技にも出場していないこと。

## 2. 選手

2. 1 ヤングライダー選手権大会に出場できるのは、16歳となる年の始めから21歳となる年の終わりまでである。

2. 2 ジュニアは16歳となる年の始めから18歳となる年の終わりまで、ヤングライダー対象の選手権大会に出場できるが、同一年に同一種目でジュニア選手権大会とヤングライダー選手権大会の両方に参加することはできない（第6条5）。

2. 3 ジュニアは18歳となる年から、シニア対象の大陸選手権大会と世界選手権大会に出場できるが、同一年にジュニア選手権大会、ヤングライダー選手権大会と／あるいはシニア選手権大会に参加することはできない。しかしジュニアは16歳となる年から、CSIOおよびCSIで行われるジュニア障害馬術選手権と特定のシニア国際競技へ同一年に出場することができる（第255条）。

2. 4 18歳となる年およびそれ以降に、シニア対象の大陸障害馬術選手権大会あるいは世界障害馬術選手権大会に出場したジュニアは、ジュニアとして競技に参加することはできなくなる。

2. 5 ヤングライダーは18歳となる年の始めから21歳となる年の終わりまで、シニア対象の選手権大会に参加することができる。しかし同一年に同一種目でシニア選手権大会とヤングライダー選手権大会に参加することはできない（第6条6）。

## 第16条 競技

1. 以下のいずれかの方式を採用しなければならない：

### A方式

トレーニング・セッション

第1次予選競技

団体競技

フェアウェル競技  
個人決勝競技

### B方式

1 日目  
トレーニング・セッション  
第1次予選競技

2 日目  
団体競技

3 日目  
休養日  
(あるいは、2日目を休養日にすることもできる)

4 日目  
フェアウェル競技  
個人決勝競技

## 2. トレーニング・セッション

組織委員会は、メイン・アリーナにコンビネーション障害1個を含む約8個の障害でコースを設定し、トレーニング期間を提供する。

各選手とも馬1頭につき90秒まで使うことができる。服装は略式でよいが、長靴と乗馬ズボン、シャツ、硬質ハットの着用が義務づけられる。

観客から入場料を徴収してはならず、またいかなる賞も授与してはならない。

## 3. 個人選手権への第1次予選競技

選手は全員が参加できる。

### 3.1 第1次予選競技のスターティング・オーダー

国籍に拘わりなく、抽選で選手のスターティング・オーダーを決定する。

### 3.2 ヤングライダー

この競技は基準Aのコースを使用し、基準Cで審査を行う（第239条と第263条）。第1位で同点の選手がでた場合でもジャンプオフは行わない。各選手のスコアは、走行タイムに係数0.50を掛けてポイントに換算する。点数は小数点第2位まで正確に算出する。小数点第2位を求めるには0.005以上を切り上げ、0.004以下は切り捨てとする。

換算後のポイントが最も少ない選手を減点0とし、他の選手については、首位の選手との点差をそれぞれの減点とする。

選手が失権するか、あるいは何らかの理由によりコースを完走できなかった場合、当該選手には最も減点の多かった選手の減点に20点の減点が加算される。当該選手自身が失権または棄権するまでに最も減点が多くなっていた場合には、その点数に減点20が加算される。減点20の加算はタイム差を減点に換算した後に行う。

### 3.3 ジュニア

基準Aにてタイムレースで行う。第1位で同点の選手がでた場合でもジャンプオフは行わない（第238条2.1）。

選手が失権したり棄権した場合は、最も減点の多かった選手の減点に20点の減点が加算される。

## 4. 団体選手権（個人選手権の第2予選競技ともなる）

4.1 この競技は基準Aを採用し、タイムレースではない2回走行を行う。第1位、第2位と／あるいは第3位で同点の選手がでた場合は、タイムレースのジャンプオフを1回行う。

この競技には第1次予選競技（上記3項）に参加した選手と馬だけが出場できる。団体順位については、チーム構成を申告したチーム・メンバーのみを対象とする。

### 4.2 団体競技のスターティング・オーダー



団体競技の第1回目走行のスターティング・オーダーは抽選で決定する。第2回目走行のスターティング・オーダーは、第1回走行で発生した減点の多い順番とする。

第2回目走行では、個人選手がチーム選手よりも先に出場する。

個人選手あるいはチームで同減点がでた場合は、第1回目走行でのスターティング・オーダーを採用する。

ジャンプオフを行う場合のスターティング・オーダーは、第2回目走行でのスターティング・オーダーを採用する。

2回のジャンプオフが必要な場合は、第1位と第2位を決定するジャンプオフの前に第3位決定戦を行わなければならない。

第2回目走行に出場できるのは、第1回目走行の結果、上位10チームと第10位で同順位のチームだけとする。

上位10チームと第10位で同順位のチームが第2回目走行を開始する前に、個人選手および第2回目走行に出場資格を得られなかったチーム・メンバーが第3競技に向けた第2次予選競技に参加することができる。第2次予選競技と団体競技の第2回目走行との間には、30分以上のブレイクを入れなければならない。

## 5. フェアウェル競技

組織委員会は選手権大会の個人決勝への出場資格を得られなかった選手を対象として、個人選手のフェアウェル競技を1回設けなければならない。

この競技は基準Aを採用してタイムレースで行われ、ジャンプオフはタイムレースで1回行う（第238条2.2）。

## 6. 個人決勝競技

### 6.1 競技の進行

この競技はラウンドAとラウンドBで構成し、タイムレースではなく基準Aで審査を行う。第1位、第2位と／あるいは第3位で同順位がでた場合は、タイムレースのジャンプオフを1回行う（第273条3.2）。

出場資格があるのは、第1次予選競技と第2次予選競技の減点合計で、上位60%の選手（60%以内で最下位にて同点の選手を含む）である。この競技への参加選手数は15～30名とする。

選手は（完走、未完走を問わず）必ず第1競技に出場していなければならない。第2競技も（失権、あるいは棄権をせずに）完走していなければならない。もし何らかの理由で出場資格を得た選手のうち1名またはそれ以上の選手が出場できない場合でも、次点の選手の繰り上げ出場は行わない。

ラウンドAを完走した選手は、失権したりラウンドAの終了後に棄権した選手を除いて全員がラウンドBへ出場する。

選手はラウンドBのコース下見を行うことができる。

### 6.2 スターティング・オーダー

ラウンドAのスターティング・オーダーは、選手権の第1次予選競技と第2次予選競技で発生した減点合計に基づき、減点の多い選手からとする。いかなる順位についても同減点の場合は、第1次予選競技の成績によってスターティング・オーダーを決定する。最下位で予選を通過した選手が最初のスタートとなる。

ラウンドBのスターティング・オーダーは、第1次予選競技、第2次予選競技、およびラウンドAで発生した減点合計に基づき減点の多い選手からとする。減点の最も多い選手が最初に、減点の最も少ない選手が最後にスタートする。同減点の選手がでた場合は、第1次予選競技の成績によってスターティング・オーダーを決定する。

## 第17条 障害とコース

### 1. 第1次予選競技

障害とその他のテクニカル必要条件

	ヤングライダー	ジュニア
障害数	12～14個	12～14個
高さの上限	1. 45m	1. 35m
幅	1. 50～1. 70m	1. 40～1. 60m
水濠障害の最大幅 (必須ではない)	4. 00m	3. 70m
コース全長 下限/上限	500/600m	500/600m
速度	375m/分	375m/分
基準	C	A

### 2. 団体競技

障害とその他の技術要項

	ヤングライダー	ジュニア
障害数	12～14個	12～14個
高さの上限	1. 50m	1. 40m
最大幅	1. 80m	1. 70m
障害のうち8個以上(垂直障害2個を含め)はこの高さ以上とする	1. 40m	1. 30m
水濠障害の幅(必須障害)	4. 20m	3. 50～4. 00m
コース全長 下限/上限	500/600m	500/600m
速度	400m/分	375m/分

コースにはダブル1個とトリプル1個、あるいはダブル3個を入れなければならない。

### 3. 個人決勝競技

障害とその他のテクニカル必要条件

	ヤングライダー	ジュニア
障害数：		
ラウンドA	10～12個	10～12個
ラウンドB	8～10個	8～10個
高さの上限	1. 50m	1. 40m
最大幅	1. 80m	1. 70m
トリプルバーの最大幅	2. 00m	2. 00m
水濠障害の幅（必須障害）	4. 20m	3. 50～4. 00m
コース全長 最短／最長：		
ラウンドA	500／600m	500／600m
ラウンドB	450／550m	450／550m
速度	400m／分	375m／分

ラウンドAのコースには、ダブル1個とトリプル1個、あるいはダブル3個を入れなければならない。ラウンドBのコースには、ダブル1個かトリプル1個を入れなければならない。

ラウンドBのコースはラウンドAと異なるものとする。

### 4. ジャンプオフ

団体順位でも個人順位であってもジャンプオフを行う場合は、6個の障害で構成する短縮コースを採用し、高さをあげ（ジュニアでは最大1. 50mとする）／あるいは幅を増すことができる。

### 5. フェアウェル競技

フェアウェル競技用の障害の高さはヤングライダーで約1. 40m、ジュニアで約1. 30mとし、幅は高さと同釣り合いをとって1. 40～1. 60mの範囲とする。

### 第18条 団体順位

1. 団体順位は、団体選手権競技における2回走行の各走行で各チーム上位3選手の減点を合計し、決定する。第2回目走行への出場資格を得られなかったチームについては、第1回目走行でのチーム内上位3選手の成績が対象となる。

2. 第1回目走行あるいは第2回目走行を完走していないチーム選手の成績は、当該走行で最も減点の多かったチーム選手の成績に減点20を加算する。

3. 第1位、第2位と／あるいは第3位で同減点のチームがでた場合は、タイムレースのジャンプオフを1回行わなければならない、チーム・メンバーは全員が参加する（第17条4）。

4. 二回のジャンプオフが必要な場合は、第1位と第2位を決定するジャンプオフの前に第3位決定戦を行わなければならない。
5. ジャンプオフの順位は、各チームの上位3選手の減点とタイムを合計して決定する。それでも同減点、同タイムの場合は同順位となる。
6. その他のチームは2回の走行での減点を合計して順位を決定する。同減点の場合は同順位となる。
7. 団体順位に加えて個人順位も決定され、団体競技では賞が授与される。同減点の選手は同順位となる。
8. 選手権大会が開催される大陸あるいは地域以外の国から、参加国限定選手権大会に出場するチームは、団体競技には参加できるが団体順位の対象とはならない。団体競技における個人順位では賞を受けることができる（第18条7）。

### **第19条 個人順位**

1. 個人順位は各選手の第1次予選競技、第2次予選競技の2回走行（ジャンプオフが行われた場合でもその減点は含めない）、第3競技の2回走行での減点を合計して決定する。
2. 第1位、第2位と／あるいは第3位で同減点の選手がでた場合は、タイムレースのジャンプオフを1回行わなければならない（第17条4）。
3. 二回のジャンプオフが必要な場合は、第1位と第2位を決定するジャンプオフの前に第3位決定戦を行う。
4. 選手権大会が開催される大陸あるいは地域以外の国から、参加国限定選手権大会に出場する選手は、予選を通過すれば個人決勝競技には出場できるが、個人メダル受賞者決定のジャンプオフには参加できない。ラウンドAとラウンドBの減点を合計して順位が与えられる。
5. 個人決勝競技では2種類の順位付けを行うものとする。1つは個人メダル受賞者決定の順位付け、もう1つは競技に参加した選手全員の順位付けである。後者の順位ではラウンドAとラウンドBの成績だけがカウント対象となる。同減点の選手は同順位となる。

### **第20条 馬装と服装**

馬装と服装に関する規則は、障害馬術競技会規程に従って厳格に適用しなければならない（第256条と第257条）。

### **第21条 競技場審判団**

F E I 障害馬術委員会は、一般規程と障害馬術競技会規程に基づいて競技場審判団長を任命しなければならない。組織委員会は、一般規程に従って競技場審判団メンバーを任命する。

## 第22条 技術代表

F E I 障害馬術委員会は、一般規程と障害馬術競技会規程に従って技術代表を任命しなければならない。

## 第23条 獣医師代表団

獣医師代表団の構成、およびその代表団長とメンバーの任命は、獣医規程に定める必要条件に従わなければならない。

## 第24条 上訴委員会

上訴委員会の構成、およびその委員長とメンバーの任命は、一般規程に定める必要条件に従わなければならない。C S I 競技会では、上訴委員会の設置は義務づけられない。

## 第25条 賞と記念品

賞と記念品の配分については本規程の第9条の条件に従う。

## 第26条 その他

本規程に網羅されていない状況については、競技場審判団がF E Iの一般規程と障害馬術競技会規程に則り、選手権順位を公正に決定するにあたり最善と思われる決断を下す。

## 付則10 ベテランライダーの特別規程

### 第1章 ベテランライダー

#### V1条

以下に定める一連の規則の目的は、特にベテランライダーに関わる問題を斟酌して、ベテランライダーを対象とする世界の競技会や競技を規格統一することにある。

以下に記載する特別規則を除いては、*F E I 障害馬術競技会規程*を適用する。

#### V2条 ベテランライダーの定義

以下の選手はベテランライダーとして競技に参加できる：

1. 女性は45歳となる年から、男性は49歳となる年から。現行年にC S I 2\*以上の競技会でシニアライダー対象の障害馬術競技に出場した選手は、この資格で競技に参加することはできない。
2. ベテラン競技に出場できるのは、現行年において、第1回目走行の障害の高さが1.30mを超える競技に出場していない選手とする。
3. 各選手は、自分が所属するN F発行の有効なライセンスをもっている者でなければならない。
4. 国際競技にベテランライダーとして参加申込を行うにあたり、当然のことながらN Fは参加申込が正当なもので、参加者は上記の条件を満たす者であることを証明するものとする。

#### V3条 国際競技会

ベテランライダーを対象として以下の競技会を行うことができる：C S I カテゴリーA、C S I カテゴリーB、C S I O

##### *C S I V* カテゴリーA競技会 (第106条)

1. C S I V カテゴリーA競技会は、主催国と諸外国から参加国数の制限なしに個人選手を受け入れる国際競技会である。
2. 賞金額の制限はない。
3. その他の条件はシニアのC S I 2\*競技会規定に従う。

##### *C S I V* カテゴリーB競技会 (第106条)

1. C S I V カテゴリーB競技会は、主催国と諸外国から参加国数の制限なしに個人選手を受け入れる国際競技会である。海外在住の選手は、在住国で開催される競技会のC S I V カテゴリーB競技会では、主催国の一員として競技に出場できる。
2. 賞金はない。
3. その他の条件はシニアのC S I 1\*競技会規定に従う。

#### V4条 障害とコース

ベテランライダー対象のコースは8～12個の障害で構成する。第1回目走行の障害の高さは1.10m～1.20mの範囲とする。幅障害の幅は、高さと同様にとり1.20m～1.30mの範囲とする。速度は分速350m。

## 第2章 大陸選手権大会

### チームと個人選手

#### V5条 開催

1. 二年に1回、以下の原則に従い、FEIの権限下で団体大陸選手権大会と個人大陸選手権大会を開催できる：

1.1 同じNFが2回続けて大陸選手権大会を開催することは通常、認められない。

1.2 この選手権大会は以下に示す条件に従い、一般規程と障害馬術競技会規程（第1部）、ベテラン障害馬術選手を対象とする規程すべてに準拠して開催することとする。

1.3 この選手権大会は屋外で行わなければならない。

2. この選手権大会はCSIと同時開催することはできるが、CSIOの一部として行うことはできない。選手権大会を単独で開催する場合には、選手権大会に出場する選手が選手権大会には出ない馬で参加できる競技を、選手権大会プログラムに組み込まなければならない。日割りプログラムには1競技か2競技を入れることができる。各馬とも1日につき1競技にのみ出場できる。これらの競技条件はFEI事務総長へ提出し、承認を受けなければならない。

3. 選手権大会をCSIと同時開催する場合は、初日のトレーニング・セッションを、選手権大会に出場する選手に限定して参加を受け付ける。CSIに出場する選手については、別の競技を設けることができる。2日目からはどの選手も一緒に競技参加となる。

#### V6条 競技場審判団、技術代表、コースデザイナー

1. 競技場審判団長は、一般規程の条項に従って組織委員会が任命しなければならない。競技場審判団長は組織委員会とFEIと協議のうえ、競技場審判団メンバーを任命する。

競技場審判団長と外国人審判員は公認国際審判員リストから選考しなければならない。また競技場審判団メンバーは公認国際審判員か国際審判員リストから選考する。競技場審判団長は、外国人審判員としての職務も果たすことができる。

2. 外国人技術代表は一般規程の条項に従って、FEI障害馬術委員会が任命しなければならない。その選考は国際コースデザイナー・リストからとする。

3. コースデザイナーは国際コースデザイナー・リストから選考しなければならない。

## V 7 条 上訴委員会と獣医師代表

1. 上訴委員会の任命は任意である。

2. F E I 獣医師代表は、F E I 獣医師リストから組織委員会が任命しなければならない。

## V 8 条 参加申込

1. F E I 事務総長の承認を受けた後、主催国 N F はその実施要項を招待状とともに、選手権大会開催予定地の大陸に属するすべての F E I メンバー国 N F へ送付する。

2. 指名参加申込（選手権大会の 4 週間前）リストで選手権大会への参加申込を行った選手と馬については、確定参加申込期日（遅くとも選手権大会開始の 10 日前）まで、第 121 条 7. 2 に特定した制限内で交代および追加が可能である。

選手と／あるいは馬が事故に遭った場合、あるいは病気となった場合は、確定参加申込期日から当該選手権大会の第 1 回目ホース・インスペクション 1 時間前まで、公認医師と／あるいは獣医師からの診断書を提出のうえ、選手と／あるいは馬の交代が可能である。このような交代は指名参加申込の最新リストに記載されている人馬からとし、競技場審判団の承認が必要である。

### 3. チーム

チームは選手 3～5 名、馬 3～10 頭以内で構成する。各 N F とも指名参加申込には選手 10 名、馬 20 頭まで、確定参加申込には選手 5 名、馬 10 頭まで申し込むことができる。各 N F が選手権大会へ派遣できるのは選手 5 名、馬 10 頭までとする。さらに各 N F はチーム監督を 1 名派遣することができ、このチーム監督には選手と同等の特典が供与される。

### 4. チームに代わる個人選手

チームを派遣できない国は、1 名あるいは 2 名の個人選手を各々 2 頭の馬とともに参加申込できる。

#### 4. 1 追加の選手と馬

追加の選手（5 番目の選手）とその馬、および選手権大会には参加しないチーム・メンバーと個人選手の馬は、非選手権競技に出場できる。

### 5. 南米選手権大会—チーム数と個人選手数

少なくとも 3 ヶ国の N F が参加してチームを派遣しているものでなければならない。選手権大会として認可を受けるには、3 チーム以上の参加が必要である。各 N F とも派遣できるチーム数は 2 チームまでである。選手権大会の期間中、選手と／あるいは馬は、一方のチームから他方のチームへ移籍することはできない。選手権大会に 1 チームを派遣する国については、個人選手の参加は 2 名までとする。



チームを派遣しないNFについては、そのNFからの代表として2名の個人選手が参加できる。

## V 9 条 出場選手の申告と交代（チームと個人選手）

### 1. 申告

出場選手の申告はトレーニング・セッション終了後に行われるが、このトレーニング・セッションは選手権大会第1競技の前日に行うものとする。組織委員会が指定した時刻に、チーム・メンバー（3名か4名）あるいは個人選手、馬名（選手権大会の3競技とも各選手につき同一馬1頭）を選手権大会の競技出場人馬として、チーム監督が書面にて指定する。

### 2. 交代

出場の申告を行ってから選手権第1競技の開始1時間前までに、選手と／あるいは馬が事故に遭ったり病気となった場合は、公認医師からの診断書を提出し／あるいはF E I 獣医師代表の許可を受け、競技場審判団長の承認を受けた後に、公式チームとして確定参加申込を行っている別の選手と／あるいは馬と交代させることができ、またV 8条に基づく交代も可能である。

## V 1 0 条 出場資格

### 1. 馬

馬は6歳以上でなければならない。

### 2. 選手

この選手権大会には女性の場合は45歳、男性の場合は49歳の誕生日を迎える年から出場できる。

### 3. 能力証明書

選手権大会を完走できる能力のある選手と馬に限定して参加申込ができる。

## V 1 1 条 経費と特典

1. 組織委員会は競技場審判団長の旅費を負担する。

2. 組織委員会は競技場審判団長、技術代表、競技場審判団メンバー、F E I 獣医師代表の宿泊費とその他の滞在費を負担する。

## **V 1 2 条 トレーニング・セッション**

第1公式競技の前日に、組織委員会はメイン・アリーナにコンビネーション障害1個を含む約8個の障害でコースを設定し、トレーニング期間を提供しなければならない。

各選手とも1頭につき90秒まで使うことができる。

服装は略式でよいが、長靴と乗馬ズボン、シャツ、硬質ハットの着用が義務づけられる。

観客から入場料を徴収してはならず、またいかなる賞も授与してはならない

## **V 1 3 条 選手権競技**

選手権大会は3つの競技で構成され、別々の日に開催される。第1競技と第2競技2回走行の各々のラウンドで上位3選手の減点が合計されて団体順位が決まり、また3競技の各々での減点が合計されて個人順位が決定される。

安全性とテクニカル面での適正に鑑み、障害デザインと構造は、すべて技術代表とコースデザイナーの承認を受けなければならない。これらの障害に関連して議論となった場合は、技術代表が最終的な判断をください。

## **V 1 4 条 第1競技（チームと個人選手）**

### **1. 手順、基準、速度**

第1競技は基準Aで規模の大きいコースを使用し、速度を分速350mとして基準Cで審査を行う（第239条と第263条）。第1位で同タイムの場合でもジャンプオフを行わない。

### **2. 障害、コース全長**

ダブル1個とトリプル1個、あるいはダブル3個を含む12～14個の障害。高さは1.20mまで、幅は高さと同釣り合いをとって1.30m以内（トリプルバーの場合は1.70m以内）で設定する。水濠障害は認められない。

コース全長：500～600m

### **3. 参加**

団体選手権と個人選手権への出場人馬として申告した選手と馬は、第1競技に参加する資格がある。

### **4. スタート・オーダー**

この第1競技のスタート・オーダーは、組織委員会の同意を得て競技場審判団長が決定したトレーニング・セッション後の指定時刻に、競技場審判団と技術代表、チーム監督立会いのもとで抽選により決定する。個人選手とチームのスタート・オーダー抽選は、第252条に定める手順に従って行われる。選手3名で構成するチームの監督は、4名枠から3名分の出場順を選択できる。

### **5. 減点**

各選手のスコアは、各選手のタイムに0.50の係数を掛けてポイントに換算する。

スコアは小数点第2位に四捨五入する。0.005からは小数点第2位へ繰り上げ、0.004以下は切捨てる。

換算後にポイントが最も少ない選手が減点0とされ、その他の選手にはこのトップ選手とのポイント差に応じて減点が与えられる。

選手が失権するか、あるいは何らかの理由によりコースを完走できなかった場合、当該選手には最も減点の多かった選手の減点に20点を加算した減点が与えられる。当該選手自身が失権または棄権するまでに最も減点が多くなっていた場合は、その減点に20点の減点が加算される。減点20の加算はタイム差を減点に換算した後に行う。

## **V15条 第2競技（団体決勝競技、第2次個人競技）**

### **1. 手順、基準、速度**

第2競技は基準Aを採用し、タイムレースではなく同一コースで2回の走行を1日か2日間にわたって行う。速度は分速350mとし、ジャンプオフを行わない。

### **2. 障害、コース全長**

ダブル1個とトリプル1個、あるいはダブル3個を含めて12～14個の障害。高さは1.20mまで、幅は高さと同釣り合いをとって1.30m以内（トリプルバーの場合は1.70m以内）で設定する。少なくとも2個の垂直障害を入れ、その高さは1.25mでなければならない（踏み切り側で傾斜している箱障害は必須の垂直障害とみなされない）。その他に高さ1.20m以上の障害を6個以上設置する。水濠障害は認められない。

コース全長：500～700m

第1回目走行後、競技場審判団はコースデザイナーと協議のうえ、馬場の状態によっては障害の位置をずらすよう判断をくだすことができる。コース全長を変更した場合は、コースの再測定が必要である。障害の位置を変えた場合は、第2回目走行の前に選手はコース下見を行うことが認められる。

### **3. 参加**

第1競技に出場した選手と馬だけが第2競技に参加できる。

#### **3.1 個人選手**

3.1.1 第1次個人予選競技と、団体競技の第1回目走行（第2次個人予選競技）の成績を合計して、その上位50名の選手（第50位で同点の選手がでた場合は増加となる）が団体競技の第2回目走行（第3次個人予選競技）への出場資格を得る。

3.1.2 上述の3.1.1で出場資格を得た選手が、団体競技の第2回目走行への出場権を得たチームのメンバーではない場合、この選手は団体競技第2回目走行の前に競技を行う。

この競技と団体競技第2回目走行の間に30分以上の間隔を設ける。

### 3. 2 チーム

3. 2. 1 団体競技の第2回目走行は、第3次個人予選競技の後に行う。この競技には、団体競技第1回目走行後の成績で上位10チームと、同点で第10位となったチームが出場できる。

3. 2. 2 団体競技第2回目走行への出場資格を得たすべてのチームは、第1次個人予選競技と団体競技第1回目走行での減点を持ち越す。

チーム・メンバーではあるが前述の3. 1. 1に示す第3次個人予選競技への出場資格を得られなかった選手が第2回目走行で獲得したスコアは、そのチームの順位決定にのみカウントされる。

### 4. スターティング・オーダー

この第2競技のスターティング・オーダーは、第1競技の時と同じ手順で新たに抽選を行って決定する。

#### 4. 1 個人選手

4. 1. 1 上述3. 1. 1で示した通り、出場資格を得た個人選手のスターティング・オーダーは、第1次個人予選競技と第2次予選競技で発生した減点を合計し、その減点の多い順番とする。同減点の選手がでた場合は、第1競技のスコアでスターティング・オーダーを決定する。

#### 4. 2 チーム

4. 2. 1 団体競技第2回目走行への出場資格を得たチームのスターティング・オーダーは、第1次個人予選競技でのチーム内上位3選手の減点と、団体競技第1回目走行でのチーム内上位3選手の減点を合計し、その減点の多い順番とする。同減点となったチームについては、第1回目走行のスターティング・オーダーを適用する。

4. 2. 2 上述の通り、第2回目走行への出場資格を得たチームのメンバーである個人のスコアは、団体競技のチーム順位決定にカウントされるとともに、3. 1. 1に示す範囲に入った選手については、第3次個人予選競技の個人成績としてもカウントされる。

### 5. 団体順位

第1競技での各チーム内上位3選手の減点と、第2競技2回走行での各走行でチーム内上位3選手の減点を合計し、同減点で第10位のチームを含む、上位10位までの団体順位を決定する。最少減点のチームが第1位となり、大陸団体選手権チームを宣言する。

第1位、第2位および／あるいは第3位で同減点のチームがでた場合は、タイムレースでジャンプオフを行い、チーム・メンバー全員が出場する。コースは障害6個とし、高さを上げ／あるいは幅を広げて分速350mで行う。

ジャンプオフのスコアは各チームで上位3選手の減点を合計して求めるが、それでも同減点の場合は、ジャンプオフでの上位3選手のタイムを合計して優勝チームを決定し、第2位と第3位についても同様とする。ジャンプオフのスコアは団体順位を決定するためだけのもので、個人成績の最終スコアにはカウントしない。

2回のジャンプオフが必要な場合は、第1位と第2位を決定するジャンプオフの前に第3位決定戦を行わなければならない。

第1位から第3位までの何れかで、ジャンプオフを行っても減点とタイムが同じとなった場合は、当該チームを同順位とする。

団体競技第2回目走行に出場資格を得られなかったチームは、各チームとも第1競技でチーム内上位3選手の減点と、団体競技第1回目走行でチーム内上位3選手の減点を合計して、その順位を決定する。

## 6. 休養日

第2競技と第3競技の間に休養日を設けなければならない。

### V16条 第3競技（個人決勝）

#### 1. 手順、基準、速度

第3競技は基準Aを採用し、タイムレースではなく、速度は分速350mで制限タイムを設け、ラウンドAとラウンドBの2回走行を行う（第238条1.1）。

#### 2. 障害、コース全長

##### 2.1 ラウンドA

ダブル1個とトリプル1個、あるいはダブル3個を含めて10～12個の障害。高さは1.20mまで、幅は高さと同釣り合いをとって1.30m以内（トリプルバーの場合は1.70m以内）で設定する。少なくとも2個の垂直障害を入れ、その高さは1.25mでなければならない（踏み切り側で傾斜している箱障害は必須の垂直障害とみなされない）。水濠障害は認められない。

コース全長：500～600m

##### 2.2 ラウンドB

ラウンドAとは異なるコースとし、コンビネーション障害は1個のみ（ダブル1個かトリプル1個）を含め、8～10個の障害で構成する。高さは1.25mまでとし、幅は高さと同釣り合いをとって1.30m以内（トリプルバーの場合は1.70m以内）で設定する。少なくとも2個の垂直障害を入れ、その高さは1.25mでなければならない（踏み切り側で傾斜している箱障害は必須の垂直障害とみなされない）。

水濠障害は入れてはならないが、障害の下か前面、あるいは背面に水濠を設置したもの（いわゆる「リバプール」）はコースに入れることができる。

コース全長：400～500m

#### 3. 参加

第3競技へは、第1競技と第2競技での減点合計か、あるいは第1競技と第2競技第1回目走行、および個人選手と団体競技第2回目走行に出場できないチームのメンバーを対象とする団体競技第2回目走行に代わる走行での減点を合計し、上位25組の人馬（第25位で同減点の人馬を含む）が出場を義務づけられる。選手は（完走、未完走を問わず）必ず第1競技に出場しており、また第

2 競技も（失権、あるいは棄権をせずに）完走していなければならない。もしくは（完走、未完走を問わず）必ず第 1 競技に出場しており、また第 2 競技第 1 回目走行、および個人選手と団体競技第 2 回目走行に出場できないチームのメンバーを対象とする団体競技第 2 回目走行に代わる走行を（失権、あるいは棄権をせずに）完走していなければならない。もし何らかの理由で上位 25 名の選手のうち 1 名またはそれ以上の選手が出場できない場合は、選手 5 名のリザーブ・リストから選手の繰り上げ出場を行う。

#### 4. コース B の下見

選手はラウンド A 終了後、ラウンド B のコース下見を行うことができる。

#### 5. スターティング・オーダー

5. 1 ラウンド A のスターティング・オーダーは、第 1 競技と第 2 競技で発生した減点合計に基づき、減点の多い選手からとする。個人選手と、団体競技第 2 回目走行に出場資格を得られなかったチームのメンバー選手のスターティング・オーダーは、第 1 競技と第 2 競技第 1 回目走行、および個人選手と団体競技第 2 回目走行に出場できないチームのメンバーを対象とする団体競技第 2 回目走行に代わる走行での減点合計に基づき、減点の多い選手からとする。同減点の選手がでた場合は、第 1 競技のスコアによってスターティング・オーダーを決定する。従って第 25 位で予選を通過した選手は、最初の出場となる。

5. 2 ラウンド B のスターティング・オーダーは、最終競技のラウンド A と、第 1 競技と第 2 競技で発生した減点合計に基づき、減点の多い選手からとする。個人選手と、団体競技第 2 回目走行に出場資格を得られなかったチームのメンバー選手のスターティング・オーダーは、最終競技のラウンド A と、第 1 競技と第 2 競技第 1 回目走行、および個人選手と団体競技第 2 回目走行に出場できないチームのメンバーを対象とする団体競技第 2 回目走行に代わる走行での減点合計に基づき、減点の多い選手からとする。最も減点の多い選手が最初に出場し、減点の最も少ない選手が最後の出場となる。同減点の選手がでた場合は、第 1 競技のスコアによってスターティング・オーダーを決定する。

#### 6. 個人順位

個人順位は第 1 競技と、第 2 競技の 2 回走行（ジャンプオフがあった場合でもその際に発生した減点はカウントせず）、第 3 競技のラウンド A とラウンド B で発生した減点を合計して決定する。個人選手と団体競技第 2 回目走行に出場資格を得られなかったチームのメンバーについては、第 2 回目走行予選のスコアを団体競技第 2 回目走行の代わりにカウントする。

最少減点の選手が第 1 位となり、大陸選手権者を宣言する。

第 3 競技ラウンド B 終了後に、上位 3 位までの何れかで同順位となった場合は、タイムレースでジャンプオフを行うが、コースはラウンド A とラウンド B で使用した障害から 8 個の障害を使って、分速 350 m で行う。選手はジャンプオフのコース下見を行うことができる。

2回のジャンプオフが必要な場合は、第1位と第2位を決定するジャンプオフの前に第3位決定戦を行わなければならない。

第1位から第3位までの何れかで、ジャンプオフを行っても減点とタイムが同じとなった場合は、当該チームを同順位とする。

#### **V 1 7 条 褒 賞**

1. 賞金は授与しない。第1競技終了後に上位12名の選手に賞品が贈られ、チーム対象の第2競技終了後には上位6チームに賞品が贈られ、また第3競技終了後には全体成績で上位12名の選手に賞品が贈られる。

2. 上位3チームの各選手と、第1位と第2位、第3位の個人選手にはF E I 金メダル、銀メダル、銅メダルが授与される。

## 付則 1 1 スポンサー付きチームの登録

### スポンサー付きチーム

政治団体あるいは宗教団体以外の組織、あるいは企業は、3名以上の選手で構成するチームに資金助成を行い、スポンサー・チーム対象の特別競技や個人順位を競う競技に参加させることができる。スポンサー付きチームの各メンバーは、チームがその傘下で競技に出場する組織、あるいは企業と商業合意書を取り交わさなければならない。

適用される条件は、スポンサー・チーム競技に関わる実施要項に記載される。

スポンサー・チーム競技、あるいは商業・チーム競技はネーションズ・カップ競技と呼ぶことはできず、またいかなるネーションズ・カップ方式も採用することはできない。

この種の競技に出場するチーム選手については、国名に関わる記載を一切省いて氏名とチーム名のみでスポンサー・チーム・クラスに記載される。

スポンサー・チームおよびライダー・ツアー・チームは、F E I 登録が行われていて年間登録費が支払われている限りはいかなる国際競技にも参加できる。年間登録費用は選手4名までの構成チームで10,000スイスフランである。

チームへの選手追加は1名ごとに年間1,000スイスフランを支払うこと。この金額にはスポンサー・チーム・ジャケットの認定料が含まれている。

スポンサー・チーム競技はC S I O 競技会、C S I -W 競技会、あるいは選手権大会のプログラムに記載することはできない。

## 付則 1 2 コースデザイナーの昇格

### 国内コースデザイナーから国際コースデザイナー補への昇格

F E I は、国際コースデザイナー補の資格を有する者のリストを保管する。

1. 国際コースデザイナー補への昇格には以下の条件が必要である：

1. 1 N F は、50歳未満で5年以上、着実に実務経験を積んでいる国内コースデザイナーを推薦することができる。

1. 2 申請者は国際コースデザイナー補のためのF E I 講習会を良好な成績で終了し、講習会ディレクターから昇格の推薦を受けていなければならない。

1. 3 F E I 講習会を終了することなく、既に国際コースデザイナー補となっている者は、昇格した期日から5年以内に国際コースデザイナー補のためのF E I 講習会を良好な成績で終了した場合に限り、このリストに留まることができる。（これは1989年以降に国際コースデザイナー補に昇格したコースデザイナーにのみ適用される。）



1. 4 国際コースデザイナー補は、昇格してから定期的に国際的な活動を行っている者であり、60歳未満の者に限定してF E Iリストに残る。5年以上、国際的な実務活動のないコースデザイナーはF E Iリストから削除される。

1. 5 競技会に参加する国際コースデザイナーと外国人審判員が、国際コースデザイナー補全員の活動を評価する。この両者は外国人審判員報告書に添付する特別書式に署名しなければならない。

1. 6 F E I 規程に従って開催された国際競技会、国内競技会、あるいは競技で、国際コースデザイナー補あるいは国内コースデザイナーが競技場審判団を補佐した競技会あるいは競技の名称もできれば2つ挙げること。

#### **国際コースデザイナー補から国際コースデザイナーへの昇格**

1. F E I は、国際コースデザイナーの資格を有する者のリストを保管する。国際コースデザイナーへの昇格のためには以下の条件が必要である：

1. 1 国際コースデザイナーのためのF E I 講習会に参加し、その試験で良好な成績を修めていること。

1. 2 定期的に国際的な実務経験を積んでおり、できれば60歳以下であること。

1. 3 国際コースデザイナーのためのF E I 講習会を終了することなく、既に国際コースデザイナーに昇格している者は、昇格した時から4年以内に同カテゴリーのF E I 講習会に参加し、その試験で良好な成績を修めた場合に限り、このリストに留まることができる。（これは1989年以降に国際コースデザイナー補に昇格したコースデザイナーにのみ適用される。）

2. 昇格してから定期的に国際的な実務活動を行っていないコースデザイナーは、リストから削除される。

3. 長年月にわたって国際コースデザイナーとして優秀な活動を続けてきた人物であり、年齢または健康上の理由でこれ以上活動を続けられない場合には、退任国際コースデザイナーとしてリストに残る。

4. 昇格は該当するNFの同意を得て障害馬術委員会が行う。上述の2カテゴリーへの昇格に際し、コースデザイナーはそれまでの経歴を記載した履歴書を、所属NFを通してF E I 事務局へ提出しなければならない。

5. 理事会は、障害馬術委員会の推薦を受けて、国際コースデザイナーを公認国際コースデザイナーへ昇格させることがあるが、これは上級レベルの競技（C S I O 5\*、C S I 4\*、C S I 5\*）でコースデザイナーとして幅広い経験と熟練度を示した場合とする。

#### **国際コースデザイナーから公認国際コースデザイナーへの昇格**

1. 公認国際コースデザイナーへの昇格には以下の条件が必要である：

1. 1 国際コースデザイナーとして8年以上の経験があること。

1. 2 C S I O 5 \*競技会で4回以上、コースデザイナーの役職を果たしていること。

1. 3 C S I 4 \*あるいはC S I 5 \*競技会で8回以上、コースデザイナーの役職を果たしていること。

1. 4 シニア大陸選手権大会、F E I ワールドカップ™ファイナル、あるいはパンアメリカン大会などの主要な地域選手権大会で1回はコースデザイナーの役職を果たしていること。

1. 5 年齢が65歳以内であること。

1. 6 国際コースデザイナー資格に昇格してから、毎年定期的にC S I 競技会でその役職を果たしていること。

### 付則13 審判員の昇格

#### 国内審判員から国際審判員補への昇格

F E I は、国際審判員補の資格を有する者のリストを保管する。経験を積んだ国内審判員に限定して、F E I が提供する申請書に自分の署名と所属N F の会長署名を添えて、昇格を申請できる。この申請書はF E I が指定した期日までに、F E I 事務局へ返送する必要がある。

1. 国際審判員補になるためには以下の条件が必要である：

1. 1 所属N F から推薦を受け、F E I 障害馬術委員会の承認を受けていること。

1. 2 メジャーな国内競技会において、定期的に競技場審判団長の役職を果たしており（定期的にとは、当該候補者の国で実施される競技会数と相関する）、現行年またはその前年に国際競技会で競技場審判団メンバーの役職を果たしていること。

1. 3 F E I 公用語2つのうち何れかを話すこと。

1. 4 F E I 規程に従って開催される競技会の全期間を通じて一度はコースデザイナー助手として、また一度はチーフ・スチュワードもしくはその助手として役職を果たした経験があること。望ましくは国際競技会での経験であること。

1. 5 国際審判員補のためのF E I 基礎講習会で資格を得ていること。

1. 6 原則として50歳以下であること。

2. 昇格後、国際審判員補は4年間に国際競技会で8回以上、競技場審判団メンバーを務めなければならない。

3. 上記の条件を満たした申請者はF E I 障害馬術委員会により認められ、国際審判員補に昇格となり、F E I 名簿に掲載される。

4. 国際審判員補は国際競技会で競技場審判団メンバーとして、またはC S I 1 \*競技会の競技場審判団長として、できるだけ多くの経験を積む必要がある。

5. 有効な理由もなく、継続して3年間にわたり国際競技会で審判業務を行っていない国際審判員補は、F E I 審判員リストから削除される。

#### 国際審判員補から国際審判員への昇格

1. F E I は該当するN F と協議の上、障害馬術委員会が任命した国際審判員の資格を有する者のリストを保管する。国際審判員への昇格には以下の条件が必要である：

1. 1 二年以上にわたり、国際審判員補として活動していること。

1. 2 F E I 公用語2つのうち何れかを話すこと。

1. 3 国際競技会において定期的に競技場審判団長として、あるいは競技場審判団メンバーの役職を果たしていること（定期的にとは、当該候補者の国で実施される競技会数と相関する）。これに加えて、できれば国際障害馬術競技会（もしくはF E I 規程に則って実施される国内競技会）で上訴委員長として、またスチュワードとしての役職を果たしていること。

1. 4 F E I へ提出する外国人審判員報告書の中で、この外国人審判員により良好な評価を受けていること。（外国人審判員は国際競技会における国際審判員補の活動についてF E I へ報告する。もし国際審判員補が報告書中への記載を希望する場合は、競技会が始まる前にその旨を外国人審判員に伝えておかなければならない。）

1. 5 国際審判員補は国際審判員のための講習会に参加し、その試験で良好な成績を修めなければならない。その後昇格対象として勘案される。

2. N F の要請により、上記の条件を満たした国際審判員補は国際審判員資格へ昇格する。昇格後4年以内に上記の条件が満たされない場合は、審判員リストより削除される。

3. 国際審判員のためのF E I セミナーに出席した国際審判員のみ、C S I O と C S I 5 \* ~ C S I 2 \* 競技会にて競技場審判団長の役職を果たすことができる。

4. 国際審判員は昇格時から5年に1回、国際審判員講習会に参加しなければならない。

5. 理事会は障害馬術委員会の推薦を受けて、国際審判員を公認国際審判員へ昇格させることがあるが、これは上級レベルの競技（C S I O 5 \*、C S I 4 \*、C S I 5 \*）で審判員として幅広い経験と熟練度を示した場合とする。

6. すべての審判員について、引退年齢は70歳である。

7. 有効な理由もなく、継続して3年間にわたり国際競技会で審判業務を行っていない国際審判員は、F E I 審判員リストから削除される。

#### **国際審判員から公認国際審判員への昇格**

1. 公認国際審判員への昇格には以下の条件が必要である：

1. 1 国際審判員として4年以上の経験があること。

1. 2 C S I O 5 \*競技会で4回以上、およびC S I 4 \*かC S I 5 \*競技会で4回以上、競技場審判団長か外国人審判員の役職を果たしていること。

1. 3 大陸選手権大会かF E I ワールドカップ<sup>TM</sup>ファイナルで、競技場審判団メンバーを務めていること。

1. 4 年齢が65歳以内であること。

1. 5 国際審判員資格に昇格してから、毎年定期的に国際競技会で競技場審判団メンバーの役職を果たしていること。

## 付則14 馬スポーツ憲章

### 馬のウェルフェアのための F E I 馬スポーツ憲章

国際馬術連盟（F E I）は、国際的な馬スポーツに係わるすべての者が、F E I 馬スポーツ憲章を遵守し、いかなる場合にも馬のウェルフェアが最優先され、決して競技の勝敗または商業的な影響を受けてはならないことに同意し、これを受け入れることを求めるものである。

1. 競技出場への準備段階や競技馬の調教段階のいずれの時点においても、馬のウェルフェアが他のどのような要求よりも優先されなければならない。そこには、馬の飼養管理、トレーニング、装蹄、馬装具、輸送などの良質で適切な対応が求められる。
2. 競技馬と選手は、競技参加適性と能力を備え、良好な健康状態にあることで初めて競技への出場が認められる。たとえば、薬物の使用、あるいは馬のウェルフェアや安全を脅かすような外科的処置を施すこと、または妊娠中の牝馬の使用や扶助の誤用は禁止されている。
3. 競技内容や競技環境が馬のウェルフェアを害するものであってはならない。そこで、競技場の環境、馬場の状態、天候、厩舎、競技場の安全性、競技会終了後に予定される馬輸送に向けた馬の健康状態などに十分な注意を払うことが必要である。
4. 競技終了後には馬の健康状態に十分留意し、また競技生活を引退する段階では人道的な扱いを受けられるよう最善の努力を払わなければならない。すなわち、適正な獣医療の提供や、競技での負傷や事故への対応、安楽死対策、引退後の対策などが課題となる。
5. F E I は、馬スポーツに係わるすべての者に対して、その専門的知識に関する最高レベルの教育を身に付けるよう強く要請する。

この馬スポーツ憲章の全文複写は国際馬術連盟（Avenue Mon-Repos 24, CH-1000, Lausanne 5, Switzerland ; 電話+41 21 310 47 47）で入手可能。英語版とフランス語版がある。同憲章はFEIウェブサイトでも入手できる：[www.fei.org](http://www.fei.org)。

## 付則15 ポニーライダーの特別規程

### 第1章 緒言

#### 第1条 概要

ポニーライダー競技は、世界の馬術競技の発展において重要な要素である。

以下に定める諸規程の目的は、特にポニー騎乗に関わる問題点を斟酌し、ポニー競技会を規格統一することにある。

#### 第2条 諸規程の優先性

本規程に網羅されていない事柄についてはすべて一般規程、獣医規程、障害馬術競技会規程を適用する。

### 第2章 ポニーライダーとポニーの定義

#### 第3条 ポニーライダー

1. 選手は12歳となる暦年の始めから16歳となる年の終わりまで、ポニーライダーとして競技に出場できる。

2. ポニーライダーをプロフェッショナルとしてクラス分けすることはできない。

#### 第4条 ポニーの定義

1. ポニーとは、平坦な地面上で計測した鬃甲までの高さが蹄鉄なしで148 cm以下、あるいは蹄鉄をつけて149 cm以下の小柄な馬である。

2. すべての国際競技会および選手権大会において、ポニーは6歳以上でなければならない。

### 第3章 国際競技会と選手権大会

#### 第5条 国際競技会

1. ポニーで競技に出場するポニーライダーのための障害馬術競技会としては、以下の種類がある：国際競技会（CSI-P）、公式国際競技会（CSIO-P）、選手権大会。

2. CSI-PあるいはCSIO-Pを、大陸選手権大会の開催週に行うことはできない。

3. C S I - Pは主催国の個人選手、および参加国数に制限を設けず諸外国からの個人選手を対象とする国際競技会である。

3. 1 C S I - P 競技会はポニーを貸与する形式の競技会として行うことができ、その場合は「C S I - P (貸与ポニー形式)」のように明示しなければならない。

3. 2 「ネーションズ・カップ」とは標記できないが、狭義の非公式団体競技をこの競技会で行うことができる。

3. 3 外国人選手も参加できる障害馬術競技を3競技以上設け、F E I 規程に従って開催しなければならない。

4. C S I O - Pはチームを派遣する3ヶ国以上の国を対象とする国際競技会である。

4. 1 該当する競技種目規程に定める公式団体競技と公式個人競技を含めなければならない。

4. 2 同一国で1年間に開催できるC S I O - Pは屋内で1回、屋外で1回の合計2回までとする。

4. 3 C S I O - Pは、既に競技カレンダーに組み込まれているポニーの国際競技会開催を妨げない場合に限り、F E I 事務総長の判断によりその年のカレンダーへの組み込みを認められることがある。

4. 4 このような競技会へは主催国から1チーム、外国からは各国1チームが参加できる。

4. 5 どの競技種目でもポニー・チームは選手4名とポニー4頭で構成し、このうち上位3選手の成績をカウントする。3名構成のチームも認められる。

4. 6 C S I O - PとC S I - Pを一緒に開催することができる。

## 5. 国際団体競技会

シニア障害馬術競技会規定(第265条2)に従って開催することができる。

## 6. 貸与ポニー形式の国際競技会(第116条)

6. 1 F E I 事務総長の同意があれば、組織委員会が提供するポニーを使用してC S I - PとC S I O - Pを開催することができる。大陸選手権大会では認められない。

6. 2 チルドレン規程の第4条3に記載されている貸与馬形式での競技会規程を適用しなければならない。

7. 選手権大会を含め、本規程を適用する競技会の参加申込では、申し込みを行うポニーを特定しなければならず、どの選手も自分が参加申込したポニー以外のポニーに騎乗することはできない。

## 第6条 年次大陸選手権大会

1. 毎年、各大陸にて大陸選手権大会を障害馬術競技で開催することができる。(第106条)

ポニーライダーの障害馬術選手権、馬場馬術選手権、総合馬術選手権はできる限り同一競技会で行うべきである。

2. 選手権大会はできるだけ学校の長期休暇中に開催する。

3. 選手権大会は屋外で開催する。

4. 年次大陸選手権大会は、その大陸にあるすべての国を対象とする。当該大陸以外のNFについても、FEI事務総長の認可があれば招待を受けることができる。その場合、招待されたチームと個人選手は賞を受ける資格はあるが、メダル獲得あるいはタイトル順位の対象とはならない。

5. FEIがCSIO-Pと選手権大会の開催を承認する。年次総会前に、障害馬術委員会の勧告に基づいて理事会がこれらの大会の割り振りを決定できるよう、選手権大会の開催を希望するNFは、その選手権大会が開催される2年前の10月1日までに申請しなければならない。

6. 選手権大会はFEI一般規程、該当する種目の競技会規程、現行の特別規程を厳格に遵守して開催しなければならない。

7. 原則として、大陸選手権大会は主催国を含めて4ヶ国以上の参加があつて初めて開催できる。但しヨーロッパ域外では、主催国を含めて2ヶ国以上から不特定数の地域チームの参加があれば開催できる。選手権大会開催前であっても、参加申込の締切り後に出場を取り止めた国については、出場国と見なされる。

8. 適正な金額であれば参加申込料を徴収してもよいが、FEIの承認が必要である。

9. 所属NFから正式に参加申込のあつたチームと／あるいは個人選手だけが出場できる。

10. 同一競技会では、ポニーライダーと／あるいはポニーは、同一暦年内で1競技種目にのみ出場することができる。

## 第4章 国際競技会と選手権大会への出場資格

### 第7条 概要

1. いかなる選手も、同一暦年に同じ競技種目で2つのFEI選手権大会に出場することはできない（一般規程第124条）。

2. ポニーライダーは、該当する年齢に達していれば、ポニーライダーとしての資格を失わずにジュニアと／あるいはヤングライダー対象の競技に出場できる。

3. 該当する年齢に達している選手は、2つ以上のカテゴリーで競技や選手権大会に出場することはできるが、一暦年の中に出場できる選手権大会は、一つの年齢カテゴリーで一競技種目のみとする。



## 第5章 その他の特別条項

### 第8条 経費と特典

#### 1. 競技会

ポニーライダーを対象とする競技会の組織委員会は、ホテルかユースホステル、あるいは個人家庭への宿泊と資金援助について招待選手の所属NFと話し合い、これを提供することは自由である。これらの競技会に一般規程は適用しないものの、組織委員会が協議する際の拠り所となる。

#### 2. 選手権大会とCSIOP

2. 1 NFは自国のチーム監督、選手、グルーム、ポニーについて、選手権大会とCSIOP開催地への往復旅費を負担する。

2. 2 組織委員会については1項に同じであるが、以下に最低限の必要項目を示す：

- ▶ ポニーの厩舎、最初の床敷、飼料
- ▶ グルームはできるだけ厩舎近くに滞在できるようにする。

2. 3 役員については、一般規程を適用する。

3. 特典はすべて、競技会あるいは選手権大会の開催前日から終了の翌日まで供与される。

4. 適正な金額であれば参加申込料を徴収してもよいが、FEIの承認が必要である。障害馬術委員会が世界共通の参加申込料上限を定める。

5. チーム監督は競技会開催期間を通して、そのチームと／あるいは個人選手の行動に責任を負う。損害が生じた場合は、チーム監督とその所属NFが責任を負う。選手が個人家庭に宿泊しない場合は、チーム監督がそのチームと／あるいは個人選手と同泊しなければならない。

上訴委員会は損害額を査定する権限を有する。上訴委員会は、容認しがたい行為については競技会期間中を通してどの時点であっても、FEI司法制度に従って罰金を科し、またそのチームと／あるいは個人選手を失格とする権利がある。

### 第9条 褒賞

1. CSIOPでは賞金を授与することができるが、選手権大会では認められない。

2. ジュニア規程の第9条を適用する。

### 第10条 ポニーの調教

1. 競技会あるいは選手権大会の第1競技が行われる前日の18:00から、競技会あるいは選手権大会全体が終了するまで、選手のポニーは競技会あるいは選手権大会の開催地内外で選手、トレーナー、あるいは馬の所有者による承認を受けてトレーナーが指定した人物以外の者が騎乗して調教してはならない。これに違反した場合は失格となる。しかし選手以外の人物がFEIスチュワードの監視下で調馬索運動や引き運動などを行うことは認められる。

2. 馬の健康とウェルフェアのために配属されたFEI認定競技会役員、あるいは獣医師による許可がない限り、いかなる目的でもポニーを厩舎、競技区域あるいはスチュワード管轄区域から退出させることはできない。

3. 各ポニーは、到着時に主催者から提供される個体識別番号を、競技会期間中を通して使用する。スチュワードを含むどの役員でもポニーの個体識別ができるよう、厩舎から出る時にはいつでもこの番号を付けていることが義務づけられる。この番号の提示を怠った場合は先ず警告カードが渡され、再犯の場合は競技場審判団あるいは上訴委員会から当該選手に罰金が科せられる。

### **第11条 役員**

1. CSI-PとCSIO-P競技会における審判員の任命は、障害馬術競技会規程の第259条、CSI2\*競技会に関わる条項に従うものとする。

2. 組織委員会へは、ポニー競技会に経験のある役員を競技場審判団と上訴委員会に加えるよう強く進言するものである。

3. 大陸選手権大会の障害馬術競技では、競技場審判団長と技術代表、外国人獣医師代表をFEI障害馬術部門が任命しなければならない。

ポニー障害馬術選手権大会については、競技場審判団メンバーの2名以上を国際障害馬術審判員か公認障害馬術審判員リストから選考しなければならない。その他の審判員については、国際障害馬術審判員補リストから選考することができる。

4. 障害馬術競技で水濠障害が設けられている場合は、競技場審判団メンバーとして審判員を一名追加しなければならない。

選手権大会、およびCSIO-Pでの団体競技とグランプリでは、水濠障害審判員は国際審判員補国内審判員以上でなければならない（第259条1）。

### **第12条 パスポート**

障害馬術競技会規程の第8章を適用する。

### 第13条 ポニーの体高測定

1. 獣医規程の付則 XVIIIとFEI一般規程（第137条）を適用する。
2. CH-EU-Pに出場するポニーはすべて、競技開始前に現場で測定する。種々のCSI-Pでは無作為に体高測定を行うこともできる。
3. ポニーのFEI定義は第4条に従う。しかしながらFEIのポニー体高測定は競技環境の中で行われることに鑑み、競技の現場で体高測定が行われたポニーについては、競技への出場許可条件として蹄鉄なしで150cm以下、あるいは蹄鉄をつけて151cm以下であることとする。
4. FEIポニー体高測定がホース・インスペクションの前に行われる場合には、競技会開催期間は最初のポニー体高測定をもって開始とする。この条項は一般規程に優先する。

### 第14条 実施要項

ジュニア規程の第12条を適用する。

## 第6章 ポニー障害馬術競技会と選手権大会の規則

### 第15条 概要

ポニー障害馬術競技会と選手権大会は、下記に特に修正がない限り、障害馬術競技会規程に従って開催しなければならない。

### 第16条 障害

1. 選手権大会とCSIO-Pのコースは10～12個の障害で、15飛越以内で構成する。コンビネーション障害の数はダブル1個とトリプル1個、あるいはダブル3個以内とする。
  1. 1 他の競技会におけるコースも上述した規模の範囲内とし、必要な場合は参加している選手とポニーの水準に応じて変更する。
2. 障害は頑強な造りであり、見栄えの良い外観でなければならない。ポニーは馬よりも体重が軽いことを考慮し、そのようなポニーがあてても障害が落下するような造りでなければならない。
3. 選手権大会における障害の高さと幅の限度は、ジャンプオフの場合を除いて以下の通りである：
  3. 1 コンソレーション競技では高さは1.25mまで、幅1.40m以内の大きさとする（トリプルバーでは1.60m以内）。
  3. 2 予選競技と団体選手権競技では高さは1.30mまで、幅1.40m以内の大きさとする（トリプルバーでは1.60m以内）。
  3. 3 個人選手権競技では高さは1.35mまで、幅1.45m以内の大きさとする（トリプルバーでは1.60m以内）。

4. C S I O-Pでの障害の高さと幅は、選手権大会でこれに類する競技に指定されている規模の範囲とする。

4.1 C S I -P 競技会では、障害の大きさに同様の上限を適用するが、第1回目走行では高さ1.20m、幅1.30m以内とすることを推奨する。

4.2 貸与ポニー形式でのC S I -P 競技会では、障害の高さは1.20mまでとする。

5. ジャンプオフでは（第246条1に従い）、最大10cmまで障害の高さを上げ、幅を広げることができるが、いかなる場合も高さは1.40mまで、幅は1.50m以内とする（トリプルバーでは1.60m以内）。

6. 水濠障害については、踏み切り部分を含めて幅が3.30mを超えてはならない。選手権大会とC S I O-Pでは、踏み切り部分を含めて3m以上を推奨する。

7. コンビネーション障害の障害間距離は7～11mとする。

### **第17条 練習用障害**

1. 練習用馬場とウォームアップ用馬場での障害は、その選手が出場する競技のラウンドに使用されている障害の大きさ（高さと幅）を超えてはならない。

2. 特定の競技に向けた準備ではなく障害飛越訓練を行う選手については、障害の高さを1.35mまで、幅を1.45m以内としてこれを遵守しなければならない。

### **第18条 速度**

すべての競技において速度は分速350mとする。

### **第19条 服装と敬礼**

1. 騎乗中は3点で固定された顎紐を締めて保護帽を着用することが義務づけられる。

2. いかなる選手も脱帽せず、頭を下げることで競技場審判団へ敬意を表わすものとする。

3. 暗色の上衣か乗馬クラブのユニフォーム。白か淡黄褐色の乗馬ズボンかジョッパーと長靴。白のシャツにタイかハンティング・ストック。拍車の装着は任意であるが、もし使用する場合は柄の長さが1.5cm以内で、表面の滑らかな金属製でなければならない。鞭の長さは75cmまでとする。

### **第20条 保護帽の脱落と顎紐の緩み**

1. ラウンドの走行中に保護帽が脱落したり、その顎紐が緩んでしまった場合は保護帽を拾い、顎紐を締め直さなければならない。そのために下馬したとしても減点にはならないが、計時は止めない。

2. 顎紐を正しく締めずに障害を飛越したり、あるいは飛越を試みたり、フィニッシュ・ラインを通過した選手は失権となる。但し、~~当該選手がまさに障害あるいはコンビネーション障害を飛ぶ寸前であったり、もしくはフィニッシュ・ラインを通過する寸前で顎紐を締めなおす余裕がなかったと競技場審判団が判断した場合を除く。~~

## 第21条 馬装の検査

障害馬術競技会規程の第257条を適用する。

## 第22条 大陸障害馬術選手権大会

### 1. 参加申込

F E I 事務総長の承認を受けた後、主催国 N F は実施要項を招待状とともに該当する大陸に属する N F へ送付する。

### 2. チーム

2. 1 各 N F は選手 6 名、ポニー 6 頭以内の構成で 1 チームを参加申込でき、このうち選手 5 名とポニー 5 頭を選手権大会へ派遣し、選手 4 名とポニー 4 頭が団体選手権競技に出場できる。

2. 2 組織委員会はチーム監督に招待状を送付するとともに、チーム監督には選手と同様の特典を供与しなければならない。

### 3. チームに代わる個人選手

チームを派遣できない N F は、1 名あるいは 2 名の個人選手を各々 1 頭のポニーとともに参加申込できる。

4. N F はポニー 2 頭につきグルームを 1 名、各チームにつき 2 名までのグルームを派遣することができる。

5. 参加申込は一般規程に従い 3 段階に分けて行われる

## 6. 競 技

ジュニア規程の第16条を適用する。

~~第253条と第320条1を参照。第325条4は予選競技には適用しない。~~

### 7. 出場選手の申告とスターティング・オーダー

ジュニア規程の第16条3. 1を適用する。

### 8. 障害とコース

前述の第16条を参照のこと。

### 9. 競技場審判団と技術代表

競技場審判団長と技術代表は、F E I 障害馬術部門が任命しなければならない。

彼らの任命と競技場審判団メンバーの任命については、一般規程に定める必要条件に準拠しなければならない。

#### 10. 上訴委員会

上訴委員会の構成、および上訴委員長とメンバーの任命は、一般規程に定める必要条件に準拠しなければならない。

CSI-P 競技会では上訴委員会の設置が義務づけられない。

#### 11. 獣医師代表団

獣医師代表団の構成、および獣医師代表団長とメンバーの任命は、獣医規程に定める必要条件に準拠しなければならない。

#### 12. 賞と記念品

賞と記念品の配分については、本規程の第9条に定める必要条件に準拠しなければならない。

13. 本規程に網羅されていない状況については、競技場審判団がFEIの一般規程と障害馬術競技会規程に則り、選手権順位を公正に決定するにあたり最善と思われる決断を下す。

#### 14. 落馬

1回目の選手の落馬あるいはポニーの転倒で、選手は当該競技から失権となる。これはネーションズ・カップ競技および選手権競技でも同様である。しかしながら、公認医師と競技場審判団が承認した場合に限り、ネーションズ・カップの第2回目走行には出場できる。失権した選手には当該ラウンドで最下位となった選手の成績に減点20が加算される。

### 第23条 選手権大会以外の競技会

#### 1. CSIO-P

1.1 第238条あるいは第273条3.1、3.2.3.3に従い、実施要項には公式団体競技とグランプリを組み込まなければならない。組織委員会はFEIの許可を受けて、主催国選手を追加して招待できる。

1.2 下記の2項に従うものとして、第22条の該当条項をCSIO-Pに適用する。

#### 2. 選手権大会以外のCSI-PとCSIO-P

2.1 公式団体競技と非公式団体競技が行われる場合は、可能な限り第264条に従って開催する。

2.2 規則あるいは実施要項に明記していない限り、団体競技あるいは個人競技で第1位を決定するジャンプオフは行わない。

2. 3 組織委員会は、選手権大会の開催を念頭において作成されている競技プログラムに必ずしも固執する必要はなく、前述の1. 1 (CSIO-P)に従って実情に最も相応しく、選手が楽しめて、観客も楽しませることができるような実施要項の策定を奨励する。

2. 4 第238条に従って行われる競技を軽視するものではないが、基準Cに準拠した競技や第265条～第271条に記載されている特別競技も考慮してしかるべきである。だが第262条2 (ピュイッサンス競技)と第262条3と第262条4 (六段障害飛越競技とオブスタクル・イン・ライン競技 (直列位置障害飛越競技) に則った競技の実施は認められない。

2. 5 自然障害を利用できる場合は、「ポニー・ダービー」との名称をつけた競技を第277条に則って開催することができるが、この場合はコース全長の指定はない。この競技は基準Aあるいはタイムレースとして1ラウンドで行うか、基準Aにて1ラウンドとジャンプオフ1回で行うか、もしくは基準Cで行うことができる。短縮コースでのジャンプオフ1回 (第277条)

2. 6 第264条7. 2を団体競技には適用できない。

2. 7 選手権大会を除けば、少年と少女を対象とする競技を行うことができる。

### 3. 落馬

第22条15を参照のこと。

### 添付A

鼻革：チルドレン規程の添付Aを参照。

## 付則16 チルドレンの特別規程

### 第1章 緒言

#### 第1条 概要

チルドレンの参加は世界の馬術競技の発展に重要な要素である。

以下に定める諸規程の目的は、特に馬に騎乗するチルドレンに関わる問題点を斟酌し、世界中の様々なタイプのチルドレン競技会と競技を規格統一することにある。

#### 第2条 諸規程の優先性

本規程に網羅されていない事柄についてはすべて一般規程、獣医規程、障害馬術競技会規程を適用する。

### 第2章 出場資格

#### 第3条 チルドレンの定義

1. 選手は12歳となる暦年の始めから14歳となる暦年の終わりまで、チルドレンとして競技に出場できる。

2. 該当する年齢に達している選手は、2つ以上のカテゴリーで競技や選手権大会に出場することはできるが、各競技種目で一暦年中に出場できる選手権大会は1大会のみである(第124条5)。

2.1 その年に14歳となる選手がジュニアの大陸障害馬術選手権大会に出場した場合、その選手はもうチルドレン選手権大会へ出場することはできなくなる。

3. チルドレン競技会では、選手は1頭の馬でのみ出場できる。ポニーで出場することは認められない。

### 第3章 国際競技会と選手権大会

#### 第4条 競技会の種類

1. 馬で競技に出場するチルドレンのための障害馬術競技会としては、以下の種類がある：国際競技会(CS I-Ch)、公式国際競技会(CS IO-Ch)、選手権大会。

2. CS I-Chは主催国の個人選手、および参加国数に制限を設けず諸外国からの個人選手を対象とする国際競技会である。



2. 1 C S I - C h 競技会は貸与馬形式の競技会として行うことができ、その場合は「C S I - C h (貸与馬形式)」のように明示しなければならない。

2. 2 「ネーションズ・カップ」とは標記できないが、狭義の非公式団体競技をこの競技会で行うことができ、選手数は3～4名に限定する。

3. C S I O - C h はチームを派遣する3ヶ国以上の国を対象とする公式国際競技会である。

3. 1 該当する競技種目規程に定める公式団体競技と公式個人競技を含めなければならない。

3. 2 どの競技種目についても、同一国で1年間に開催できるC S I O - C h は屋内で1回、屋外で1回の合計2回までとする。

3. 3 C S I O - C h は、既に競技カレンダーに組み込まれているチルドレン国際競技の開催を妨げない場合に限り、F E I 事務総長の判断によりその年のカレンダーへの組み込みを認められることがある。

3. 4 このような競技会へは主催国から1チーム、外国からは各国1チームが参加できる。

3. 5 どの競技種目の団体競技でも、チームは選手4名と馬4頭で構成し、このうち上位3選手の成績をカウントする。3名構成のチームも認められる。

#### 4. 貸与馬形式の国際競技会

4. 1 F E I 事務総長の同意があれば、組織委員会が提供する馬を使用してC S I - C h とC S I O - C h を開催することができる。

4. 2 大陸選手権大会は貸与馬で開催することはできない。

4. 3 F E I 事務総長の同意があれば、貸与馬での競技会で組織委員会は様々な形式を採用することはできるが、推奨される方式は以下の通りである：

4. 3. 1 主催国の選手が各々馬を2頭提供する。抽選を行って外国人選手と主催国選手とを組み合わせる。もう一回抽選を行って、主催国選手の馬のどちらかを相手の外国人選手に割当てる。主催国選手は外国人選手に割当てられなかったもう片方の馬に騎乗する。

4. 3. 2 主催国の選手が各々馬を2頭提供する。各外国人選手は、各主催国選手が騎乗する馬を抽選する。残った馬を集め、もう一回抽選を行って外国人選手に割当てる。

4. 3. 3 組織委員会が馬を全頭提供し、抽選で出場する選手に割当てる。

4. 3. 4 主催国の選手が各々馬を1頭提供する。抽選を行って外国人選手と主催国選手の組み合わせを行う。各馬には主催国選手と外国人選手が騎乗する。第1競技では主催国選手が先に自分の馬に騎乗する。

4. 3. 5 貸与馬競技についてはすべて以下の規定を適用する：

4. 3. 6 外国人選手には十分な頭数のリザーブ馬を提供しなければならない。明らかに外国人選手には不相当と思われる馬は、リザーブ馬に変更しなければならない。このような馬の交代は競技場審判団の承認が必要である。

4. 3. 7 どの選手も1時間の騎乗セッションにて、抽選で決定した馬を少なくとも1回は調教する機会を得られる。

4. 3. 8 トレーニング・セッションで飛越できるのは障害6個までとする。クロスバーはこれにカウントしない。

4. 3. 9 組織委員会はスクーリング・セッションを統括する規則を定める。

4. 3. 10 リバプール、乾壕、そしてバンクなどの自然障害は使用できない。

4. 3. 11 遅くとも第1競技の2日前までには馬を割当てなければならない。

4. 3. 12 馬には毎日一回、1時間まで騎乗することができる。

4. 3. 13 馬の所有者から委託を受けている場合に限り、馬のトレーナーか他の人物が、競技会開催中に当該馬の調教をすることができる。

4. 3. 14 馬には日常使われている銜であり、抽選に際して臨場した時の銜を使用して騎乗しなければならない。馬の所有者の同意があった場合にのみ銜の交換ができる。

4. 3. 15 一個の障害で3回飛越を試みた場合は、障害1個の飛越とカウントする。ダブル1個あるいはトリプル1個は、障害1個とカウントする。

4. 3. 16 以下に別段の記載がある場合を除き、4. 3. 4に従って行われる貸与馬競技には上述および下記に示す規定を適用する。

4. 3. 17 競技開催日には、前段の選手と後段の選手は各々6個の障害を飛越することができる。(JEF注：前述の4. 3. 4と4. 3. 16を参照のこと)

4. 3. 18 コース上の障害数は合計8個までとし、飛越数は10回以内とする。ダブルを2個あるいはトリプルを1個、使用することができる。

4. 3. 19 第1競技では、先ず主催国選手が最初に騎乗しなければならない。

4. 3. 20 主催国選手の人数に見合うだけの十分な人数の外国人選手がいない場合は、外国人選手の間で抽選を行い、割当てから外れている余剰馬に誰が騎乗するかを決め、すべての馬が1日に2回出場するようにする。

## 第5条 年次大陸選手権大会

1. 毎年、各大陸にて大陸選手権大会を開催することができる(一般規程、第106条)。

2. 選手権大会はできるだけ学校の長期休暇中に開催する。
3. 選手権大会は屋外で開催する。
4. 年次大陸選手権大会は、その大陸にあるすべての国を対象とする。当該大陸以外のNFについても、FEI事務総長の認可があれば招待を受けることができる。招待されたチームと個人選手は賞を受ける資格はあるが、メダル獲得あるいはタイトル順位の対象とはならない。
5. FEIがCSIO-Chと選手権大会の開催を承認する。年次総会前に、障害馬術委員会の勧告に基づいて理事会がこれらの大会の割り振りを決定できるよう、選手権大会の開催を希望するNFは、その選手権大会が開催される2年前の10月1日までに申請しなければならない。
6. 選手権大会はFEI一般規程、該当する種目の競技会規程、現行の特別規程を厳格に遵守して開催しなければならない。
7. 原則として、大陸選手権大会は主催国を含めて4ヶ国以上の参加があつて初めて開催できる。但しヨーロッパ域外では、主催国を含めて2ヶ国以上から不特定数の地域チームの参加があれば開催できる。これに関わる国々のNFが地域チームの基準を定める。選手権大会開催前であっても、参加申込の締切り後に出場を取り止めた国については、出場国と見なされる。
8. 適正な金額であれば参加申込料を徴収してもよいが、FEIの承認が必要である。参加申込料の上限は障害馬術委員会が決定する。
9. 所属NFから正式に参加申込のあつたチームと／あるいは個人選手だけが出場できる。
10. 一般規程の第124条に基づき、各競技種目で選手は、同一暦年内で1つのFEI選手権大会にのみ出場することができる。

#### 第4章 国際競技会と選手権大会への出場資格

##### 第6条 概要

1. いかなる選手も、同一暦年に同じ競技種目で2つのFEI選手権大会に出場することはできない（一般規程第124条）。
2. 該当する年齢に達している選手は、2つ以上のカテゴリーで競技や選手権大会に出場することはできるが、一暦年中に出場できる選手権大会は、1つの年齢カテゴリーで1競技種目のみとする。

#### 第5章 その他の特別条項

##### 第7条 経費と特典

## 1. 競技会

チルドレンを対象とする競技会の組織委員会は、ホテルかユースホステル、あるいは個人家庭への宿泊と資金援助について招待選手の所属NFと話し合い、これを提供することは自由である。これらの競技会に一般規程は適用しないものの、組織委員会が協議する際の拠り所となる。

## 2. 選手権大会とCSIO-Ch

2. 1 NFは自国のチーム監督、選手、グルーム、馬について、CSIO-Chと選手権大会の開催地への往復旅費を負担する。

2. 2 組織委員会については1項に同じであるが、以下に最低限の必要項目を示す：

- 馬の厩舎、飼料
- グルームはできるだけ厩舎近くに滞在できるようにする。

2. 3 役員については、一般規程を適用する。

3. 特典はすべて、競技会あるいは選手権大会の開催前日から終了の翌日まで供与される。

4. チーム監督は競技会開催期間を通して、そのチームと／あるいは個人選手の行動に責任を負う。損害が生じた場合はチーム監督とその所属NFが責任を負う。選手が個人家庭に宿泊しない場合、チーム監督はそのチームと／あるいは個人選手と同泊しなければならない。上訴委員会は損害額を査定する権限を有する。上訴委員会は、容認しがたい行為については競技会期間中を通してどの時点であっても、FEI司法制度に従って罰金を科し、またそのチームと／あるいは個人選手を失格とする権利がある。

## 第8条 褒賞

1. チルドレン競技会で賞金を授与することは認められない。

2. ジュニア規程の第9条を適用する。

## 第9条 馬匹

### 1. 調教

競技会あるいは選手権大会の第1競技が行われる前日の18:00から、競技会あるいは選手権大会全体が終了するまで、選手の馬は競技会あるいは選手権大会の開催地内外で選手、~~トレーナー、あるいは馬の所有者による承認を受けてトレーナーが指定した人物以外の者が騎乗して調教してはならない。~~これに違反した場合は失格となる。しかし選手以外の人物がFEIスタッフの監視下で調馬索運動や引き運動などを行うことは認められる。貸与馬形式の競技会についてはトレーナー、あるいは馬の所有者が認めてトレーナーが委託した人物が、上述の期間内に選手の馬を調教することが認められる。

## 2. コントロール

自分の馬の制御ができないチルドレン選手については、競技場審判団の判断で競技開始前あるいはラウンド走行中に、競技あるいは競技会全体から出場を取り止めさせることができる。

## 3. 個体識別

馬は競技会期間中を通して指定の厩舎へ入れなければならない。これに違反した場合は失格となる。

各馬は、到着時に主催者から提供される個体識別番号を、競技会期間中を通して使用する。スタッフを含むどの役員でも馬の個体識別ができるよう、厩舎から出る時にはいつでもこの番号を付けていることが義務づけられる。この番号の提示を怠った場合は先ず警告カードが渡され、再犯の場合はF E I 法定手続きに従い、競技場審判団あるいは上訴委員会から当該選手に罰金が科せられる。

## 第10条 役員

1. C S I - C h と C S I O - C h における審判員の任命は、障害馬術競技会規程の第259条、C S I 2 \* 競技会に関わる条項に従うものとする。

2. 組織委員会へは、チルドレン競技に経験のある役員を競技場審判団と上訴委員会に加えるよう強く進言するものである。

3. 大陸選手権大会では競技場審判団長、技術代表、外国人獣医師代表を F E I 障害馬術部門が任命しなければならない。

## 第11条 パスポート

障害馬術競技会規程の第8章を適用する。

## 第12条 実施要項

ジュニア規程の第12条を適用する。

## 第6章 チルドレン障害馬術競技会規則

### 第13条 概要

チルドレン障害馬術競技会と選手権大会は、下記に特に修正がない限り、障害馬術競技会規程に従って開催しなければならない。

### 第14条 障害

1. ジャンプオフの場合を除き、いかなる障害も高さは1. 20 mまで、幅は1. 40 m以内の大きさとする。

ジャンプオフでは6～8個の障害でコースを構成し、そのうち4個までは高さを1.30mまで上げることができる。

2. バンケット、堆土、水濠障害、飛び上がり障害の使用は認められない。

3. リバプールの使用は認められる。

### 第15条 速度

C S I O-C hと選手権大会の競技では、速度を分速350mとしなければならないが、その他の競技では分速300～350mの間で定めることができる。

### 第16条 基準「C」競技は認められない。

### 第17条 服装と敬礼

1. 騎乗中は3点で固定された顎紐を締めて保護帽を着用することが義務づけられる。

2. いかなる選手も脱帽せず、頭を下げることで競技場審判団へ敬意を表わすものとする。

3. 暗色の上衣か乗馬クラブのユニフォーム、白か淡黄褐色の乗馬ズボンかジョッパーと長靴、白のシャツにタイかハンティング・ストックが認められている。

### 第18条 馬装

1. 馬装に制限はない。

2. 遮眼帯の使用は禁止である。

3. スタンディング・マルタンガールと可動式ランニング・マルタンガールの使用が認められる。

4. 手綱は銜につけるか、直接、頭勒に装着されていなければならない。ギャグとハックモアの使用が許可されている。

5. 安全確保の観点より、鐙や鐙革（セーフティ鐙にも適用される）はあおり革の外側に托革から自由につられていなければならない。いかなる物でも鐙を固定するような器具の取り付けは許可されない。選手は直接あるいは間接的にも、自分の体のいかなる部分も馬具に縛り付けてはならない。

6. アリーナ、練習および調教用馬場、競技会場内および周辺のいかなる場所でも、選手は長さが75cmを超える鞭や先端に重りの付いた鞭を携帯したり使用することが禁止されている。鞭の代用品を携帯することも認められない。この条項に従わなかった場合は失権となる。

7. 上述の1～4項については、特にアリーナの項目を参照のこと。

## 第7章 大陸障害馬術選手権大会および地域障害馬術選手権大会

### 第19条 参加申込

1. F E I 事務総長の承認を受けた後、主催国 N F はその実施要項を招待状とともに大陸あるいは地域の該当する N F へ送付する。

#### 2. チーム

2. 1 各 N F は選手 5 名、馬 5 頭以内の構成で 1 チームを参加申込できる。しかしヨーロッパ域外においては、関連 N F がチーム数、およびチーム派遣の地域ベースを決定できる (第5条7)。組織委員会はチーム監督に招待状を送付するとともに、チーム監督には選手と同様の特典を供与しなければならない。選手権大会へはリザーブ馬の搬入が認められない。

2. 2 第20条3に従い、この選手 5 名と馬 5 頭すべてが選手権大会の団体競技、および個人競技に参加できる。

2. 3 C S I O・C h 競技会の組織委員会は、以下のいずれかの開催方式を選択できる：

- 第19条2. 1と~~第19条2. 2~~を適用
- 第249条1を適用

#### 3. チームに代わる個人選手—選手権大会

3. 1 チームを派遣できない N F は、1 名あるいは 2 名の個人選手を各々 1 頭の馬とともに参加申込できる。

4. C S I O・C h 競技会の組織委員会は、参加申込の受け付けを以下の条項に従って選択できる：

- 第19条3. 1を適用
- 第249条2を適用

#### 5. 個人タイトル保持者—選手権大会

N F は前年に開催された選手権大会の個人タイトル所持者を、タイトル防衛のために自動的に派遣する権利はない。

6. N F は馬 2 頭につきグループを 1 名、各チームにつき 2 名までのグループを C S I O・C h と選手権大会に派遣することができる。

7. 参加申込は一般規程に従い 3 段階に分けて行わなければならない。

8. 選手権大会の開催を出場国非限定とするか出場国限定とするかは、テクニカル委員会が決定する。選手権大会を出場国非限定とする場合は、大会開催地域あるいは大陸以外の国から参加するチ

ームと個人選手も、主催地域あるいは大陸内のチームや個人選手と同等の条件で選手権メダルとタイトルを競う。

9. 出場国限定の選手権大会に、開催地域あるいは大陸以外の国からチームと／あるいは個人選手の参加申込を受け入れるか否かは、組織委員会の裁量に任されるが、テクニカル委員会の合意を必要とする。

## 第20条 出場選手の申告

1. チーム監督は団体競技開催の前日18:00までに、チーム構成（選手4名、馬4頭）を事務局へ書面にて申告しなければならない。

2. チーム・メンバー4名のうち1名、または馬4頭のうち1頭が事故あるいは病気となった場合に限り、5組目の選手／馬がチーム・メンバーとして出場できる。但し、チーム監督が競技場審判団の承認を受けた場合とする。

3. 5組目の選手／馬は、第1予選競技と第2予選競技に個人選手として出場することができ、予選を通過すれば個人決勝競技に出場できる。

## 第21条 馬の出場資格

1. 馬

1. 1 馬は6歳以上でなければならない。

1. 2 この選手権大会に出場できるのは、その前年と／あるいは現行年にシニア対象のCSIOにてネーションズ・カップあるいはグランプリ競技に出場していない馬とする。

1. 3 選手権競技が行われる競技会の期間中に、シニア対象のいかなる競技にも出場してはいけない。

## 第22条 競技

1. **1日目－プレリミナリー競技**

組織委員会は、選手が自由に参加できるプレリミナリー競技を1～2競技設けることが求められる。このような競技は基準Aで行われる。

片方の競技は前回の選手権大会を完走している選手を対象とし、他方の競技は選手権大会に出場経験のない選手を対象とすることが推奨される。

過失とタイムで個人順位を決定する（第238条2. 1）。

2. **2日目－個人選手権競技－個人選手権に向けた第1次予選競技**

選手全員が参加できる。



基準A、タイムレース、ジャンプオフなし（第238条2. 1）

2. 1 第1次予選競技のスターティング・オーダー

第1次予選競技のスターティング・オーダーを決定する抽選を行う。

3. 3日目－団体選手権競技

（個人選手権に向けた第2次予選競技でもある）

3. 1 この競技は基準Aを採用し、タイムレースではない2回走行を行う。第1位、第2位と／あるいは第3位で同点の選手がでた場合は、タイムレースのジャンプオフを1回行う。

この競技には第1次予選競技（上記2項）に参加した選手と馬だけが出場できる。団体順位については、チーム構成を申告したチーム・メンバーのみを対象とする。

3. 2 団体競技のスターティング・オーダー

団体競技の第1回目走行のスターティング・オーダーは抽選で決定する。第2回目走行のスターティング・オーダーは、第1回走行で発生した減点の多い順番とする（第2回目走行では個人選手がチーム選手よりも先に出場する）。個人選手あるいはチームで同減点がでた場合は、第1回目走行でのスターティング・オーダーを採用する。

ジャンプオフを行う場合のスターティング・オーダーは、第2回目走行でのスターティング・オーダーを採用する。

4. 4日目

4. 1 フェアウェル競技

個人選手権競技への出場資格を得られなかった選手を対象とする（下記4. 2. 1に従う）。この競技は基準Aを採用してタイムレースとせず、ジャンプオフはタイムレースで1回行う。速度は分速350m（第238条1. 2）。

組織委員会は個人選手権競技に参加できない選手を対象として、個人選手のフェアウェル競技を1回設けなければならない。リボンの授与は通常の基準に従うこととする。

4. 2 第3競技（個人決勝競技）

4. 2. 1 競技の進行

この競技はラウンドAとラウンドBで構成し、タイムレースではなく基準Aで審査を行う。第1位、第2位と／あるいは第3位で同順位がでた場合は、タイムレースのジャンプオフを1回行う。速度は分速350m（第283条3. 2）。

この競技には、第1次予選競技と第2次予選競技の減点合計に基づき、上位30組の人馬（第30位で同点の選手を含む）が出場を義務づけられる。

選手は（完走、未完走を問わず）必ず第1競技に出場していなければならない。第2競技も（失権、あるいは棄権をせずに）完走していなければならない。第1競技で失権あるいは棄権した場合は、最多減点の選手のポイントに減点20が加算される。

もし何らかの理由で上位30名の選手のうち1名またはそれ以上の選手が出場できない場合でも、次点の選手の繰り上げ出場は行わない。

ラウンドAを完走した選手は、失権したりラウンドAの終了後に棄権した選手を除いて全員がラウンドBへ出場する。両ラウンドの減点が加算される。

選手はラウンドBのコース下見を行うことができる。

#### 4. 2. 2 スタート・オーダー

ラウンドAのスタート・オーダーは、選手権競技への第1次予選競技と第2次予選競技で発生した減点合計に基づき、減点の多い選手からとする。いかなる順位についても同減点となった場合は、第1次予選競技のタイムでスタート・オーダーを決定する。第30位で予選を通過した選手が最初のスタートとなる。

ラウンドBのスタート・オーダーは、第1次予選競技、第2次予選競技、およびラウンドAで発生した減点合計に基づき減点の多い選手からとする。減点の最も多い選手が最初に、減点の最も少ない選手が最後にスタートする。同減点の選手がでた場合は、第1次予選競技のタイムでスタート・オーダーを決定する。

### 第23条 障害とコース

1. 第1次予選競技のコースは10～16個の障害で構成する。障害の高さは1.20mまで、幅は1.00m～1.30mの範囲で高さと同釣り合いをとって設定する。

2. 団体決勝競技と個人選手権第2次予選競技のコースは、ダブル1個とトリプル1個、あるいはダブル3個を含む10～17個の障害で構成する。  
速度：分速350m

3. 個人選手権競技のラウンドAのコースはダブル3個、あるいはダブル1個とトリプル1個を含む10～12個の障害で構成し、高さは1.20mまで、幅は1.00m～1.30mの範囲で高さと同釣り合いをとって設定する。

高さ：上限は1.20m、幅は1.00m～1.30mの範囲で高さと同釣り合いをとって設定。

ラウンドBはラウンドAと異なるコースでなければならず、トリプル1個あるいはダブル1個を含む8～10個の障害で構成する。

高さ：上限は1.30m、幅は高さと同釣り合いをとって設定。高さと同幅ともに技術代表の判断に任される。

速度：分速350m

4. 団体順位あるいは個人順位決定のためにジャンプオフを行う場合は、6個の障害を使った短縮コースとするが、障害の大きさはラウンドBに使用した障害の大きさを超えてはならない。

速度：分速350m

5. プレリミナリー競技とフェアウェル競技の障害は、高さを約1.10m、幅を約1.25mとしなければならない。

速度：分速350m

## 第24条 団体順位

1. 団体順位は団体選手権競技における2回走行の各々で、各チーム上位3選手の減点を合計して決定する。

第1回目走行あるいは第2回目走行を完走していないチーム選手の成績は、当該走行で最も減点の多かったチーム選手の成績に減点20点を加算する（ネーションズ・カップと同じ原則）。

2. 第1位、第2位と／あるいは第3位で同減点のチームがでた場合は、タイムレースのジャンプオフを1回行わなければならない、チーム馬は全頭出場する（~~第4122条4~~）。

3. それでも同順位（減点とタイム）となったチームは、同順位とする。

4. その他のチームは2回の走行での減点を合計して順位を決定する。同減点の場合は同順位となる。

5. 団体順位に加えて個人順位も決定され、賞が授与される。

6. 選手権大会が開催される大陸あるいは地域以外の国から参加国限定選手権大会に出場するチームは、団体競技には参加できるが、団体順位の対象とはならない。団体競技における個人選手順位では賞を受けることができる（~~第4123条5~~）。

## 第25条 個人順位

1. 個人順位は各選手の第1次予選競技、第2次予選競技の2回走行（ジャンプオフが行われた場合でもその減点は含めない）、第3競技のラウンドAとラウンドBでの減点を合計して決定する。

2. 第1位、第2位と／あるいは第3位で同減点の選手がでた場合は、タイムレースのジャンプオフを1回行わなければならない（第23条4）。

2回のジャンプオフが必要な場合は、第1位と第2位を決定するジャンプオフの前に第3位決定戦を行う。

3. 選手権大会が開催される大陸あるいは地域以外の国から参加国限定選手権大会に出場する選手は、予選を通過すれば個人決勝競技に出場できるが、個人メダル受賞者決定のジャンプオフには参加できない。ラウンドAとラウンドBの減点を合計して順位が与えられる。

この競技では2種類の順位付けを行うものとする。1つは個人メダル受賞者決定の順位付け、もう1つは競技に参加した選手全員の順位付けである。後者の順位ではラウンドAとラウンドBの成績だけがカウント対象となる。同減点の選手は同順位となる。

## 第26条 競技場審判団

競技場審判団長は、一般規程に従ってF E I 障害馬術部門が任命しなければならない。組織委員会は一般規程と障害馬術競技会規程に従って競技場審判団メンバーを任命する。

競技場審判団の判断で、自分の馬の制御ができないチルドレン選手は、その馬とともに競技あるいは競技会全体から出場を取り止めさせられる場合がある。

## 第27条 技術代表

F E I 障害馬術委員会は、一般規程に従って技術代表を任命しなければならない。

## 第28条 獣医師代表団

獣医師代表団の構成、およびその代表団長とメンバーの任命は、獣医規程に定める必要条件に従わなければならない。

## 第29条 上訴委員会

上訴委員会の構成、およびその委員長とメンバーの任命は、一般規程に定める必要条件に従わなければならない。

C S I - C h 競技会では、上訴委員会の設置は義務づけられない。

## 第30条 落馬

1回目の選手の落馬あるいは馬の転倒で、選手は当該競技から失権となる。これはネーションズ・カップ競技および選手権競技でも同様である。しかしながら、公認医師と競技場審判団が承認した場合に限り、ネーションズ・カップの第2回目走行と団体選手権競技の第2回目走行には出場できる。失権した選手には当該ラウンドで最下位となった選手の成績に減点20が加算される。

## 添付A

鼻革は平らでなければならない。

革以外に金属部品を使っている鼻革の使用は認められない。交叉鼻革で2本のストラップが交わる部分にシープスキンの小さいディスクを使用することはできる。

### Dropped noseband

ドロップ鼻革

### Cavesson noseband

カブソン鼻革

### Flash noseband

フラッシュ鼻革

### Crossed noseband/Mexican noseband

交叉鼻革

## 付則17 アマチュア・オーナー・カテゴリー規程

国際競技会に関わるアマチュア・オーナー・カテゴリーが定められた。以下の基準によりアマチュア・オーナー資格が決定される：

### 第1条 必要条件

「アマチュア・オーナー」と認められるには：  
選手は22歳となる年から参加できる。

選手は競技に出場する馬の所有者でなければならない。所有権は近親者に拡大適用することができる。

選手は所属する国内馬術連盟から付与された有効なライセンスを所有し、FEI登録をしていなければならない。馬はFEI登録がされており、カテゴリーAでは有効なFEIパスポート、あるいはナショナル・パスポートとFEI認証カードを所有していなければならない。

「アマチュア・オーナー」ライセンスとは、他者の馬に騎乗、騎乗レッスン、スポンサー付きの馬に騎乗、あるいは広告や商業目的などで金銭を受領しないとの陳述書に正式に署名した選手に対してのみ、NFが付与するものである。

馬の売買や現金で賞金を受領することは、これが当該選手の唯一の収入源でない限りは禁止されない。

「アマチュア・オーナー」資格により、他のクラスへの出場や選手権大会への参加が制限される。  
「アマチュア・オーナー」ライセンスを取得後、あるいはこれを更新した選手は、第1競技の高さが1.50m以上の国際競技および国内競技に参加することは認められない。

### 第2条 国際競技会

カテゴリーAグループを対象とする「アマチュア・オーナー」国際競技会を開催する場合は、障害の高さを1.30～1.40m、幅を1.55m以内（トリプルバーの場合を除く）とする競技で構成し、カテゴリーBグループを対象にする場合は障害の高さを1.15～1.25m、幅を1.40m以内（トリプルバーの場合を除く）とする。

国際競技会は、主催国の個人選手と限定数の外国人選手を対象とする。

一競技会につき馬一頭の世界共通参加申込料上限：1500ユーロ  
各競技の最低賞金額：1,600ユーロ（400ユーロは勝者へ）  
~~500ユーロ以下の世界共通参加申込料を徴収する競技会については、各競技の上位3選手に配分される賞金額が、各競技の参加申込料を下回ってはならない。~~

各競技の参加申込料は、世界共通の参加申込料を当該競技会で行われる競技の数で割って求める。

国際競技会は国際障害馬術競技会に関わる F E I 規程に準拠しなければならない。競技会実施要項ドラフトはすべて、F E I へ提出して承認を受けなければならない。

### **第 3 条 選手権大会**

このカテゴリで大陸選手権大会あるいは地域選手権大会を開催する場合は、F E I 大陸選手権大会の開催方式に従わなければならない。

### **第 4 条 コースデザイナー**

コースデザイナーは F E I 国際コースデザイナー・リストから選考して、組織委員会が任命する。

### **第 5 条 諸施設**

競技、交通手段、旅費、ホテル宿泊費、国境での通関に関わる費用は、すべて選手負担となる。